

長崎県の離島の消防体制の維持・強化
に係る調査研究業務報告書

令和2年12月

一般財団法人 消防防災科学センター

内容

調査の内容.....	1
. 調査の目的	1
. 調査の対象範囲	1
. 調査の内容	1
(1) 人口減少や災害激甚化などによる離島の消防体制への影	1
(2) 人口減少が進んでも、離島において単独で消防体制を維持していくこと	2
(3) 離島と本土との消防広域化の検討.....	2
. 調査の手法	3
人口減少や災害激甚化などによる離島の消防体制への影	4
. 消防 要の実態と動向の把握.....	4
人口と世帯数	4
災害発生 火災、救急、救助	8
人口予測、救急搬送人員推計	13
. 現状の消防力の把握	18
総務事務に関すること	18
警防事務に関すること	29
予防事務に関すること	31
指令業務に関すること	33
. 現状の消防団・自主防災組織の把握	34
. 現状の消防体制の課	38
. 現状の消防体制の課 に対する方策	42
方策 ー消防広域化	42
方策 ーはしご車等特殊車両の共同運用 連携・協力	43
方策 ー予防事務の連携・協力.....	43
方策 ーヘリコプター搬送に係る救急情報の一元化	44
方策 ー消防団・自主防災組織.....	46
人口減少が進んでも単独で消防体制を維持していくこと	48
. 今後起こりうること	48
消防本部間の連携・協力の活用.....	55
共同指令センターを活用した指令業務	55
消防本部間の連携・協力による予防事務、総務事務.....	58
消防本部間の連携・協力による警防業務 平時	58

単独消防で安全安心を落とさない取り組み.....	60
ICT の活用.....	60
地域消防力の掘り起し.....	61
必要な搬送手段の整備.....	62
消防署所配置の最適化.....	62
コンパクトシティと消防体制.....	64
離島消防の将来像イメージ.....	67
離島と本土との消防広域化の検討.....	69
広域化及び連携・協力に対する消防本部の認識.....	69
広域化.....	69
連携・協力.....	69
県内一本化を行った場合の組織、体制、経費、各市町の負担軽減.....	72
県内一本化による組織運用の効率化.....	72
北部ブロック 佐世保市、平戸市、松浦市.....	73
消防組織の効率化と強化.....	75
人事・研修の効率化.....	75
指令業務.....	75
警防業務.....	75
予防業務.....	76
消防費の低減化.....	76
離島における大規模災害時の応援体制の向上.....	77
離島の現在の認識.....	77
台 に備えた離島への応援部隊の事前配置.....	77
船舶及び航空機による迅速な応援部隊の輸送.....	77
離島派遣訓練の実施.....	77
指令業務の一本化による関係機関との連携強化とヘリ搬送の効率化.....	78
大地 等における関係機関との連携強化.....	78
ヘリ搬送の効率化.....	78
医師常.....	78
連携・協力と広域化の違い.....	78
共同指令センターと 本部指令センターの違い.....	78
はしご車の運用.....	79
連携・協力の限界と広域化議論の同時推進.....	79

共同指令センター設置に要した期間の事例	80
沖縄県消防指令センター	80
築後地域消防指令センター	80
いばらき消防指令センター	80
離島と本土との消防広域化に関する市町の懸念への対応	81
・ まとめ	83
離島の現状	83
離島の認識	83
離島消防本部の現在の課	83
本土の現状	83
大規模災害時の離島への応援派遣体制の構築	84
離島消防体制の維持・強化方策	84
広域化に向けて	85

資料

資料 1 アンケート結果	資 1
資料 2 ヒアリング概要	資 35

1 調査の内容

1.1 調査の目的

長崎県内の消防本部の体制の維持・強化のためには、離島と本土の広域化は、スケールメリットが働く有効な方法のひとつであるが、離島と本土の広域化には、市町の懸念があり、検討が進んでいない。

しかしながら、全国に先駆けて人口減少が進む長崎県においては、消防体制の維持強化に向けた検討を進める必要がある。こうした状況をふまえ、本年6月に長崎県が再策定した消防広域化推進計画では、離島などの小規模消防本部の体制維持・強化に向けた調査研究を進めることなどを計画の柱に位置づけた。

本調査は、今後長崎県が市町との協議を進め、消防体制の維持・強化を図るための検討に資することを目的とする。

1.2 調査の対象範囲

(1) 対象地域

長崎県内

(2) 対象消防力

長崎県内 10 消防本部

1.3 調査の内容

本調査では、次の調査項目を設定して解析を進める。

(1) 人口減少や災害激甚化などによる離島の消防体制への影響

① 消防需要の実態と動向の把握

長崎県の消防体制を検討するにあたり、はじめに長崎県の特性を整理する。特性を示すものとして、多くの島々を有していることにはじまる地勢情報、消防需要の分布と動向、これまでの消防広域化の取り組みと結果などについて整理する。

② 現状の常備消防力の把握

長崎県の常備消防力の現状を把握する。現状の 10 消防本部ごとに、保有する消防力、管内の人口等の様子、財政状況について整理する。整理に当たっては、消防本部を 4 つの業務に分けて、それぞれ構成が分かる様に留意する。

③ 現状の消防団と自主防災組織の把握

離島等の常備消防力を補うものとして、消防団と自主防災組織が挙げられる。本調査は常備消防力の広域化を主題とするが、地域の消防力として常備消防力と連携して活動するこうした消防力の現状も把握する。

なお、消防団は、常備消防力と同じ消防組織法に基づいて設置されることから、同様の災害対応を行う消防力と考える。自主防災組織は、災害対策基本法に基づく組織であるため、災害対応を原則として活動するが、ここでは平時の災害対応にも地域

の消防力としてあたるものとする。

(2) 人口減少が進んでも、離島において単独で消防体制を維持していくこと

将来の人口減少を考えれば、今後常備消防の体制は規模的に縮小をせざるを得ない。しかし、現状においても離島を管轄する消防本部ではそれぞれの島における消防体制が弱く、常備消防による消防サービスが迅速に行えない地域が存在しており、既に事実上の限界に達している状態であると思慮される。このため、将来における単独での消防体制の維持は相当難しい問題であると考えられるが、次の項目について検討しその可能性を探る。

① 今後起こりうること

4つの離島の消防本部において、このまま管轄人口の減少が進み、財政規模が縮小されれば、体制（人員、体制、資機材など）の縮小が予想される。

この結果、火災消火、救急出動、救助出動などにおいて、どのような影響が出てくるのか、消防サービスの低下、消防本部管内での地域格差の顕在化の観点から検討する。また、大規模災害時の対応力について、消防本部自体の対応力の低下をはじめ、県や市町防災部局、消防団、隣接消防、警察、自衛隊、緊急消防援助隊などとの連携が十分にできるのか（それが十分でない場合の被害拡大への影響を含め）検討する。

② 連携・協力の活用

消防体制の維持強化のため、長崎県における消防本部の連携・協力による効果は、どの程度あるかを、全国の連携・協力の事例と長崎県の地理的状況を鑑みて検討する。

③ 単独消防で安全安心を落とさない取り組み。

将来、使えるようになる新しい技術で、長崎県の4つの離島の消防本部が単独本部のまま、住民の安全・安心のレベルを維持する方策として、次のことについて課題を明示して検討する。併せて、単独消防を維持することによる、こうした施策の限界についても検討する。

④ コンパクトシティと消防体制の縮小

コンパクトシティ構想と消防体制について、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導により消防体制を縮小するのではなく、災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅用が集積している地域については、災害リスクを軽減するために、様々な工夫により消防体制を維持するという立場から、最近における国土交通省の議論等を踏まえて、その可能性を検討する。

(3) 離島と本土との消防広域化の検討

消防広域化することで、スケールメリットの発揮、既存や新しい機能を使った効率化等により、消防力は強化、効率化され、サービスの向上が期待される。広域化について、次の項目を検討し、その可能性を探る。

なお、2. の単独で消防体制を維持した連携・協力等による、消防体制の強化、効率化と施策が似ることから、連携・協力等と消防広域化の差異についても検討する

① 県内一本化を行った場合の組織、体制、経費、各市町負担額のイメージ

- ア 消防組織の強化、効率化
- イ 各種体制の強化、効率化
- ウ 消防費の低減化
- エ 各市町負担額の軽減及び安全安心レベルの向上

② 将来使える新しい技術について、想定事例を示し、効果を説明

- ア 指令業務の一本化による強化、これに併せた県業務の委託
- イ 総務事務の強化
- ウ 警防業務の強化
- エ 予防業務の強化

③ 広域化、特に離島と本土との消防広域化に対する市町の懸念への対応

上記(1)及び(2)で述べてきたように、広域化には十分なメリットがあり、市町住民の安全・安心レベルの向上が期待できることから、これをとりまとめる。

広域化により必然的に派生する一部の懸念についてはその事実は認められるものの、全体からすればそれをはるかに超えるメリットがある。

1.4 調査の手法

本調査では、次の調査手法により必要な情報を収集しとりまとめる。

- (1) 統計データの収集・整理
- (2) 長崎県内の消防本部を対象とするアンケート調査
- (3) 長崎県内の消防本部等を対象とする聞き取り調査
- (4) 各種文献やWEB検索による情報収集

2 人口減少や災害激甚化などによる離島の消防体制への影響

2.1 消防需要の実態と動向の把握

(1) 人口と世帯数

・平成 23 年から平成 31 年までの傾向

人口と世帯数は、地域の現況を見ることに妥当な指標値である。現在、国内全体で少子高齢化の進行とこれに伴う影響が懸念されている。

長崎県においても同様の傾向が見られる。人口は平成 23 年から一貫して減少傾向にあり、平成 23 年には県人口は約 141 万人であったが、平成 31 年には約 137 万人であった。減少分は 4%と僅かであるが、県全体では既に減少傾向にあることが分かる。高齢化も進行が進み、65 歳以上の比率が 3 割を越え更に大きくなっている。

消防本部別に見ると、平成 23 年と比べ人口が僅かに増えているのは県央地域消防本部のみであり、他の消防本部は全て減少している。県内の離島消防本部を構成する対馬市、壱岐市、五島市及び新上五島町はいずれも 5%以上減少しており、傾向が顕著である。特に新上五島町は平成 23 年と比べ平成 31 年は人口比が 89 まで減少している。また、北部の平戸市と松浦市も離島と同程度に人口減少が進んでいることが分かる。

世帯数は平成 23 年には県全体で約 56 万世帯であったが、平成 31 年には約 63 万人世帯に増加している。この傾向は県全体で共通しており、全ての消防本部で同様の傾向が見られる。人口減少が顕著であった新上五島町でも平成 23 年と比べ平成 31 年は世帯数比が 103 に増加し、他の消防本部ではおおよそ 10%以上増加している。

この人口と世帯数の関係から、人口は減少すると共に核家族や個人世帯が増加していることが推測される。火災の発生数は世帯数に関連性が高いことが挙げられるが、人口減少程に火災が減少しない要因となる。

・各地域の傾向

令和 2 年の県内人口は約 131 万人と更に減少は進んでいる。このときの消防本部ごと、0-14 歳、15-64 歳、65 歳以上の年齢 3 区分の傾向を見る。

人口が最も多いのは長崎市であり管轄人口は県人口の 36%を占めている。次いで佐世保市 25%、県央地域 21%と続く、この 3 消防本部を合わせると県人口の 8 割を越える。残る 7 消防本部消防本部の管轄人口は合わせて県全体の 2 割弱となる。特に平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町は、それぞれ人口は 5 万に満たず、県全体から見ると 3%未満であることが分かる。消防本部により管轄人口には大きな差があることが分かる。

表2.1.1 消防本部別の人口経過

単位:人

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
長崎市消防局	512,992	510,274	508,315	506,074	579,226	508,296	502,469	499,194	493,743
佐世保市消防局	344,797	342,889	340,325	337,647	418,779	334,936	333,869	336,398	333,653
平戸市消防本部	34,547	33,863	33,212	32,626	33,572	33,216	32,466	32,116	31,530
松浦市消防本部	24,921	24,645	24,128	23,829	24,259	23,344	23,566	23,327	22,966
対馬市消防本部	33,685	32,929	32,336	31,732	32,765	32,513	31,550	30,940	31,005
壱岐市消防本部	28,877	28,408	27,943	27,546	28,186	27,985	27,266	27,199	26,827
五島市消防本部	39,993	39,295	38,600	37,975	39,117	38,956	37,775	37,601	37,092
新上五島町 消防本部	21,722	21,255	20,752	20,250	20,780	20,562	19,866	19,711	19,305
県央地域広域 市町村圏組合	260,753	261,996	261,411	260,914	280,020	264,964	263,517	262,762	262,686
島原地域広域 市町村圏組合	113,294	110,522	108,878	107,452	96,142	111,254	108,903	108,266	106,584
長崎県合計	1,415,581	1,406,076	1,395,900	1,386,045	1,552,846	1,396,026	1,381,247	1,377,514	1,365,391

表2.1.2 消防本部別の人口比

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
長崎市消防局	100	99	99	99	113	99	98	97	96
佐世保市消防局	100	99	99	98	121	97	97	98	97
平戸市消防本部	100	98	96	94	97	96	94	93	91
松浦市消防本部	100	99	97	96	97	94	95	94	92
対馬市消防本部	100	98	96	94	97	97	94	92	92
壱岐市消防本部	100	98	97	95	98	97	94	94	93
五島市消防本部	100	98	97	95	98	97	94	94	93
新上五島町 消防本部	100	98	96	93	96	95	91	91	89
県央地域広域 市町村圏組合	100	100	100	100	107	102	101	101	101
島原地域広域 市町村圏組合	100	98	96	95	85	98	96	96	94
長崎県合計	100	99	99	98	110	99	98	97	96

表2.1.3 消防本部別の世帯数経過

単位:世帯

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
長崎市消防局	213,592	214,715	215,942	217,655	266,364	240,381	216,793	239,187	238,317
佐世保市消防局	134,793	135,565	135,547	135,708	169,203	135,349	135,621	155,607	155,942
平戸市消防本部	12,836	12,800	12,750	12,720	14,284	14,258	12,421	14,130	14,042
松浦市消防本部	9,172	9,193	9,087	9,062	10,220	10,247	8,994	10,222	10,233
対馬市消防本部	13,614	13,456	13,424	13,363	15,252	15,243	13,393	14,991	15,135
壱岐市消防本部	10,309	10,367	10,313	10,323	11,628	11,620	10,002	11,642	11,652
五島市消防本部	18,266	18,133	17,995	17,932	20,179	20,210	17,425	20,020	19,888
新上五島町 消防本部	9,527	9,383	9,210	9,070	10,189	10,134	8,996	9,938	9,850
県央地域広域 市町村圏組合	95,632	97,581	98,512	98,713	116,046	111,697	98,446	113,031	114,637
島原地域広域 市町村圏組合	39,631	38,874	39,143	40,221	37,923	44,002	38,629	44,241	44,305
長崎県合計	557,372	560,067	561,923	564,767	671,288	613,141	560,720	633,009	634,001

表2.1.4 消防本部別の世帯比

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
長崎市消防局	100	101	101	102	125	113	101	112	112
佐世保市消防局	100	101	101	101	126	100	101	115	116
平戸市消防本部	100	100	99	99	111	111	97	110	109
松浦市消防本部	100	100	99	99	111	112	98	111	112
対馬市消防本部	100	99	99	98	112	112	98	110	111
壱岐市消防本部	100	101	100	100	113	113	97	113	113
五島市消防本部	100	99	99	98	110	111	95	110	109
新上五島町 消防本部	100	98	97	95	107	106	94	104	103
県央地域広域 市町村圏組合	100	102	103	103	121	117	103	118	120
島原地域広域 市町村圏組合	100	98	99	101	96	111	97	112	112
長崎県合計	100	100	101	101	120	110	101	114	114

表2.1.5 消防本部別の人口構成(令和2年)

単位:人

	人口				構成比(消防本部内)%				総人口	
	0--14	15--64	65--	年齢不詳	0--14	15--64	65--	年齢不詳	実数	構成比%(長崎県内)
長崎市消防局	56,750	261,695	151,590	6,828	12	55	32	1	476,863	36.4
佐世保市消防局	41,511	172,982	104,706	2,582	13	54	33	1	321,781	24.6
平戸市消防本部	3,397	13,502	12,090	10	12	47	42	0	28,999	2.2
松浦市消防本部	2,628	10,699	8,071	18	12	50	38	0	21,416	1.6
対馬市消防本部	3,311	14,300	11,039	9	12	50	39	0	28,659	2.2
壱岐市消防本部	3,237	12,128	9,688	3	13	48	39	0	25,056	1.9
五島市消防本部	3,651	16,650	14,146	116	11	48	41	0	34,563	2.6
新上五島町消防本部	1,588	8,518	7,455	34	9	48	42	0	17,595	1.3
県央地域広域市町村圏組合	38,202	151,810	80,132	343	14	56	30	0	270,487	20.6
島原地域広域市町村圏組合	10,200	42,245	32,689	107	12	50	38	0	85,241	6.5
長崎県合計	164,475	704,529	431,606	10,050	13	54	33	1	1,310,660	100.0

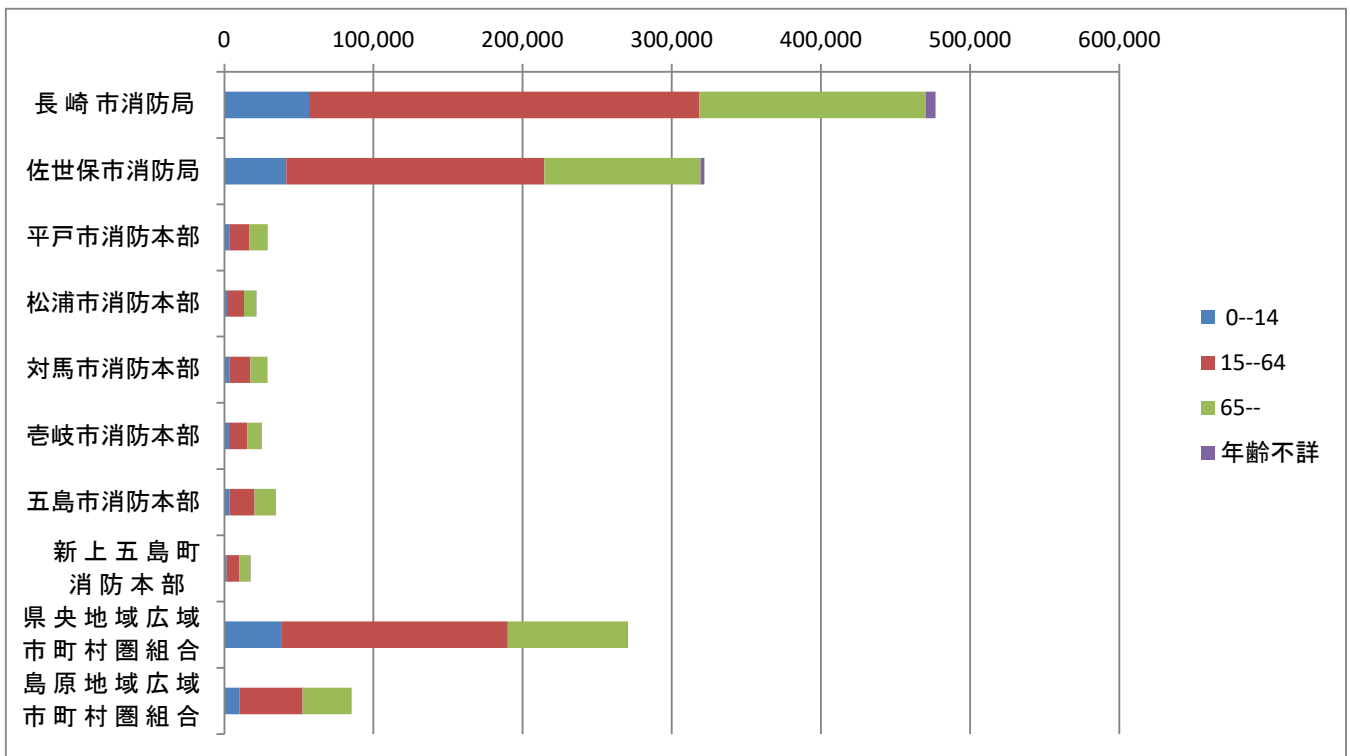


図2.1.1 消防本部別の人口構成(令和2年)

(2) 災害発生（火災、救急、救助）

○火災

- ・平成 23 年から平成 31 年までの火災発生

火災発生件数は、近年は約 400～600 件台の間を推移している。近年 8 年間で、消防機関の出動が最も多かったのは平成 23 年 626 件、最も少なかったのは平成 27 年 394 件である。概して近年の方が徐々に発生件数が減少している様に見られるが、火災件数は年により大きく差があり傾向を確定するには至らない。従って、県全体では経年による特徴はなく、今後も同程度の火災件数が発生すると見ることが妥当と言える。

なお、特に長崎市他いくつかの消防本部では近年明らかに発生件数が以前より減少しているところもある。こうした地域では火災予防の取り組みが成果を上げているものと考えられる。

- ・各地域の傾向

平成 30 年中の火災発生傾向を見ると、建物火災とその他火災が多く、この 2 種類の火災を合わせた全体での比率は約 85%を占めている。これは各消防本部でも同様の傾向である。次いで、林野火災、車両火災が続くが、林野火災は年により発生傾向が大きく変わる傾向がある。

火災の発生数自体は、管轄する人口規模に概ね応じており、長崎市、佐世保市、島原地域での発生が多い。なお、これら火災種別を特に考慮せず、消防本部毎に人口 1 万人当たりの火災発生数を見ると、消防本部により顕著な差がある。壱岐市や平戸市は値が高く 10 件を越える。一方、長崎市と県央広域は特に値が低い。値の最も大きい壱岐市と、最も低い県央広域を比べると発生件数は 7 倍以上の差がある。

○救急

- ・平成 23 年から平成 30 年までの救急発生

救急事案件数は、平成 23 年は約 5 万 9 千件、平成 30 年は約 6 万 9 千件であり、一環して増加の傾向を示している。この期間の人口が減少していることを考慮すれば、人口全体の高齢化が進み救急発生率が高くなったこと、救急要請が徐々に高頻度化していることが考えられる。

この間の増加は県全体では約 9 千件 16%の増加となる。消防本部別には長崎市、佐世保市、新上五島町及び県央広域の増加率が高い。松浦市、五島市及び島原地域は増加率が低いが 5%程増加している。

なお、統計データは未確定であるが、平成 31(令和元)年、令和 2 年の救急事案件数は、平成 30 年の値を下回っている。この要因として、平成 31(令和元)年は前年と比べ熱中症や夏期の急病件数が大幅に下回っていること、令和 2 年は新型コロナウイルスが世界的に蔓延し、人々の動向が大きく抑制され、更に健康管理の啓発が進んだことが挙げられる。都市による差異はあるものの、今後も救急事案は増加の傾向にあると考えられる。

・各地域の傾向

平成 30 年中の救急事案の発生傾向を見ると、急病が最も多く全体の 61%、次いで一般負傷が約 15%を占めている。この 2 種類を合わせた全体での比率は 77%となる。これは各消防本部でも同様の傾向である。

救急事案の発生数自体は、管轄する人口規模に応じており、長崎市、佐世保市、県央地域での発生が多く、県全体の 79%となる。なお、これら救急事案の種別を特に考慮せず、消防本部毎に人口 1 千人当たりの発生数を見ると、県の平均は一年間で約 50 件である。各消防本部とも概ねこの前後の値を取っているが、壱岐市は特に高く約 64 件となっている。

○救助

・平成 23 年から平成 31 年までの救助事案発生

救助事案は、近年は約 500~650 件台の間を推移している。近年 8 年間で、救助事案の出勤が最も多かったのは平成 27 年 644 件、最も少なかったのは平成 26 年 519 件である。救助事案は年により大きく差があり、県全体では経年による傾向は特に見られない。今後も同程度の救助事案が発生すると見ることが妥当と言える。

○風水害等

風水害等は、近年は 250 件以内で推移している。近年 8 年間で、消防機関の出勤が最も多かったのは平成 28 年 227 件、最も少なかったのは平成 25 年 90 件である。平成 26 年以降は 100 件を下回ることがない。消防本部ごとに見ると件数は大きく増減している。

○予防

・平成 23 年から平成 31 年までの危険物施設数

危険物施設数は、施設自体は災害と直接結びつくものではないが、予防事務を行うに当たり、消防本部の事務量を示す目安となる。県全体の危険物施設は、平成 23 年 4,392 施設、平成 31 年には 3,892 施設となる。この期間中は一貫して減少し、平成 23 年の 88%まで減少している。

地域別に見ると、最多の佐世保市は 945 施設、最少の平戸市は 125 施設あり、各消防本部とも依然として 100 施設以上の危険物施設を管内に有している。

表2.1.6 消防本部別の火災(平成30年)

単位:件

市町名	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	人口1万当たり件数
長崎市消防局	56	2	12	2	0	34	106	2.12
佐世保市消防局	61	13	16	1	0	62	153	4.55
平戸市消防本部	10	8	0	0	0	18	36	11.21
松浦市消防本部	4	1	0	1	0	5	11	4.72
対馬市消防本部	7	1	1	0	0	10	19	6.14
壱岐市消防本部	7	8	0	1	0	20	36	13.24
五島市消防本部	5	0	1	1	0	16	23	6.12
新上五島町消防本部	6	0	0	1	0	4	11	5.58
県央地域広域消防本部	21	2	0	1	0	22	46	1.75
島原地域広域消防本部	48	3	7	0	0	38	96	8.87
長崎県合計	225	38	37	8	0	229	537	3.90

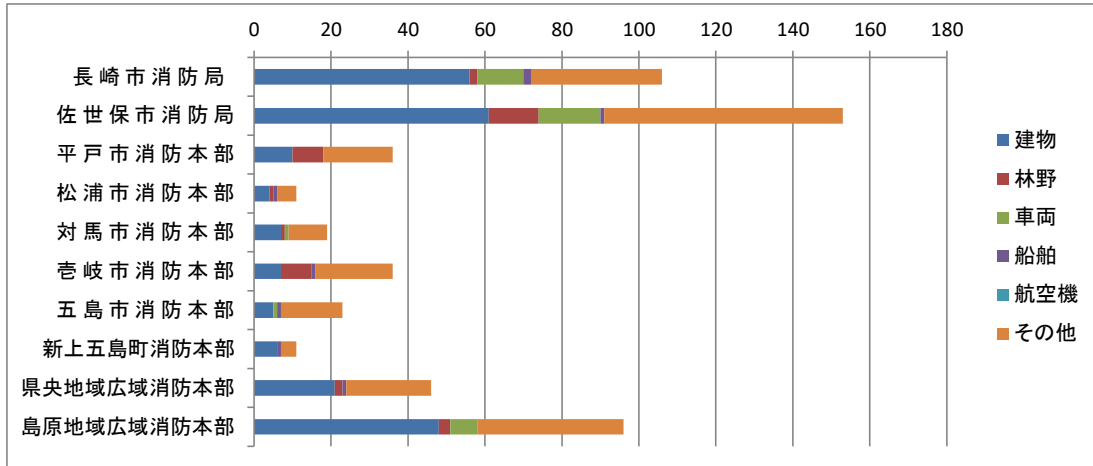


図2.1.2 消防本部別の火災(平成30年)

表2.1.7 消防本部別の火災経過

市町名	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
長崎市消防局	100	91	92	69	63	82	65	67
佐世保市消防局	100	83	93	84	85	84	92	113
平戸市消防本部	100	104	122	96	52	152	157	157
松浦市消防本部	100	67	80	53	53	73	80	73
対馬市消防本部	100	110	115	75	80	60	125	95
壱岐市消防本部	100	54	77	69	59	51	62	92
五島市消防本部	100	40	81	58	37	56	63	53
新上五島町消防本部	100	167	156	133	44	67	111	122
県央地域広域消防本部	100	66	87	66	47	54	53	66
島原地域広域消防本部	100	77	92	70	59	81	71	85
長崎県合計	100	80	93	73	63	77	77	86

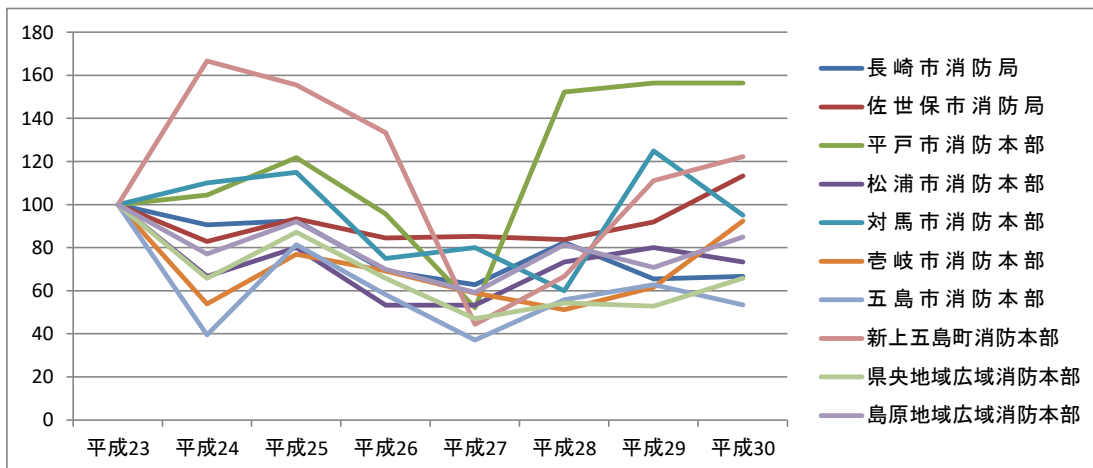


図2.1.3 消防本部別の火災経過

表2.1.8 消防本部別の救急事案(平成30年)

市町名	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	合計	人口1千当たり件数
長崎市消防局	40	6	18	1,222	123	121	4,416	79	171	16,254	3,670	26,120	52.3
佐世保市消防局	11	0	19	837	110	89	2,635	46	139	10,475	2,645	17,006	50.6
平戸市消防本部	1	0	10	79	9	8	268	4	19	1,120	242	1,760	54.8
松浦市消防本部	1	0	5	33	23	3	161	4	11	638	177	1,056	45.3
対馬市消防本部	0	0	5	66	9	5	249	5	14	1,199	175	1,727	55.8
壱岐市消防本部	2	0	7	60	6	9	271	3	13	1,126	251	1,748	64.3
五島市消防本部	2	1	7	68	12	22	253	0	15	1,110	263	1,753	46.6
新上五島町消防本部	1	0	5	23	8	5	161	1	2	600	86	892	45.3
県央地域広域消防本部	14	1	12	723	96	109	1,500	25	99	6,828	1,967	11,374	43.3
島原地域広域消防本部	5	0	6	244	20	52	744	6	23	2,963	1,224	5,287	48.8
長崎県合計	77	8	94	3,355	416	423	10,658	173	506	42,313	10,700	68,723	49.9

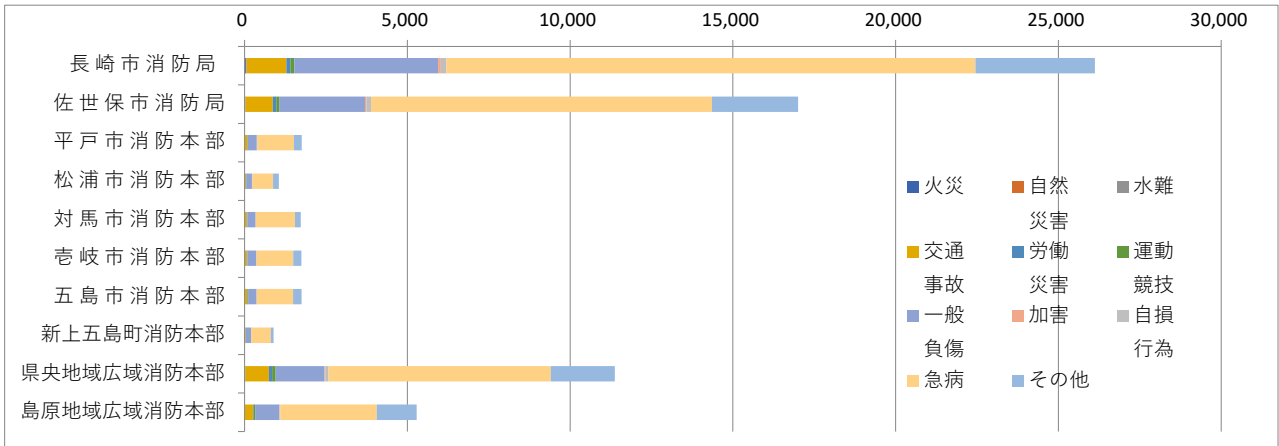


図2.1.4 消防本部別の火災経過

表2.1.9 消防本部別の救急事案経過

市町名	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	増減率 (H23→H30)
長崎市消防局	22,234	22,525	23,434	23,640	24,019	24,801	25,741	26,120	117
佐世保市消防局	14,332	14,633	15,079	15,385	15,557	16,371	16,430	17,006	119
平戸市消防本部	1,636	1,644	1,644	1,550	1,641	1,655	1,733	1,760	108
松浦市消防本部	1,002	983	1,035	1,060	997	1,019	996	1,056	105
対馬市消防本部	1,569	1,503	1,544	1,522	1,804	1,771	1,792	1,727	110
壱岐市消防本部	1,528	1,559	1,601	1,741	1,623	1,653	1,772	1,748	114
五島市消防本部	1,658	1,629	1,600	1,653	1,694	1,713	1,623	1,753	106
新上五島町消防本部	714	763	809	709	843	794	837	892	125
県央地域広域消防本部	9,603	9,663	9,782	9,777	10,186	10,792	10,807	11,374	118
島原地域広域消防本部	5,049	5,371	5,368	5,216	5,073	5,294	5,325	5,287	105
長崎県合計	59,325	60,273	61,896	62,253	63,437	65,863	67,056	68,723	116

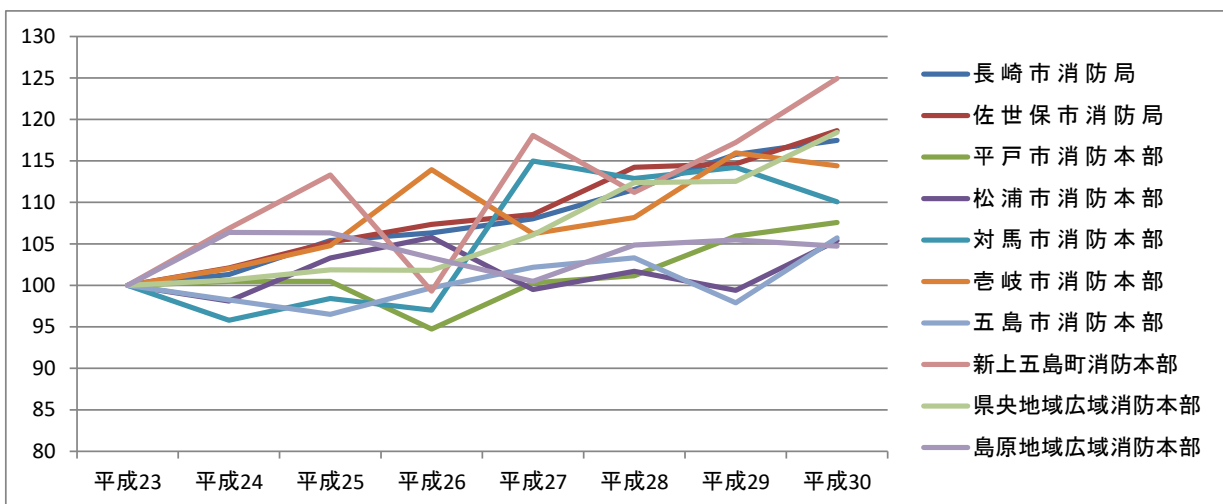


図2.1.5 消防本部別の救急事案変化比(平成23年を100とした場合)

表2.1.10 消防本部別の救助出動経過

市町名	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
長崎市消防局	181	200	210	161	204	182	193	222
佐世保市消防局	103	114	152	122	171	145	129	102
平戸市消防本部	11	10	15	13	21	23	20	20
松浦市消防本部	17	13	14	17	17	13	10	17
対馬市消防本部	23	17	21	20	25	19	19	20
壱岐市消防本部	16	18	14	19	9	14	28	26
五島市消防本部	11	12	11	22	13	12	16	11
新上五島町消防本部	7	6	9	11	6	12	18	7
県央地域広域消防本部	118	109	112	104	118	131	129	160
島原地域広域消防本部	93	68	41	30	60	49	44	37
長崎県合計	580	567	599	519	644	600	606	622

表2.1.11 消防本部別の自然災害等出動経過

市町名	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
長崎市消防局	59	66	6	58	39	60	10	62
佐世保市消防局	31	39	41	64	53	82	34	104
平戸市消防本部	19	16	15	17	3	14	40	4
松浦市消防本部	0	0	0	1	0	37	65	0
対馬市消防本部	0	8	18	3	24	12	3	2
壱岐市消防本部	5	8	6	1	3	2	32	6
五島市消防本部	8	3	1	0	2	2	0	1
新上五島町消防本部	2	0	0	0	0	0	0	0
県央地域広域消防本部	20	12	2	14	9	13	20	0
島原地域広域消防本部	11	33	1	1	1	5	0	0
長崎県合計	155	185	90	159	134	227	204	179

表2.1.12 消防本部別の危険物施設数

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	増減数 (H23→H31)
長崎市消防局	951	953	936	930	899	879	873	852	842	-109
佐世保市消防局	1,070	1,054	1,025	1,025	1,009	999	965	971	945	-125
平戸市消防本部	146	146	140	136	137	134	131	127	125	-21
松浦市消防本部	157	154	153	151	150	150	151	153	148	-9
対馬市消防本部	389	379	378	367	365	358	361	356	356	-33
壱岐市消防本部	204	203	200	205	199	192	188	173	165	-39
五島市消防本部	236	232	235	229	232	232	224	225	224	-12
新上五島町消防本部	174	174	175	170	174	170	167	162	160	-14
県央地域広域消防本部	713	688	682	676	670	667	654	632	622	-91
島原地域広域消防本部	352	342	327	317	316	312	307	306	305	-47
長崎県合計	4,392	4,325	4,251	4,206	4,151	4,093	4,021	3,957	3,892	-500

(3) 人口予測、救急搬送人員推計

○将来人口の推計

近年続いている少子高齢化の傾向は、今後も継続するものと予想される。この現象には 2 つの要素が含まれており、少子化に伴う人口減少、高齢化に伴う人口集団の平均年齢の高齢化である。いずれも、今後の社会形態を大きく揺るがすものとして危惧されている。

国立社会保障人口問題研究所が提供する将来推計人口を基に動向を見る。

はじめに全国では、2015 年以降、既に人口は減少傾向にあり、2030 年には総人口は 1 億 2 千万人を割り込み、2045 年には更に 1 億 1 千万人を割り込むと推計される。15 歳から 64 歳までの生産人口が全体に占める比は 2020 年 59.1%から 2045 年 52.5%と減少し続ける。一方、65 歳以上の高齢者、特に 75 歳以上の高齢者が全体に占める割合は 2020 年 14.9%から 2045 年 21.4%と増加し続け、増加率も大きい。

次いで、九州・沖縄地域の県ごとにみると、地域内では福岡県と沖縄県の傾向が異なる。福岡県は他県と比べて少子高齢化の傾向が小さく、全国よりも緩やかに進行している。また、沖縄県は全国の傾向と異なり人口減少は無く、高齢化より顕在化している。長崎県を含む他県は全国の動向に同調しており、全国と比べて変化の度合いはやや大きい。

この中で長崎県は少子高齢化による人口減少が早く進む傾向にある。2045 年の人口は県全体で 100 万人を割り込み、県民の約 4 割が 65 歳以上となることが推計される。特に 15～64 歳の生産人口が全体に占める割合は 2020 年 54%から 2045 年 48%まで減少し、2020 年に対する 2045 年の比は 66%になる。このことから、生産年齢人口は大幅に減少し、地域の産業や消費が衰退するため、財政力は大きく低下することが危惧される。加えて 75 歳以上の高齢者は、2020 年の推計値は約 22.4 万人、この後は約 27.2 万人まで増加の傾向を示した後、減少に転じ 2045 年は 24.8 万となる。この間に総人口は減っているため、全体に占める高齢者の比率は増大し続け 65 歳以上の高齢者は 2015 年に 30%が 2045 年には 41%となる。

消防本部別にみると、少子高齢化の傾向は、長崎県内の全ての消防本部で想定される事象であるものの、その進行の度合いは地域により異なる。長崎市消防局、佐世保市消防局及び県央広域消防本部では比較的緩やかである。離島で構成される対馬市、壱岐市、五島市及び新上五島町の 4 消防本部は少子高齢化の進行は既に始まっており、変化は急激である。また、松浦市と平戸市消防本部も離島と同じように少子高齢化が進む。島原広域消防本部は中間の位置にあり、離島の 4 消防本部程では無いものの進行していく。

少子高齢化は、生産年齢人口が減少し続ける状況下において、高齢者の実数増加と相対的增加を迎えることとなる。自治体は、財政規模を縮小せざるを得ない状況にある中で、社会保障費用などが増大するなど、現在よりも厳しい運営を余儀なくされると想定される。

○救急搬送人員の推計

救急搬送人を推計するとき、少子高齢化は2つの要素を含んでいる。1つは少子化による人口減少、これは集団の規模が小さくなることを意味するため救急搬送人員を減少させることに寄与する。もう1つは高齢化、高齢者の方がより高い救急需要を持つことが統計上明らかであり、高齢化は救急搬送人員を増加させることに寄与する。ここでは、年齢別の将来推計人口と消防統計データより得られた年齢別の救急搬送人員発生率を基にして救急搬送人員の将来推計を行う。

救急搬送人員の推計は、総務省消防庁が「平成22年度 救急業務高度化推進検討会報告書」で示す手法に基づき、次の式により算出する。

$$\text{将来の救急搬送人員} = \text{将来の人口} \times \text{救急搬送率}$$

なお、救急搬送率は次の式より算出し、救急の利用頻度は搬送率を求めた当該年と変わらないことが前提となる。

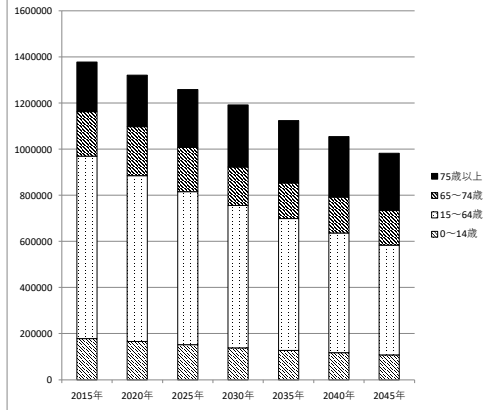
$$\text{救急搬送率} = \text{年間の救急搬送人員} / \text{当該年の人口}$$

長崎県では既に人口減少が進行しているが、今後暫くは、救急搬送人員は人口の高齢化による影響が顕在化し更に増加する。推計によれば増加は2035年まで続き、その後は人口減少に伴う影響が顕在化し救急需要は徐々に減少に転ずる。2045年頃には現状と同程度の数となることが推測される。なお、このときの救急搬送人員は人口規模や構成が現在と大きく異なっており、救急搬送人員の半数以上が75歳以上の高齢者になると予想される。

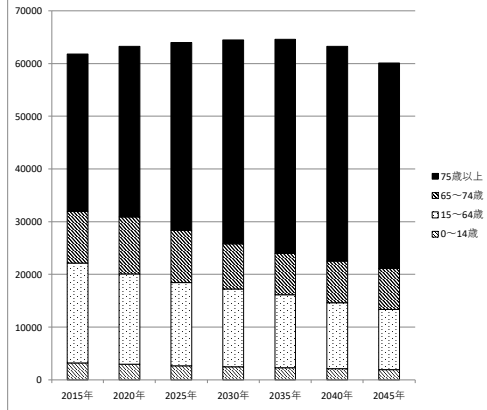
消防本部別にみると、少子高齢化の傾向で分けられたグループによって傾向が集約される。長崎市消防局、佐世保市消防局及び県央広域消防本部では少子高齢化が比較的緩やかであるが、今後しばらく救急搬送人員は増加の傾向を示し、その後に緩やかに減少に転ずる。離島で構成される対馬市、壱岐市、五島市及び新上五島町の4消防本部、松浦市と平戸市消防本部では少子高齢化の変化は今後急激に進行するが、今後は人口減少の影響が著しく、救急搬送人員は減少を続けると予想される。島原広域消防本部は大きく増えることは無く今後は減少に転ずる。

(1) 長崎県

○人口推計

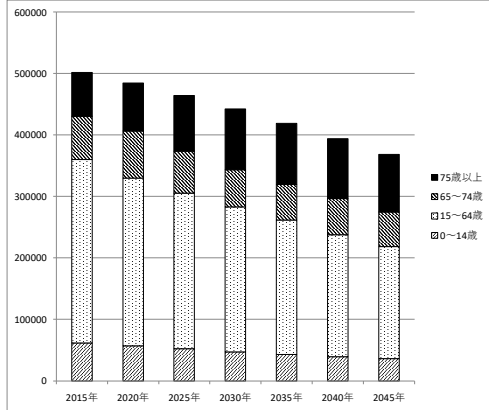


○救急搬送人員推計

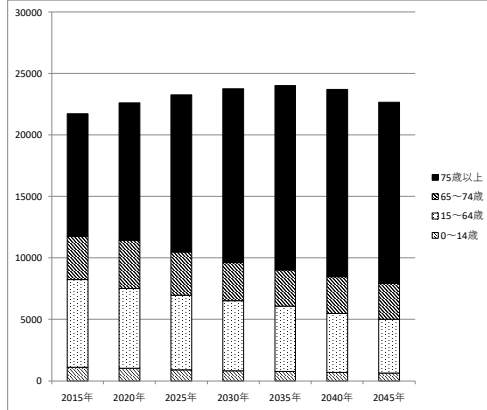


(2) 長崎市消防

○人口推計

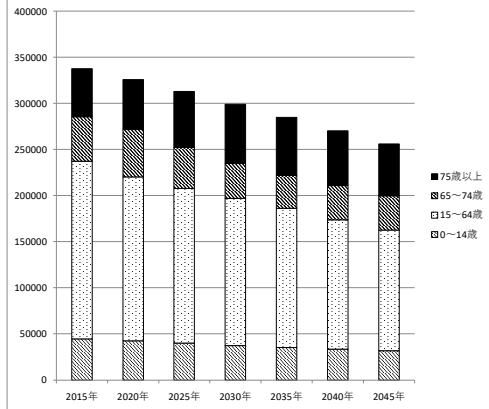


○救急搬送人員推計

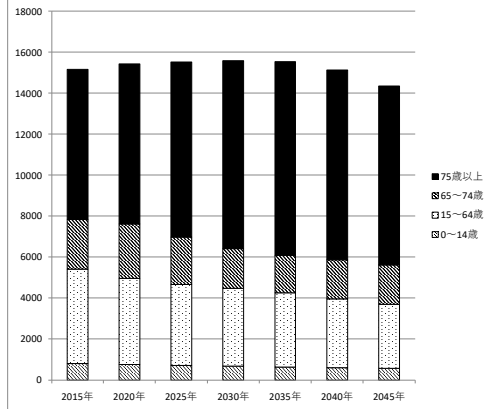


(3) 佐世保市消防

○人口推計

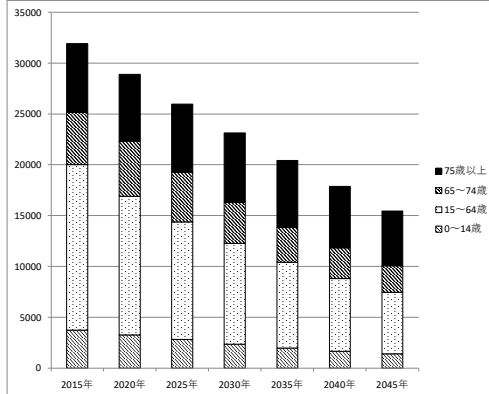


○救急搬送人員推計

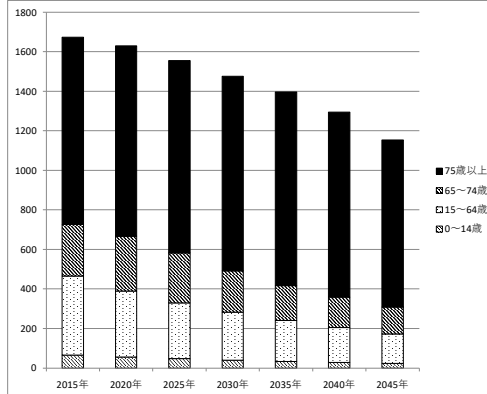


(4) 平戸市消防

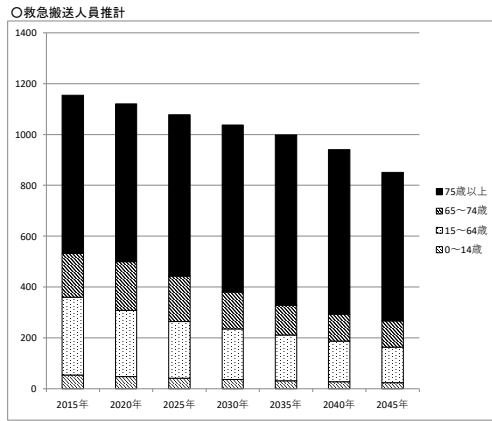
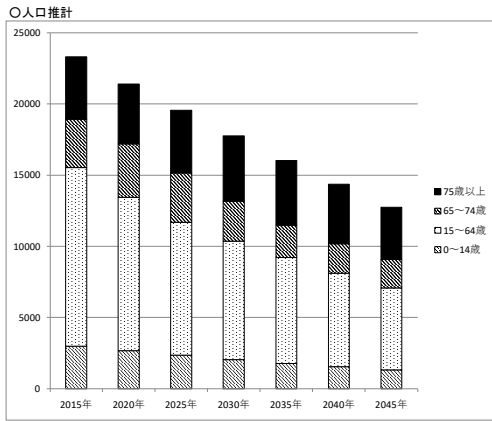
○人口推計



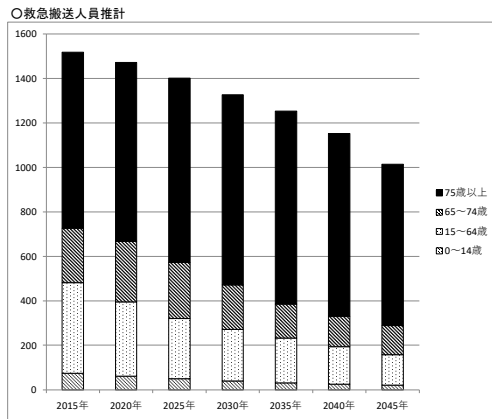
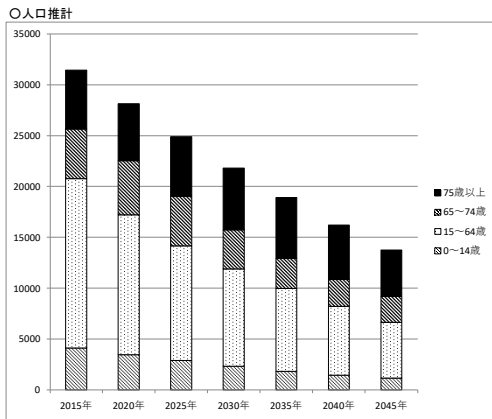
○救急搬送人員推計



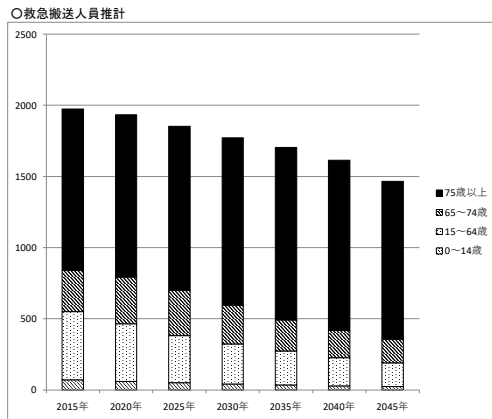
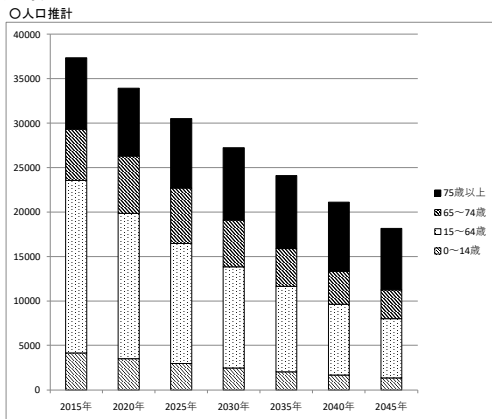
(5) 松浦市消防



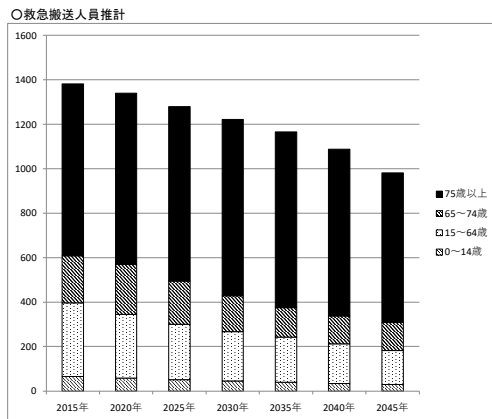
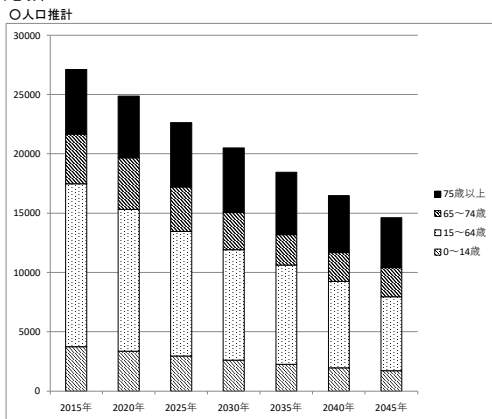
(6) 対馬市



(7) 五島市

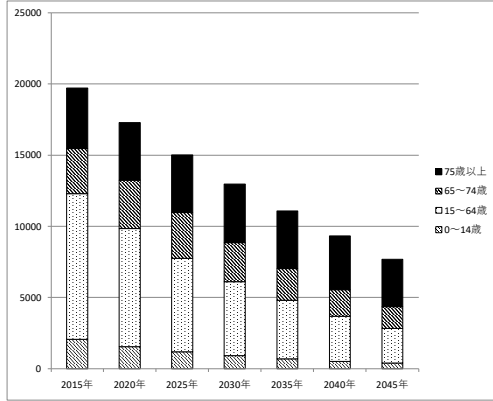


(8) 吾岐市

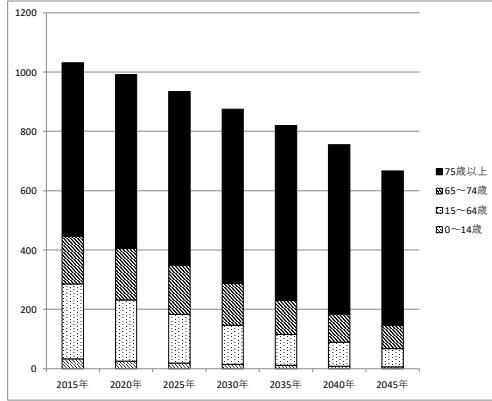


(9) 新上五島町

○人口推計

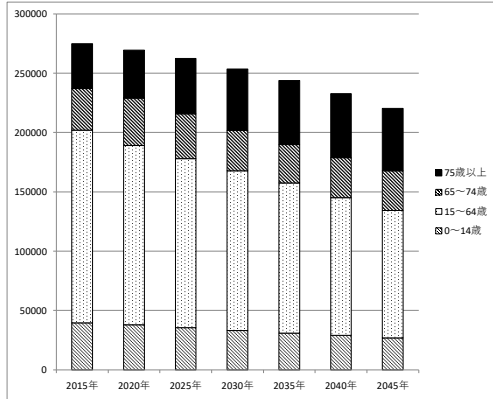


○救急搬送人員推計

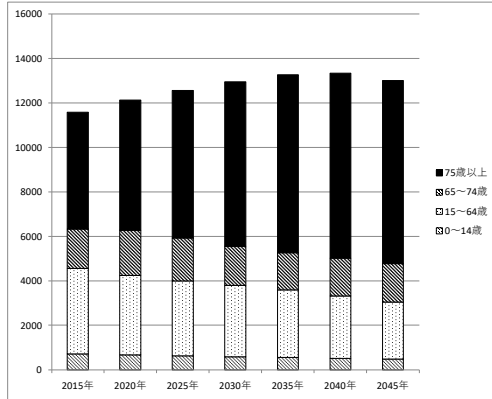


(10) 県央地域

○人口推計

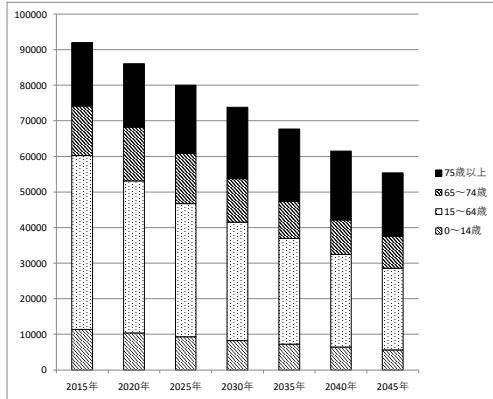


○救急搬送人員推計

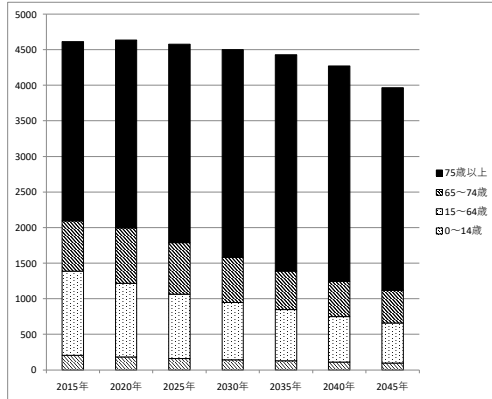


(11) 島原広域

○人口推計



○救急搬送人員推計



2.2 現状の消防力の把握

(1) 総務事務に関すること

①常備消防力（署所、消防車両、資機材など）

平成30年の長崎県内の常備消防力は、10消防本部(内、組合消防2)、通信指令システム10台、消防署17、出張所等69、消防職員数1,736人、普通ポンプ自動車352台、はしご付消防車18台、救急車95台、救助工作車10台等である。

管轄人口の多い消防本部がより多くの消防力を保有することは当然であり、長崎市、佐世保市及び県央広域が多く消防力を保有している。3消防本部が保有する消防力は合わせて消防署9、出張所等41、消防職員数1,128人、普通ポンプ自動車62台、はしご付消防車11台、救急車51台、救助工作車8台等である。この数は、救助工作車を除けば県内の防力の半数以上がこの3消防本部で占められている。一方で、3消防本部の管轄域には県内人口の8割以上が住んでおり、人口に比すれば所有する消防力は少ないと見ることができる。

次に、単位消防力や単位面積当たりの人口を求めて比較する。まず、単位面積当たりの人口を見る。消防本部管内には山地等消防需要が低い地域を含んでいるものの、この値が高ければ効率の良い消防力運用効果が期待でき、低い場合には一般的により多くの消防力を必要とし効率性は低くなる。長崎市は千人を超えており最も値が大きく、次いで県央広域、佐世保市、島原地域と続いている。反対に低いところは対馬市、五島市及び新上五島町であり100人に満たない。長崎県内においても消防本部により人口密度は大きく違っており、特に離島の4消防本部、平戸市、松浦市は単位面積当たりの人口が少なく、地理的にも消防力運用効果が低い状況にある。

更に単位消防力当たり人口を見る。消防署は各消防本部がそれぞれ1~3有しているが、消防本部は人口規模にかかわらず少なくとも1消防署を有することから、離島の4消防本部、平戸市、松浦市消防本部はいずれも4万人に満たず、長崎市と佐世保市は1消防署当たり人口は10万人を超えている。これを消防署所に拡大してみると、各消防本部は3~22有している。長崎市、佐世保市及び県央広域は、1署所当たり人口は2万人を超え、離島4消防本部と平戸市は1万人を割り込んでいる。最少の対馬市は3,876人である。

消防吏員を見ると、1人当たりの人口が最も高いのは県央広域であり千人を超えている。次いで長崎市、佐世保市、島原地域が比較的高い。他の6消防本部はいずれも500人以下であり、特に新上五島町は297人である。県央広域と比べ1/3より少ない人口で一人の消防吏員を支えることとなり、負担が大きいことが分かる。

消防車両も同様であり、ポンプ車、救急車、救助工作車等全てにおいて1台当たりの人口は長崎市、佐世保市及び県央広域は、県の平均以上の大きな値を示していることに対し、離島4消防本部、平戸市、松浦市消防本部は平均以下の値を示している。

消防署、消防吏員及び消防車両とも、理論上はこの人数で1単位の消防力維持にかかる経費を負担することとなる。上記から、特に離島の4消防本部、平戸市、松浦市は全国的に見ても少ない人口で消防力を支えており、現時点で既に財政的に厳しい状況にある。

表2.2.1 消防本部別の消防力

	面積	署所数	出張所	署所数	消防吏員	条例定数	ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助工作車
長崎市消防局	455.53	3	19	22	500	512	28	4	1	18	3
佐世保市消防局	892.96	3	13	16	374	370	19	3	3	20	3
平戸市消防本部	235.10	1	4	5	79	78	6	1	0	6	1
松浦市消防本部	130.55	1	2	3	65	70	4	0	0	5	1
対馬市消防本部	707.42	1	7	8	99	106	7	1	3	8	2
壱岐市消防本部	139.42	1	3	4	61	63	5	1	1	4	1
五島市消防本部	420.10	1	5	6	90	106	8	1	1	7	1
新上五島町消防本部	213.99	1	2	3	65	70	5	0	0	5	1
県央地域広域消防本部	615.98	3	9	12	254	257	15	4	1	13	3
島原地域広域消防本部	319.84	2	4	6	146	145	9	1	0	8	2
長崎県合計	4,130.89	17	68	85	1,733	1,777	106	16	10	94	18

表2.2.2 消防本部別の単位消防力当たり人口

	面積(km ²)	署所数	出張所	署所数	消防吏員	条例定数	ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助工作車
長崎市消防局	1,084	164,581	25,986	22,443	987	964	17,634	123,436	493,743	27,430	164,581
佐世保市消防局	374	111,218	25,666	20,853	892	902	17,561	111,218	111,218	16,683	111,218
平戸市消防本部	134	31,530	7,883	6,306	399	404	5,255	31,530	—	5,255	31,530
松浦市消防本部	176	22,966	11,483	7,655	353	328	5,742	—	—	4,593	22,966
対馬市消防本部	44	31,005	4,429	3,876	313	293	4,429	31,005	10,335	3,876	15,503
壱岐市消防本部	192	26,827	8,942	6,707	440	426	5,365	26,827	26,827	6,707	26,827
五島市消防本部	88	37,092	7,418	6,182	412	350	4,637	37,092	37,092	5,299	37,092
新上五島町消防本部	90	19,305	9,653	6,435	297	276	3,861	—	—	3,861	19,305
県央地域広域消防本部	426	87,562	29,187	21,891	1,034	1,022	17,512	65,672	262,686	20,207	87,562
島原地域広域消防本部	333	53,292	26,646	17,764	730	735	11,843	106,584	—	13,323	53,292
長崎県平均	331	80,317	20,079	16,063	788	768	12,881	85,337	136,539	14,525	75,855

○消防本部の特徴と課題等

10 消防本部の地理的特性と課題については、別表1のとおりである。

なお、県央地域広域市町村圏組合消防本部及び島原地域広域市町村圏組合消防本部は、以降「県央広域消防本部」及び「島原広域消防本部」と表記する。

○人員

・消防職員数（別表2）

最も多い長崎市消防局が実数で501人、次いで佐世保市消防局377人、県央広域消防本部252人、島原広域消防本部145人、対馬市消防本部101人と続き、100人以下が五島市消防本部、平戸市消防本部、新上五島町消防本部、松浦市消防本部、壱岐市消防本部となっている。

・交代制職員の勤務体制（通信指令室以外）

2 交替制の消防本部は、長崎市消防局、佐世保市消防局、平戸市消防本部、松浦市消防本部、対馬市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部、島原広域消防本部である。

3 交替制は、新上五島町消防本部、県央広域消防本部である。

・交代制職員の勤務体制（通信指令室）

2 交替制の消防本部は、長崎市消防局、佐世保市消防局、平戸市消防本部、松浦市消防本部、対馬市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部、島原広域消防本部である。

3 交替制は、新上五島町消防本部、県央広域消防本部である。

・車両運用人員及び部隊配置

消防隊1隊当たりの人数は、3人から6人である。

平戸市消防本部、松浦市消防本部、対馬市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部、新上五島町消防本部においては、全て消防隊と救急隊等の乗り換え運用である。

・通信指令室の配置人員（別表4）と通信指令室の運用人員（別表5）

松浦市消防本部、対馬市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部は、交替制・兼任者のみで指令業務を実施している。その他の消防本部では、専任職員を配置するなどして指令業務を実施している。

・大規模災害ヘモードへの切替の判断基準（別表6）

「定めあり」が、新上五島町消防本部、「定めなし」が、佐世保市消防局、平戸市消防本部、対馬市消防本部、壱岐市消防本部、県央広域消防本部である。

「その他」が、長崎市消防局、松浦市消防本部、五島市消防本部、島原広域消防本部である。

○資機材

・ AVM（車両運用端末装置）搭載車両台数（別表 3）

最も多いのが長崎市消防局 63 台で、次いで佐世保市消防局 54 台、県央広域消防本部 46 台である。

平戸市消防本部、松浦市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部及び新上五島町消防本部は、AVMの運用はない。

・ はしご車

はしご車は長崎市消防局、佐世保市消防局、平戸市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部、県央広域消防本部、島原広域消防本部に配置されている。松浦市消防本部、対馬市消防本部、新上五島町消防本部には、はしご車は配備されていない。

はしご車の導入から更新までの期間は、概ね 20 年を少し超えた期間であり、はしご車の整備には、購入費が 8 千万円台から 2 億円台、他に定期的実施するオーバーホール及びランニングコストがかかる。

・ はしご車の出動状況（別表 3 1）

過去 10 年間の出動件数をみると、火災出動で最も多かったのが長崎市消防局で 49 件、次いで佐世保市消防局 31 件、県央広域消防本部 23 件である。

救急・救助出動で最も多かったのが佐世保市消防局 5 件、次いで長崎市消防局 2 件、平戸市消防本部と県央広域消防本部が 1 件である。

その他で最も多かったのが佐世保市消防局 14 件、次いで長崎市消防局が 3 件である。

② 消防費

消防費を見ると、常備消防力には県全体で、平成 23 年決済額で約 155 億円、同 30 年で約 144 億円が充てられている。この間の消防無線のデジタル化や庁舎建設等により増減はあるものの消防費は 7%程度縮小している。平成中期以降、国内の経済は低迷期にあり、この間に自治体も様々な業務効率化を実現してきている。減少分はこうした施策の表れといえる。現段階では消防費の縮小は、人口減少に伴う自治体財政力縮小分と概ね同等であり、これまで同様に消防力を維持できることを示している。

これを消防本部毎に見ると、概して管轄人口の大きな所は年度による偏差が小さく、小さな所は大きいことが分かる。壱岐市では平成 25 年に例年の 3 倍近い消防費を確保しているが、これは時期から見て消防無線デジタル化に伴う施設整備を行ったこと、加えて消防庁舎の建て替えを行ったことが理由として考えられる。こうした整備は一定期間ごとに必要であるが、小規模消防本部では、財政負担が極端に大きくなることが課題となる。

更にこれを住民 1 人当たりの消防費として比べると、消防本部間の差は顕著に見られる。平成 30 年度の住民 1 人当たり消防費は、長崎市、佐世保市、県央広域では 1 万円を切っている。一方で、新上五島町は 3 万円超え、対馬市、松浦市は 2 万円超え、平戸市と壱岐市は 19 千円台、五島市は 17 千円台となる。これらの消防本部では、値が徐々に大きくなる傾向が見られる。

消防本部の住民 1 人当たり消防費は全国平均が 1 万円強であり、これを大きく超える消防本部が多数あることが分かる。今後は更なる少子高齢化の進行、地域財政力を示す生産年齢人口の大幅な減少に伴う自治体財政力の縮小が見込まれる。この状況において、現状と同じ消防体制を維持していくことはいずれかの時期に不可能となり、消防力の大幅な縮小が求められることが危惧される。

アンケートや聞き取り調査では、離島と本土の消防から以下のような意見も上がられている。今後は、消防力の強化・維持のため、将来を見据えた消防体制として、更なる効率化や、連携・協力、広域化の構築が急ぎ求められる。

○離島の予算・人員配置と市町当局の意向（別添 1－4）

- ・市当局は、消防には人員、予算面とも理解がある。
- ・人口減少によって、交付税が減少している
- ・役場職員と同様に、人口減少に伴う職員の適正化を図るよう町当局から言われる。
- ・すべてが兼任であり、救助隊や救急隊の専任者が置けない。
- ・最低限の人員で回しているもので、火災では常に非番員を投入する。
- ・研修のための人員確保が困難。

○本土の予算・人員配置と市町当局の意向（別添 2－4）

- ・小規模消防本部では、階級定数があるため昇任が止まってしまい、昇任意欲が削がれる。
- ・人口減による交付税の減少がある。車両更新、築 45 年の出張所の更新のどちらも難しい。
- ・財政面の問題は特に大きなものはない。消防庁舎、消防自動車も順次更新している。

表2.2.3 常備消防費(総額)経過

単位:千円

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
長崎市消防局	4,722,293	4,564,996	5,031,602	5,198,602	4,166,675	4,095,668	3,849,335	3,874,017
佐世保市消防局	3,453,412	3,246,824	3,338,796	3,433,677	4,553,376	3,099,028	3,331,287	3,034,502
平戸市消防本部	549,073	645,265	649,816	2,220,537	580,891	573,011	581,024	633,114
松浦市消防本部	479,828	489,644	616,867	1,129,973	1,424,195	443,220	467,999	479,619
対馬市消防本部	625,792	641,961	1,057,435	1,600,862	700,200	699,035	703,920	729,466
壱岐市消防本部	459,260	447,725	1,447,453	527,119	449,955	482,636	407,361	519,183
五島市消防本部	672,694	675,272	591,233	626,087	616,962	635,674	647,883	660,410
新上五島町 消防本部	512,522	545,409	604,348	988,712	455,268	438,207	439,512	661,745
県央地域広域 市町村圏組合	2,546,971	3,007,507	3,661,901	4,918,256	2,418,653	2,371,779	2,316,703	2,339,161
島原地域広域 市町村圏組合	1,429,765	1,375,746	1,693,219	1,727,190	1,710,125	1,417,729	1,383,644	1,423,673
長崎県合計	15,451,610	15,640,349	18,692,670	22,371,015	17,076,300	14,255,987	14,128,668	14,354,890

表2.2.4 常備消防費(住民1人当たり)

単位:円

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
長崎市消防局	9,205	8,946	9,899	10,272	7,194	8,058	7,661	7,761
佐世保市消防局	10,016	9,469	9,811	10,169	10,873	9,253	9,978	9,021
平戸市消防本部	15,894	19,055	19,566	68,060	17,303	17,251	17,896	19,713
松浦市消防本部	19,254	19,868	25,566	47,420	58,708	18,986	19,859	20,561
対馬市消防本部	18,578	19,495	32,701	50,449	21,370	21,500	22,311	23,577
壱岐市消防本部	15,904	15,761	51,800	19,136	15,964	17,246	14,940	19,088
五島市消防本部	16,820	17,185	15,317	16,487	15,772	16,318	17,151	17,564
新上五島町 消防本部	23,595	25,660	29,122	48,825	21,909	21,311	22,124	33,572
県央地域広域 市町村圏組合	9,768	11,479	14,008	18,850	8,637	8,951	8,791	8,902
島原地域広域 市町村圏組合	12,620	12,448	15,552	16,074	17,787	12,743	12,705	13,150
長崎県平均	10,915	11,123	13,391	16,140	10,997	10,212	10,229	10,421

③ 基準財政需要額

基準財政需要額は、各地域で行政サービスを行うために必要とされる財政需要を示すものであり、地方交付税の算定基礎となる。平成 23 年から 30 年の間は、長崎県全体では区間中の増減はあるものの 2 時点を比べると約 10%増額している。

市町村毎には、雲仙市と南島原市の額が 30%近く増加し、次いで対馬市、西海市、諫早市、壱岐市、新上五島町、五島市が 16~19%増加している。

これを消防本部毎に集約し、住民 1 人当たりの基準財政需要額にすると、長崎市は 11,901 円と最も低く、次いで佐世保市、県央広域、島原地域広域と続く。一方、金額が高いのは、新上五島町が 25,016 円、対馬市が 22,392 円と 2 万円を超え、松浦市 19,613 円、壱岐市 19,356 円と続く。また、平成 23 年から 30 年の増加率を見ると、対馬市、島原地域広域、新上五島町、壱岐市、五島市は 20%を超えている。

離島 4 消防本部は、住民 1 人当たりの基準財政需要額は、概して高く、更に年々増加の傾向にあり、この地域の行政サービスの維持にはより費用がかかる傾向にあることが分かる。

最後に、先に求めた住民 1 人当たりの常備消防費と基準財政需要額の比を求める。長崎市、佐世保市、県央広域は平成 23 年から 30 年の間は、常備消防費が基準財政需要額をほとんど下回っており、平均値も 100%を割っている。一方、松浦市、平戸市、対馬市、新上五島町では逆にほとんど上回っており、基準財政需要額を超えて消防費を確保している。これは、現時点においても常備消防力維持には負担を強いられていることといえる。

表2.2.5 市町村別の基準財政需要額

単位:千円

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	増減率 (H26→H30)
長崎市	4,872,482	4,904,234	4,672,858	4,796,221	4,919,274	4,869,543	4,960,214	4,921,387	2.54%
長与町	566,373	571,486	546,199	566,429	571,486	571,848	571,667	571,667	0.92%
時津町	447,552	451,503	431,525	447,507	451,503	448,079	447,921	447,921	0.09%
佐世保市	2,763,970	2,785,213	2,656,336	2,710,859	2,820,627	2,848,380	2,935,525	2,903,784	6.64%
西海市	470,086	474,182	454,885	477,322	529,495	539,824	581,306	578,707	17.52%
東彼杵町	168,851	170,325	165,283	173,208	175,851	167,342	167,285	167,285	-3.54%
川棚町	243,331	245,357	236,714	244,989	248,668	242,973	243,526	244,476	-0.21%
波佐見町	251,272	253,448	244,372	252,918	258,612	256,329	257,956	258,623	2.21%
小値賀町	65,554	68,930	67,414	70,706	71,280	64,998	65,314	65,314	-8.26%
佐々町	230,003	232,034	223,830	231,818	235,266	236,091	236,193	236,961	2.17%
平戸市	503,294	507,630	486,670	509,779	549,835	548,039	576,390	574,944	11.33%
松浦市	426,317	429,615	411,966	426,384	454,622	444,745	458,305	457,514	6.80%
対馬市	547,086	552,095	532,872	566,866	629,082	646,812	695,289	692,803	18.18%
壱岐市	437,214	441,175	421,967	437,270	487,979	492,838	528,614	526,467	16.94%
五島市	574,157	579,295	556,297	585,547	643,094	656,801	702,284	700,600	16.42%
新上五島町	403,514	407,083	392,170	409,909	456,215	459,311	494,872	493,087	16.87%
諫早市	1,516,222	1,530,054	1,460,840	1,503,902	1,625,494	1,710,786	1,819,289	1,813,051	17.05%
大村市	1,046,360	1,055,578	1,016,690	1,053,326	1,062,731	1,086,529	1,085,885	1,085,885	3.00%
雲仙市	612,360	617,681	590,350	612,214	723,392	779,508	867,388	863,399	29.09%
島原市	614,085	619,364	591,959	613,883	640,269	638,563	658,214	657,705	6.66%
南島原市	642,085	647,637	618,980	641,906	755,767	816,617	914,972	911,289	29.56%
長崎県合計	17,402,168	17,543,919	16,780,177	17,332,963	18,310,542	18,525,956	19,268,409	19,172,869	9.60%

表2.2.6 消防本部別の住民1人当たり基準財政需要額

単位:円

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	増減率 (H26→H30)
長崎市消防局	11,475	11,616	11,116	11,481	10,259	11,587	11,901	11,901	3.66%
佐世保市消防局	12,161	12,335	11,897	12,326	10,363	13,005	13,440	13,244	7.45%
平戸市消防本部	14,568	14,991	14,653	15,625	16,378	16,499	17,754	17,902	14.57%
松浦市消防本部	17,107	17,432	17,074	17,893	18,740	19,052	19,448	19,613	9.61%
対馬市消防本部	16,241	16,766	16,479	17,864	19,200	19,894	22,038	22,392	25.34%
壱岐市消防本部	15,141	15,530	15,101	15,874	17,313	17,611	19,387	19,356	21.93%
五島市消防本部	14,356	14,742	14,412	15,419	16,440	16,860	18,591	18,632	20.84%
新上五島町 消防本部	18,576	19,152	18,898	20,242	21,955	22,338	24,911	25,016	23.58%
県央地域広域 市町村圏組合	12,176	12,227	11,736	12,147	12,183	13,499	14,316	14,318	17.87%
島原地域広域 市町村圏組合	11,088	11,464	11,122	11,687	14,521	13,080	14,446	14,492	24.00%
長崎県平均	12293.304	12477.22	12021.045	12505.339	11791.602	13270.495	13950.01	13918.457	11.30%

表2.2.7 住民1人当たりの常備消防費と基準財政需要額の比

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	平均値
長崎市消防局	80	77	89	89	70	70	64	65	76
佐世保市消防局	82	77	82	83	105	71	74	68	80
平戸市消防本部	109	127	134	436	106	105	101	110	153
松浦市消防本部	113	114	150	265	313	100	102	105	158
対馬市消防本部	114	116	198	282	111	108	101	105	142
壱岐市消防本部	105	101	343	121	92	98	77	99	129
五島市消防本部	117	117	106	107	96	97	92	94	103
新上五島町 消防本部	127	134	154	241	100	95	89	134	134
県央地域広域 市町村圏組合	80	94	119	155	71	66	61	62	89
島原地域広域 市町村圏組合	114	109	140	138	122	97	88	91	112
長崎県平均	89	89	111	129	93	77	73	75	92

④ 財政力指数・一般歳出

財政力指数は、歳出に占める自治体自らの財源による比率を表したものであり、値が大きいく程財政的に恵まれていることを表す。仮に財政力指数が1を超える場合は、全ての歳出を自らの財源により賄えることを表す。ほとんどの自治体では、財政力指数は1以下であり、残る必要な財源は国や県からの交付金に依存する。

長崎県内の市町の財政力指数を見ると、平成23年から令和1年の間の財政力指数の推移は各市町ともほとんど変化していない。財政力指数が0.5を超えるのは、長崎市、長与町、時津町、佐世保市、諫早市、大村市である。これらはいずれも消防力が効率良く運用されている消防本部の構成市町である。最も値が低いのは小値賀町0.10、次いで対馬市であるが、小値賀町は佐世保市に事務委託し消防力を維持しており、対馬市は単独で消防本部を構えている。他は少なくとも0.20を超えている。

長崎県内の市町の普通会計歳出額を求め、これを消防本部毎に集約し住民1人当たりの額としてみる。平成23年から30年の間について平均値を見ると、長崎市が445,690円、次いで佐世保市、島原地域広域、県央広域が505,802円と続き、額が小さい。一方、額が大きいのは、対馬市1,010,969円、新上五島町862,528円、壱岐市835,784円であり、続く平戸市、松浦市及び五島市も78万円台と高い。対馬市では、住民1人当たりの額では普通会計歳出額は倍以上の額となっている。離島4消防本部、松浦市、平戸市は行政サービスを維持するため、長崎市等と比べ多額の財政支出を負担している。これらの財源の多くは交付金によるものであり、人口減少などにより交付金が少なくなったときは、消防力をはじめ行政サービスが維持できなくなる恐れがある。

最後に、普通会計歳出額に占める常備消防費の比率を見ると、平成23年から30年の間について平均値を見ると、最小の長崎市は1.93%、最大の松浦市は3.65%であり倍近い差があることが分かる。また、消防本部庁舎や消防無線デジタル化等による要因が明らかではあるものの、離島4消防本部、松浦市、平戸市では、ある年に突出して比率が高くなっていることも特徴としてあげられる。

これまでの結果から離島4消防本部、松浦市、平戸市は、他地域と比べ行政サービスには住民単位で見ると多額の費用を要しており、更に県内でも比較的高めの構成比率を維持しながら消防費を確保している。以上のことから、今後の消防力維持に際して、離島4消防本部、松浦市、平戸市では、今以上に財政支出や、財政支出に占める消防費の規模を拡大することは困難であると言える。

表2.2.8 市町村別の普通会計歳出額

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1
長崎市	204,700	208,533	206,739	212,880	206,255	205,735	203,705	207,733	213,222
長与町	11,721	12,638	11,580	11,908	12,515	12,667	12,670	12,151	12,787
時津町	9,096	9,139	9,633	9,995	10,199	10,711	11,049	11,504	11,699
佐世保市	116,229	121,935	117,549	116,181	117,514	119,395	119,955	118,936	132,356
西海市	22,466	21,953	20,548	24,022	21,494	21,930	23,993	21,748	22,773
東彼杵町	5,067	4,614	4,446	4,579	5,246	5,129	4,991	4,616	4,778
川棚町	6,240	5,239	6,055	5,578	5,752	5,783	5,821	5,605	6,490
波佐見町	5,589	5,699	5,918	6,481	5,950	6,014	6,477	6,945	7,816
小値賀町	3,136	3,412	2,788	3,120	2,903	3,459	3,041	3,222	3,679
佐々町	5,940	5,794	6,064	5,395	6,006	6,380	5,525	6,042	6,740
平戸市	24,792	24,623	23,276	28,134	28,268	26,797	26,818	24,516	25,125
松浦市	17,232	16,534	17,583	18,373	20,311	20,433	20,660	20,248	19,662
対馬市	32,471	30,526	34,853	36,435	33,113	30,457	32,013	31,208	32,107
壱岐市	25,870	20,824	23,401	21,945	22,344	21,882	24,464	25,876	25,792
五島市	28,830	28,743	31,610	31,776	30,220	29,758	30,278	32,014	36,029
新上五島町	18,416	17,851	19,089	18,157	17,809	17,355	16,762	16,779	16,884
諫早市	62,633	67,374	64,187	64,044	63,859	65,245	71,823	66,970	66,770
大村市	35,907	37,921	38,250	37,117	38,061	39,525	41,953	46,086	49,267
雲仙市	27,816	27,916	28,399	28,951	28,579	29,530	29,327	28,379	30,841
島原市	22,383	22,043	20,956	23,596	23,148	23,566	21,345	23,039	24,093
南島原市	30,695	29,643	28,417	31,115	32,193	31,798	33,920	30,786	33,746

表2.2.9 市町村の財政力指数

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1
長崎市	0.55	0.54	0.54	0.54	0.56	0.57	0.59	0.59	0.59
長与町	0.65	0.64	0.64	0.65	0.66	0.66	0.67	0.67	0.67
時津町	0.64	0.63	0.63	0.63	0.66	0.68	0.70	0.72	0.72
佐世保市	0.51	0.50	0.50	0.51	0.51	0.51	0.52	0.52	0.53
西海市	0.37	0.39	0.43	0.42	0.38	0.33	0.32	0.31	0.30
東彼杵町	0.26	0.26	0.26	0.27	0.27	0.27	0.28	0.29	0.30
川棚町	0.37	0.36	0.35	0.35	0.35	0.36	0.37	0.38	0.39
波佐見町	0.38	0.37	0.38	0.38	0.40	0.41	0.42	0.43	0.43
小値賀町	0.10	0.09	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
佐々町	0.43	0.43	0.46	0.47	0.49	0.49	0.51	0.52	0.53
平戸市	0.25	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
松浦市	0.44	0.43	0.43	0.41	0.40	0.39	0.40	0.42	0.43
対馬市	0.19	0.18	0.18	0.18	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19
壱岐市	0.23	0.23	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22
五島市	0.23	0.23	0.24	0.24	0.24	0.23	0.23	0.23	0.24
新上五島町	0.28	0.27	0.27	0.26	0.25	0.24	0.24	0.24	0.23
諫早市	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.54
大村市	0.60	0.58	0.58	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.64
雲仙市	0.28	0.27	0.28	0.27	0.27	0.27	0.27	0.27	0.28
島原市	0.43	0.42	0.41	0.41	0.42	0.42	0.43	0.44	0.45
南島原市	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.25	0.25	0.25

表2.2.10 消防本部別の住民1人当たり普通会計歳出額

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
長崎市消防局	439,611	451,346	448,446	463,930	395,302	450,747	452,613	463,523
佐世保市消防局	477,577	491,838	480,035	489,730	393,680	501,857	508,592	496,775
平戸市消防本部	717,631	727,136	700,831	862,318	842,011	806,750	826,033	763,358
松浦市消防本部	691,465	670,887	728,738	771,035	837,256	875,300	876,687	868,007
対馬市消防本部	963,960	927,025	1,077,839	1,148,210	1,010,621	936,764	1,014,675	1,008,662
壱岐市消防本部	895,869	733,033	837,455	796,667	792,734	781,919	897,235	951,359
五島市消防本部	720,876	731,467	818,912	836,761	772,554	763,887	801,535	851,414
新上五島町 消防本部	847,804	839,849	919,863	896,642	857,026	844,033	843,753	851,251
県央地域広域 市町村圏組合	484,581	508,447	500,499	498,678	466,035	506,861	543,050	538,263
島原地域広域 市町村圏組合	468,498	467,653	453,471	509,167	575,617	497,636	507,470	497,155
長崎県平均	506,668	514,164	516,757	533,736	471,224	525,455	540,519	540,396

表2.2.11 消防本部別の普通会計歳出額に占める常備消防費の比率(%)

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
長崎市消防局	2.09	1.98	2.21	2.21	1.82	1.79	1.69	1.67
佐世保市消防局	2.10	1.93	2.04	2.08	2.76	1.84	1.96	1.82
平戸市消防本部	2.21	2.62	2.79	7.89	2.05	2.14	2.17	2.58
松浦市消防本部	2.78	2.96	3.51	6.15	7.01	2.17	2.27	2.37
対馬市消防本部	1.93	2.10	3.03	4.39	2.11	2.30	2.20	2.34
壱岐市消防本部	1.78	2.15	6.19	2.40	2.01	2.21	1.67	2.01
五島市消防本部	2.33	2.35	1.87	1.97	2.04	2.14	2.14	2.06
新上五島町 消防本部	2.78	3.06	3.17	5.45	2.56	2.52	2.62	3.94
県央地域広域 市町村圏組合	2.02	2.26	2.80	3.78	1.85	1.77	1.62	1.65
島原地域広域 市町村圏組合	2.69	2.66	3.43	3.16	3.09	2.56	2.50	2.65
長崎県平均	2.15	2.16	2.59	3.02	2.33	1.94	1.89	1.93

(2) 警防事務に関すること

○非番招集の発令基準（別表 8）

全消防本部において、非番招集の発令基準が定められている。

○非番招集の実績（別表 9）

長崎市消防局、佐世保市消防局及び島原広域消防本部においては、非番招集は0である。平戸市消防本部、松浦市消防本部、対馬市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部、新上五島町消防本部、県央広域消防本部、においては火災、救急、救助及び自然災害において非番招集の実績が見られた。

通信指令員の非番招集があったのは、佐世保市消防局、平戸市消防本部、松浦市消防本部、新上五島町消防本部、県央広域消防本部である。通信指令員の非番招集がなかったのは、長崎市消防局、対馬市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部、島原広域消防本部である。

○「長崎県消防相互応援協定」に基づく相互応援

令和元年中における火災、救急、救助、自然災害事案において、「長崎県消防相互応援協定」に基づく相互応援実績は、全消防本部にない。

○隣接消防本部との相互応援

令和元年中における火災、救急、救助、自然災害事案において、隣接消防本部との相互応援実績は各消防本部ともない。

○隣接消防本部との相互応援協定の締結状況

隣接消防本部との相互応援協定を締結している消防本部はない。本土の消防本部にあつては、「長崎県消防相互応援協定」の締結があるので不要との考えである。

離島の消防本部にあつては、離島であり相互応援協定を締結しても台風等自然災害では来援が不可能、来援に長時間を要する、「長崎県消防相互応援協定」があるとの考えである。

○ヘリによる救急搬送

- ・ドクターヘリ（別表 10）

令和1年の搬送件数では佐世保市消防局が122件と最も多く、次いで長崎市消防局と県央広域消防本部が115件、島原広域消防本部96件であり、本土に搬送件数の多い本部がある。

- ・県防災ヘリ（別表 11）

令和1年の搬送件数では五島市消防本部が9件と最も多く、次いで対馬市消防本部と新上五島町消防本部が4件であり、比較的離島本部の利用が多い。

- ・自衛隊等（別表12）

令和1年の搬送件数では五島市消防本部が20件と最も多く、次いで対馬市消防本部17件、壱岐市消防本部15件、新上五島町消防本部12件であり、本土消防本部の利用は0である。

○消防本部管轄を超えた救急搬送の連携協力に関する事項（別記2-2）

メリット

- ・管内や近隣の医療機関では対応が困難な事例の対応が可能となる。
- ・搬送時間の大幅な短縮
- ・他本部救急隊の搬送（中継）協力により傷病者搬送が迅速。

デメリット

- ・機関ごとで要請方法が異なり時間を要す。
- ・天候状況に左右される。

懸念事項

- ・3次医療機関にはヘリポートの確保が必要。
- ・荒天時にはどうしても飛行できない。

○ヘリ要請基準

- ・ドクターヘリ（別表13）
長崎県・佐賀県のドクターヘリ要請基準に基づく。
- ・県防災ヘリ（別表14）
長崎県の定める運行基準に基づく。
- ・自衛隊等（別表15）
自衛隊の災害派遣要請の要件に基づき、県が要請する。

○傷病者搬送要請を受け入れられないときの対応（別表16）

- ・ドクターヘリ要請時

全ての本部が要請を受け入れられなかった経験がある。その理由としては、出動中及び悪天候が大部分である。代替え手段としては主に県防災ヘリ、自衛隊ヘリによる搬送、本土においては陸路走行が採られている。

- ・県防災ヘリ要請時（別表17）

長崎市消防局、対馬市消防本部、壱岐市消防本部、新上五島町消防本部において要請を受け入れられなかったことがある。その理由としては、主に出動中及び悪天候である。代替え手段としては自衛隊ヘリ搬送、本土においては陸路走行、海上保安庁の船舶・ヘリ搬送が採られている。

(3) 予防事務に関すること

○予防業務に携わる人員について

- ・各消防本部とも本部に専任の日勤者を配置している。

○各所属の役割の違い

・消防本部の要員は、消防同意事務、許認可等の事務、設備検査、危険物完成検査、防火管理講習、査察業務等を担当。消防署本署の要員は、査察業務、自衛消防訓練指導、火災調査等を担当。消防署各出張所の要員は、消防署本署の要員と役割は同じ（五島市消防本部）

・追跡指導や違反処理等の事務は消防本部及び消防署をメインで実施し、署所は査察及び火災予防広報をメインに実施している。（壱岐市消防本部）

・専任の職員が本部と署を兼務している。（新上五島町消防本部）

・消防本部予防指導課については、主に調査、統計に関する事務、各消防署の予防設備課においては、許認可・確認の審査や検査等の事務を実施（県央広域消防本部）

・消防本部は建築物の確認申請等に対する消防同意、消防用設備等の検査。消防署は防火対象物の立入検査、火災予防関係各種届出に関すること。（島原広域消防本部）

○予防技術資格者について（別表18）

- ・予防技術資格者実職員数

○防火対象物の違反是正の取り組みについて（別表19）

- ・違反是正従事者数

専任で最も多いのが長崎市消防局21人で、次いで佐世保市消防局15人、五島市消防本部11人である。兼任では最も多いのが佐世保市消防局290人で、次いで長崎市消防局262人で、五島市小本部46人である。

○消防用設備等の設置届出事務について

- ・従事者数（別表20）

専任で最も多いのが長崎市消防局21人で、次いで県央広域消防本部15人、佐世保市消防局12人である。兼任では最も多いのが佐世保市消防局290人で、次いで長崎市消防局262人、壱岐市消防本部8人である。

- ・設置届出事務の件数（別表21）

設置届出で最も多いのが長崎市消防局979件で、次いで県央広域消防本部619件、佐世保市消防局525件である。

○危険物の許認可事務について

- ・従事者数（別表22）

専任で最も多いのが県央広域消防本部 6 人で、次いで県央広域消防本部 5 人、長崎市消防局 4 人である。兼任で最も多いのが壱岐市消防本部 8 人で、次いで平戸市消防本部 4 人、対馬市消防本部 3 人である。

・許認可事務の件数（別表 2 3）

受付で最も多いのが佐世保市消防局 7 7 4 件で、次いで長崎市消防局 7 3 8 件、平戸市消防本部 2 0 5 件である。

○予防業務の審査基準等作成の有無について（別表 2 4）

全ての消防本部において「予防事務審査基準」及び「事務処理要領」、又はそのいずれかを作成し、事務処理を行っている。

(4) 指令業務に関すること

○出動態勢

市街地における普通建物火災の出動計画は、別表 7 のとおりである。松浦市消防本部は、出動計画の定めがない。

PA 連携実施は、長崎市消防局、佐世保市消防局、平戸市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部、新上五島町消防本部、県央広域消防本部、島原広域消防本部である。PA 連携実施なしは、松浦市消防本部及び対馬市消防本部である。

○指令システム

- ・消防通信指令システムの有無（別表 2 5）
全ての消防本部に、消防通信指令システムが設置されている。
- ・消防通信指令システムの規模（別表 2 6）

NEC

長崎市消防局、佐世保市消防局、平戸市消防本部、壱岐市消防本部、新上五島町消防本部、県央広域消防本部、島原広域消防本部

富士通ゼネラル

松浦市消防本部、対馬市消防本部、五島市小本部

I 型/離島型

平戸市消防本部、対馬市消防本部、五島市消防本部、壱岐市消防本部、新上五島町消防本部

II 型

県央広域消防本部、島原広域消防本部

III 型

長崎市消防局、佐世保市消防局

その他（簡易型）

松浦市消防本部

○指揮・指令台数、導入年月日、維持費等

別表 2 7、別表 2 8 及び別表 2 9 のとおり。

○消防指令システムの機能

各消防指令システムにおいて様々な機能が導入されているが、医師・看護師等による市民への救急医療相談（＃7 1 1 9 に相当）及び医師による救急隊へのアドバイス制度を導入している消防本部はない。

消防通信室の面積等は、別表 3 0 のとおり。

2.3 現状の消防団・自主防災組織の把握

長崎県の市町では、常備消防力とともに、地域の安全・安心を守る組織として、消防団や自主防災組織が組織されている。現状の消防団・自主防災組織は次のとおりである。

①消防団

消防団員数は、県全体では平成 23 年には 20,711 人であったが、平成 31 年には 19,437 人と減少している。この間は毎年僅かずつながら継続して減少しており、消防団員数は減少傾向にある。その中で、1 千人以上の団員を確保しているのは長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市と少なくない。

平成 23 年から 31 年まで増減数を見ると、長崎市、諫早市、対馬市、五島市、西海市、新上五島町では 100 人以上減少している。特に対馬市と諫早市は共に 213 人と大幅に減少している。また、新上五島町は団員数が千人に満たないが 100 人減少している。団員数を概ね維持できている市町もあるが、今後は団員数確保のための施策が求められる。

団員 1 人当たりの人口を見ると、百人を越えるのは長崎市、佐世保市、大村市、長与町、時津町の 5 市町のみである。他は 100 人に満たない人口から 1 人の消防団員を選出していることとなる。松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、東彼杵町、小値賀町、新上五島町では 30 人を切っており、特に小値賀町は 18 人と最も少ない人口で消防団員を選出している。全国的に見ても、長崎県では消防団員の確保を活発に行っており、地域からの団員の掘り起こしは、長崎市、佐世保市等を除けば、困難なところまで来ていると言える。

こうした地域で近年消防団員が減少していることは、人口減少や高齢化により既に消防団員のなり手が存在しない状態となり、やむを得ず団員を減少していることと推測される。今後は、これまでにない消防団確保が必要であり、近年普及が進む機能別消防団員や企業消防団員などを活用した団員確保が求められる。

・消防団の役割（別表 3 2）

消防団の役割としては、全消防本部において消火活動を挙げており、救急活動では大規模な救急事故発生時の支援を、救助活動では土砂災害など自然災害における活動支援を挙げる本部が多い。

課題や期待することとして、常備消防との連携強化や、地域情報の提供などが挙げられている。

表2.3.1 市町村別の消防団員数

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	増減数 (H23→H31)	団員1人当 たり人口(H31)
長崎市	2,782	2,789	2,762	2,793	2,783	2,779	2,763	2,737	2,662	-120	158
佐世保市	1,776	1,766	1,743	1,725	1,715	1,699	1,723	1,711	1,692	-84	149
島原市	641	634	633	629	632	631	629	628	626	-15	72
諫早市	1,861	1,853	1,807	1,773	1,745	1,720	1,710	1,672	1,648	-213	83
大村市	654	665	655	630	621	593	593	600	600	-54	161
平戸市	1,021	1,011	1,015	1,016	1,034	1,035	1,044	1,040	1,046	25	30
松浦市	893	890	890	884	876	869	857	886	846	-47	27
対馬市	1,688	1,645	1,610	1,552	1,521	1,487	1,492	1,507	1,475	-213	21
壱岐市	977	990	997	940	953	970	953	963	985	8	27
五島市	1,470	1,457	1,435	1,413	1,381	1,382	1,362	1,339	1,319	-151	28
西海市	1,342	1,318	1,321	1,303	1,261	1,252	1,242	1,226	1,189	-153	24
雲仙市	1,526	1,502	1,503	1,509	1,526	1,519	1,527	1,501	1,488	-38	30
南島原市	1,311	1,304	1,302	1,298	1,285	1,301	1,295	1,284	1,264	-47	36
長与町	290	290	287	283	284	284	283	285	285	-5	147
時津町	238	239	237	238	237	235	236	233	232	-6	129
東彼杵町	372	374	379	375	375	374	372	365	364	-8	22
川棚町	284	271	265	272	268	269	270	266	251	-33	56
波佐見町	317	320	326	326	322	323	320	317	316	-1	47
小値賀町	147	149	148	148	145	142	150	144	139	-8	18
佐々町	172	173	172	169	167	164	159	163	161	-11	87
新上五島町	949	936	941	925	922	890	881	871	849	-100	23
長崎県合計	20,711	20,576	20,428	20,201	20,053	19,918	19,861	19,738	19,437	-1274	70

②自主防災組織

自主防災組織は、常備消防や非常備消防に次ぐ第3の組織として、災害時の自助共助に重点をおいて近年に組織されたものである。長崎県の組織カバー率は71.2%となっている。

100%の島原市、平戸市、雲仙市、時津町、東彼杵町、波佐見町、佐々町をはじめ14市町では、組織カバー率が90%を越えている。値が低いのは、松浦市、対馬市、新上五島町であり40%に満たない。

組織率は状況の似た市町でも異なっており、こうした結果となる要因は明らかとなっていないが、今後も自主防災組織についての理解を求めると共に、組織カバー率を高める取り組みが求められる。

・自主防災組織の役割（別表33）

平時の火災等の災害では、消防に対する情報提供や避難誘導が挙げられている。

自然災害では住民の避難誘導や防災機関への情報提供などが挙げられている。

課題や期待することでは、高齢化している地域では防火防災訓練実施が困難であること、また組織率の向上や活動の活性化などが挙げられている。

・自主防災組織への指導（別表34）

指導団体では、消防本部、市の担当課、消防団、防災士が挙げられている。

指導内容では、火災予防、初期消火、避難誘導、応急手当などである。

表 2.3.2 長崎県内市町別の自主防災組織率

市 町 名	今回 令和2年4月1日				前回 令和元年10月1日				増 減		
	全世帯数	自主防災組織数		組織加 [*] -率	全世帯数	自主防災組織数		組織加 [*] -率	組織数 増 減	世帯数 増 減	組織率 増 減
		組織数	活動範囲世帯数			組織数	活動範囲世帯数				
長 崎 市	206,633	620	126,931	61.4	207,547	614	126,222	60.8	6	709	0.6
佐 世 保 市	122,114	447	93,277	76.4	122,114	425	91,539	75.0	22	1,738	1.4
島 原 市	19,816	226	19,816	100.0	19,777	226	19,777	100.0	0	39	0.0
諫 早 市	60,524	134	33,759	55.8	60,274	134	33,664	55.9	0	95	-0.1
大 村 市	43,647	94	24,482	56.1	43,580	93	24,247	55.6	1	235	0.5
平 戸 市	13,973	163	13,973	100.0	14,003	163	14,003	100.0	0	-30	0.0
松 浦 市	10,144	45	3,677	36.2	10,202	44	3,650	35.8	1	27	0.4
対 馬 市	14,987	17	5,520	36.8	15,140	17	5,626	37.2	0	-106	-0.4
壱 岐 市	11,576	192	10,949	94.6	11,671	192	11,026	94.5	0	-77	0.1
五 島 市	19,744	237	19,512	98.8	19,840	239	19,585	98.7	-2	-73	0.1
西 海 市	12,633	82	12,470	98.7	12,621	82	12,460	98.7	0	10	0.0
雲 仙 市	17,330	242	17,330	100.0	17,354	242	17,354	100.0	0	-24	0.0
南 島 原 市	18,879	402	18,039	95.6	18,907	402	18,055	95.5	0	-16	0.1
長 与 町	17,049	45	16,757	98.3	17,049	45	16,753	98.3	0	4	0.0
時 津 町	13,060	19	13,060	100.0	13,173	19	13,173	100.0	0	-113	0.0
東 彼 杵 町	3,140	34	3,140	100.0	3,150	34	3,150	100.0	0	-10	0.0
川 棚 町	5,731	31	5,361	93.5	5,693	31	5,323	93.5	0	38	0.0
波 佐 見 町	5,229	21	5,229	100.0	5,231	22	5,231	100.0	-1	-2	0.0
小 値 賀 町	1,230	24	1,210	98.4	1,248	24	1,190	95.4	0	20	3.0
佐 々 町	5,970	31	5,970	100.0	5,938	31	5,938	100.0	0	32	0.0
新 上 五 島 町	9,684	36	3,719	38.4	9,802	35	3,666	37.4	1	53	1.0
市 計	572,000	2,901	399,735	69.9	573,030	2,873	397,208	69.3	28	2,527	0.6
西 彼 杵 郡	30,109	64	29,817	99.0	30,222	64	29,926	99.0	0	-109	0.0
東 彼 杵 郡	14,100	86	13,730	97.4	14,074	87	13,704	97.4	-1	26	0.0
北 松 浦 郡	7,200	55	7,180	99.7	7,186	55	7,128	99.2	0	52	0.5
南 松 浦 郡	9,684	36	3,719	38.4	9,802	35	3,666	37.4	1	53	1.0
町 計	61,093	241	54,446	89.1	61,284	241	54,424	88.8	0	22	0.3
合 計	633,093	3,142	454,181	71.7	634,314	3,114	451,632	71.2	28	2,549	0.5

2.4 現状の消防体制の課題

現状の消防需要や消防力整備の様子から、現状の消防体制の課題として次のようなことが挙げられる。

① 人口減少と救急件数の増加

長崎県の人口は平成 23 年から一貫して減少傾向にある。特に離島消防本部を構成する対馬市、壱岐市、五島市及び新上五島町はいずれも 5%以上減少しており、傾向が顕著である。

自治体は、生産年齢人口が減少し財政規模が縮小する中で社会保障費用などが増大するなど、現在よりも厳しい運営を余儀なくされることが想定される。これは時期の差こそあれ、長崎県内の全ての市町で想定される事象である。

救急出場件数は一貫して増加の傾向を示しているが、この期間の人口が減少していることを考慮すれば、人口全体の高齢化が進み救急発生率が高くなったことが考えられる。

② 離島消防本部の認識

離島消防本部へのアンケート及びヒヤリングから、全体として市町当局による財政及び人員への配慮により、現行体制に不安は感じていない。また、台風等の災害時に本土からの応援は期待できないとして、広域化のメリットはないという認識である。

アンケート及びヒヤリングにおいて、離島と本土の消防本部で広域化、共同指令センター設置について話し合ったという事例は挙がっていない。

③ 消防費の減少

一方、消防費は県全体で、平成 20 年決済額で約 220 億円、同 30 年で約 200 億円が充てられており、1 割程度縮小している。今後は更なる少子高齢化の進行、地域財政力を示す生産年齢人口の大幅な減少に伴う自治体財政力の縮小が見込まれる。特に、離島 4 消防本部、松浦市、平戸市と、長崎市、佐世保市、県央広域との間には大きな差があることが示された。

離島 4 消防本部、松浦市、平戸市の負担は既に大きく、今後更に増大すれば、消防力や行政サービスを維持できなくなることも予想される。そこで、ここでは想定する消防費に対して、少子高齢化の動向がどのように影響を与えるのか次において推計する。

○住民 1 人当たり常備消防費の試算

指標としては「住民 1 人当たり常備消防費」が、人口推移する中でどう変化するかを試算する。このとき常備消防費は、平成 23 年から 30 年の 8 年間を対象とし、この中から最大と最小各 2 ヶ年、合わせて 4 カ年を除いた 3 年分の平均値を採用する。次いで、これを先に示した将来人口推計の数値で除すことで求める。

長崎市、佐世保市及び県央広域消防本部は、現段階で住民 1 人当たりの消防費は 1 万円を下回っており、今後の少子化により管轄人口が減少し 2045 年にも 1.2~1.3 万円程度に増加する程度に留まる。これは、現在の全国平均程度であり大きな負担とはならず、今後も消防力は維持されると予想される。

島原地域消防本部は、現段階で 14,135 円程度と全国平均程度となる。今後は人口減少により負担額は増加し、2030 年には 2 万円を超え、2045 年には 2.7 万円になり、今後の負担は増大していく。

平戸市、松浦市は、現段階で 2.5 万円程度と全国平均を上回っており、負担は小さくない。今後も人口減少により、住民 1 人当たりの負担額は増加の一途を辿り、2035 年には 3 万円程度、2045 年には 4 万円程となる。これは現行の自治体の常備消防力運用から見て大きな負担であり、いずれかのタイミングで消防力を維持できなくなることも予想される。

壱岐市、五島市は、現段階で全国平均を上回っており、同様に負担は小さくない。今後も人口減少は進み、住民 1 人当たりの負担額は、2045 年には 3 万円程と倍以上になる。同程度の消防本部は現在でも存在しているが、全国平均を大きく上回り負担は大きい。また、その後に状況が改善する見込みは小さく、状況は更に厳しくなると予想される。

対馬市と新上五島町は、現段階で 2.5 万円を超え全国平均を上回っている。今後、負担は更に大きくなり、対馬市は、2030 年には 3 万円を超え、2040 年には 4 万円を超え、2045 年には 5 万円を超える。新上五島町では状況は更に深刻であり、2025 年には 3.5 万円を超え、2030 年には 4 万円を超え、2040 年には 5 万円、2045 年には 6 万円を超え、県内で最も深刻な状況にある。これは自治体の常備消防力運用から見て大きな負担でありいずれかのタイミングで消防力を維持できなくなることが予想される。

これとは別に、基準財政需要額は今後も実態に合わせて補正されるものと推測されるが、人口減少に伴う財政規模縮小により、交付額は相殺・縮小されると予想される。また、財政規模縮小の中で、相対的に消防費の占める比率は増大し、負担増も予想される。消防費自体が負担となり縮小することも考えられるが、現行の枠組みの中で管轄する面積が変わらない以上は、署所の統廃合等でサービス水準を下げることは避けられない状況となる。

表2.4.1 常備消防費推計(住民1人当たり)

	常備消防費 (千円)	住民1人当たりの消防費推計値(円)						
		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
長崎市消防局	4,387,408	8,742	9,053	9,451	9,922	10,474	11,134	11,913
佐世保市消防局	3,337,646	9,887	10,243	10,670	11,159	11,717	12,349	13,048
平戸市消防本部	610,074	19,113	21,117	23,497	26,374	29,862	34,130	39,513
松浦市消防本部	516,490	22,158	24,132	26,423	29,070	32,212	35,972	40,538
対馬市消防本部	708,155	22,512	25,182	28,467	32,462	37,439	43,694	51,573
壱岐市消防本部	477,759	17,628	19,215	21,099	23,302	25,889	28,999	32,674
五島市消防本部	642,514	17,213	18,952	21,078	23,606	26,656	30,468	35,383
新上五島町 消防本部	529,387	26,848	30,639	35,252	40,832	47,766	56,783	68,886
県央地域広域 市町村圏組合	2,586,228	9,406	9,593	9,857	10,194	10,606	11,115	11,735
島原地域広域 市町村圏組合	1,491,097	16,213	17,323	18,635	20,190	22,034	24,240	26,938
長崎県合計	15,286,755	11,100	11,576	12,152	12,822	13,597	14,506	15,564

※消防費は、平成23年から同29年の期間の、最大最小からそれぞれ2カ年を除いた3カ年分の平均値。

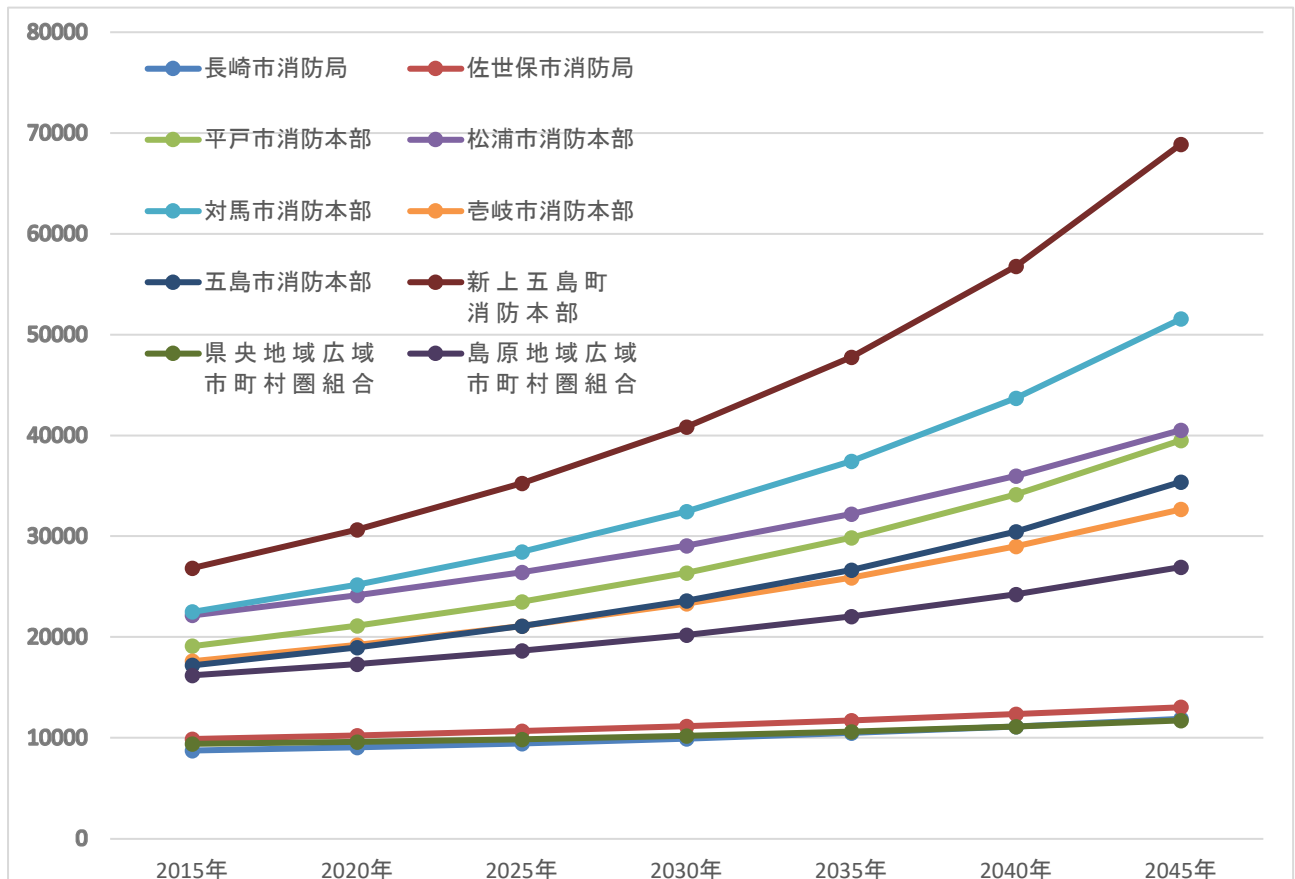
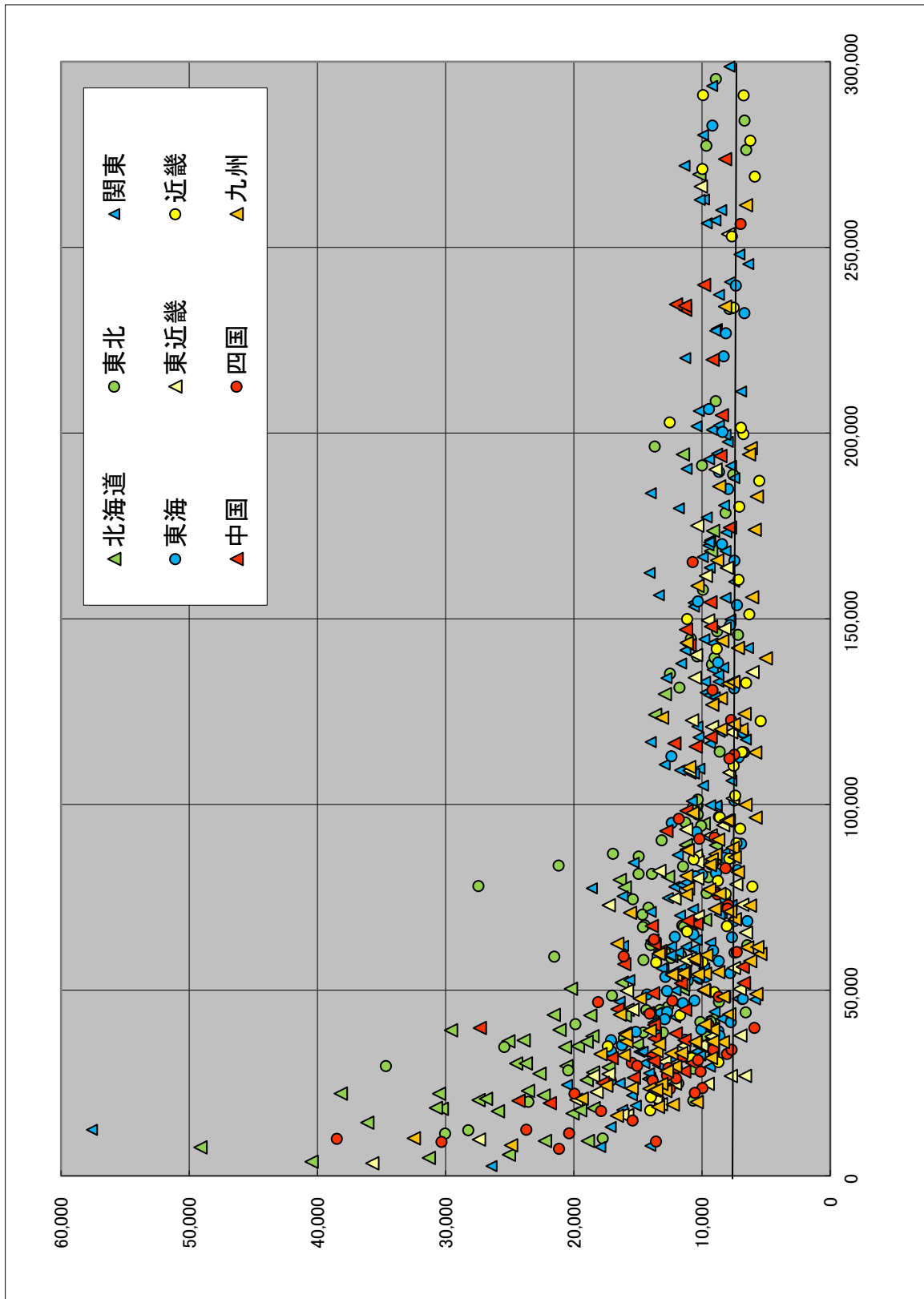


図2.4.1 常備消防費推計(住民1人当たり)



参考図 管轄人口と消防費

(横軸：管轄人口 (人) × 縦軸：住民一人当たり消防費[人件費] (円))

2.5 現状の消防体制の課題に対する方策

現状の課題として、少子高齢化の進行、離島消防の在り方、消防費の負担増が挙げられたが、こうした課題を解消するため、次に掲げる方策が挙げられる。

ここでは、方策の提示と、これに対する各種消防本部の意見をとりまとめる。

(1) 方策1—消防広域化

最もスケールメリットを発揮するといわれる消防広域化が挙げられる。広域化への見解は、離島消防本部、本土の大規模消防本部、本土の小規模消防本部によってかなり異なる。特に離島は、非常時における本土からの応援を疑問視している。

①現状の問題点

○財政

- ・人口減少によって、交付税が減少している。(上五島町)
- ・車両更新、築45年の出張所の更新のどちらも難しい。(松浦市)

○人員・勤務体制

- ・最低限の人員で回しているため、火災では常に非番員を投入する。(対馬市)
- ・一般行政職員と同様に、人口減少に伴う消防職員の適正化を図るよう当局から言われる(上五島町)。
- ・小規模消防本部では、昇任が止まってしまい、昇任意欲が削がれる。(松浦市)
- ・全てが兼任のため、救急隊や救助隊の専任者が置けない。(対馬市)
- ・研修のための人員確保が困難。(上五島町)

○出張所の統廃合

- ・出張所の数が多いので財政的には減らしたいと話題に上るが、住民は残しておきたいという意見である。(五島市)

②広域化に伴う懸念

- ・広域化したら現在の署所、人員を減らされるのではないか。(対馬市)
- ・広域化されると、人員や資機材もレベルの低いものが配置されてしまうのではないか。(壱岐市)
- ・本土消防本部からの応援は、荒天時には期待できない。ほしい時に応援がもらえないのでは県内一本化の意味がない。(新上五島町)
- ・大規模災害で他の消防本部に応援を求めても、3～4時間はかかる。(五島市)

③広域化のメリット

- ・全県1消防本部になった場合、AI活用により台風の進路予測に応じた消防部隊の事前移動配置は、離島にとって広域化のメリットと考えられる。(五島市)

④現状肯定

- ・現在、大きな課題はなく特に広域化の必要性は感じていない。(長崎市)
- ・財政面の問題は特に大きなものはない。消防庁舎、消防自動車も順次更新している。(島

原広域)

- ・市当局は、消防には人員、予算面とも理解がある。(五島市)

⑤ 県北部ブロックの話し合い

- ・現在、長崎県北部ブロック（佐世保市消防局、松浦市消防本部、平戸市消防本部）で、広域化の話し合いを始めている。(松浦市、平戸市)

(2) 方策2—はしご車等特殊車両の共同運用（連携・協力）

はしご車等の特殊車両は、各消防本部で必要とするものの、使用頻度は高くなく整備費も一般的に高額である。ここでは連携・協力の方策である特殊車両の共同運用について整理する。

はしご車は現在保有する消防本部管内で使用されているが、経費・メンテナンス等における課題と共同運用の効果について消防本部の意見を挙げる。

① 現状の問題点

○ 経費が高額、オーバーホールが長い

- ・はしご車の導入、維持管理コストが高額である（長崎市、佐世保市、県央広域）
- ・予算の財源確保が難しい。（平戸市）
- ・はしご車のオーバーホールは長期間にわたり、はしご車の不在期間が長い（県央広域）

② 共同運用のメリット

○ コスト削減

- ・高額な導入コスト、維持管理コストを案分して負担することで低廉化できる。（長崎市、佐世保市、平戸市、県央広域、島原広域）

○ 隊員の専任化

- ・はしご隊員の専任化が可能となり、効果的な活動が行える。（平戸市）

③ 共同運用上の問題点

○ 配置場所

- ・配置場所等により、現場到着時間が遅延する。（佐世保市）
- ・他本部の地理や対象物の知識が低く、効果的な活動が期待できない。（平戸市）
- ・現場活動における管轄消防隊との円滑な連携活動。（島原広域）
- ・隣接市はいずれも距離があり、管内が広いので呼んでも時間がかかるので、はしご車の共同運用は考えていない。（県央広域）

○ 費用案分・配置場所

- ・費用按分方法、配置場所の選定が問題である。（長崎市）

(3) 方策3—予防事務の連携・協力

離島を含めた広大なエリアに存在する各消防本部の予防事務を円滑かつ均一に推進するために、ICT活用による他本部との情報共有・職員教育と予防事務処理の共通化について課

題を挙げる。

①ICT 活用による予防事務の他本部との情報共有・職員教育

○TV 会議システム

・最近 TV 会議システムを使った研修が増えている。新型コロナウイルスの関係で参集が不要な TV 会議システム使用が増えた。(上五島町)

○WEB を活用した職員研修

・WEB を活用した職員研修を実施することにより、集合することなく通常の勤務場所において研修を受講することができる環境の構築を考えている。(佐世保市)

・環境を整備することで、立入検査時等にも活用でき、現地からの質疑に専任の予防担当者が直接画像等で確認することにより、誤認識及び指導の遅れを防止する。(佐世保市)

○ICT による情報共有

・予防を含む ICT 活用による情報の共有化・職員教育は可能である。(五島市)

②事務処理基準の共通化

・予防事務審査基準については長崎県消防長会監修の「消防用設備等設置指導指針」が策定されており、主にこれで審査している。(各消防本部)

・毎年、各本部の予防事務担当者会議を開催して本指針の改正点について協議し、改正点があれば予防課長会議を経て改正し各本部に通知することになっており、常にアップデートが保たれている。(上五島町)

(4) 方策 4—ヘリコプター搬送に係る救急情報の一元化

長崎県ではドクターヘリ、県防災ヘリ、自衛隊ヘリによる救急搬送が県下一円で行われ、消防本部との連携による迅速な高度医療機関への搬送（ドクターヘリは到着時から医師による処置開始）により、住民の救命、悪化防止に多大の成果を上げている。

ヘリコプター搬送の効率化を図るためには救急情報の一元管理が効果的であり、これはドクターヘリ、県防災ヘリ運航部門からも求められている。ここではその課題を挙げる。

①救急ヘリ搬送の問題点

○ドクターヘリ

・消防本部はドクターヘリの運行状況を把握していないため、ドクターヘリ出動中等の場合はそれを知ってから県へヘリ搬送を要請することになり、ロスタイムが生じる。

・ドクターヘリの要請を各消防本部の指令担当も行っているが、小規模本部においては専任性ではないため対応要領に差がある。

・交通事故等多数傷病者発生事故の場合、長崎と佐賀のドクターヘリが要請されることがあるが、現場での情報の整理や後方支援などがスムーズに行われないことがあった。

○県防災ヘリ

・現在、各消防本部から転院搬送要請を受けているが、個別に本部からの要請なので重複

や連続要請がある。

○自衛隊ヘリ

- ・自衛隊への要請は県からの災害派遣要請であるので、要請の3原則遵守（緊急性、公共性、非代替性）が求められる。
- ・自衛隊ヘリによる搬送要請では、一言一句要請内容の確認があり、離島で処置困難だから依頼しても「生命に危険でないのに必要か？」などの問答があり、特に夜間帯は時間を要す。

②ヘリ搬送のメリット

- ・離島消防本部管内で処置困難な傷病者は、救急ヘリ、船舶での搬送が必要不可欠である。特に昼夜を問わず、搬送できるヘリコプターによる搬送は、住民の生命を守る要である。

③共同指令センター設置の効果

○ドクターヘリ

- ・ドクターヘリは傷病者を病院に収容したら、燃料があれば次の出場が可能である。共同指令センターがドクターヘリ運行管理室を通じて運行状況を把握し、現地の救急隊と連絡が取ればより効率の良い運用が可能になる。
- ・共同指令センターが各消防本部の救急事案をリアルタイムで把握し、ドクターヘリと常時連絡が取れば効率の良い運行が可能になる。
- ・共同指令センター設置による指令担当者の技量の均質化が望まれる。
- ・多数傷病者発生事故に長崎と佐賀のドクターヘリが要請されても、共同指令センターがあれば情報の整理や後方支援などを統括し、スムーズな対応ができる。

○県防災ヘリ

- ・消防本部からの転院搬送要請では、重複や連続もある。このような場合、共同指令センターがあれば要請が共同指令センターに一本化され、対応がスムーズになるので共同指令センターの設置は望ましい。

④1 本部の指令センター設置の効果

○直近消防隊の支援出場

- ・現在、消防本部の境界付近で発生した救急事故にドクターヘリが出場した時、救急隊の他に支援隊が必要でも当該本部にはその余力がない場合がある。1本部の指令センターであれば、直近の消防隊を支援隊として出場させることができる。

(5) 方策5—消防団・自主防災組織

消防団・自主防災組織は、日常の火災等災害時における常備消防との連携及び支援活動の他、大地震等マンパワーを必要とする大規模自然災害では重要な役割を果たす。今後人口減少が急速に進む離島等においては、常備消防隊の連携組織として一層重要性が増す。消防団・自主防災組織の現状と期待について課題を挙げる。

①常設消防隊と消防団との役割分担

消防団は常設消防隊に準じた装備を保有しており、特に火災では常設消防隊と連携し、消火活動や現場警戒、補水などの作業を実施している。災害種別に応じた消防団の役割と期待される項目を挙げる。

○現状の消防団の役割

火災

- ・消火活動、火災現場の警戒
- ・補水
- ・避難誘導

救急

- ・大規模な救急事故発生時の支援
- ・常備消防がない離島では、傷病者を診療所から港（船舶）までの搬送支援。

救助

- ・行方不明者の捜索
- ・常備消防がない離島では、救助救出活動

自然災害

- ・土砂災害など自然災害における活動支援
- ・消防隊への情報提供

②今後消防団に期待するもの

連携強化

- ・常備消防との連携強化や地域情報の提供を求めている。

地域防災の充実

- ・消防団を中心とした地域防災の充実・強化

③自主防災組織の役割と指導

○現状の自主防災組織の役割

平時の災害

- ・消防に対する情報提供や避難誘導
- ・安否確認
- ・初期消火
- ・応急手当

自然災害

- ・住民の避難誘導
- ・防災機関への情報提供
- ・避難所の運営支援
- ・地域住民の安否確認
- ・災害弱者への支援

○自主防災組織への指導

指導団体

- ・消防本部、市の担当課、消防団、防災士

指導内容

- ・火災予防、初期消火、避難誘導、応急手当

④今後の課題

○高齢化

・高齢化している地域では防火防災訓練実施が困難である。身体的負担の少ない訓練などの考慮が必要。

○組織活動

- ・組織率の向上や活動の活性化。
- ・組織活動の練度向上

○市町・消防団と連携した自主防災組織の育成

- ・防災教育の実施
- ・防火防災訓練の実施
- ・防火研修や体験訓練の実施
- ・救命講習の実施

○市町に組織率向上の働きかけ

・自主防災組織の拡充は消防活動体制の基盤を強化するものであることから、消防本部においては市町当局に対する自衛消防組織の組織率向上の積極的な働きかけを行う。

3 人口減少が進んでも単独で消防体制を維持していくこと

これまで述べてきたとおり、将来の人口減少を考えれば、今後常備消防の体制は規模的に更に縮小をせざるを得ない。アンケート及びヒヤリングの結果から、長崎県内のいくつかの消防本部では常備消防機関の規模が小さいため、一定規模以上の災害に対応するためには、非番対応せざるを得ない地域があることが確認された。また、離島地域では人口が相当数減少したにもかかわらず、一定規模の部隊を配置し続けている（単隊を置くだけで最低9名の消防職員が必要）結果、単位住民当たりの消防職員数が他の地域と比較して多くなっている地域が存在することも確認された。

現状においても長崎県の離島を管轄する消防本部ではそれぞれの離島における消防体制が弱く、常備消防による消防サービスが迅速に行えない地域が存在しており、既に事実上の限界に達している地域もある。

このため、将来における単独での消防体制の維持は相当難しい問題であると考えられるが、人口減少が進んでも、離島において単独で消防体制を維持していく可能性について探っていく。

3.1 今後起こりうること

4つの離島の消防本部において、このまま管轄人口の減少が進み、財政規模が縮小されれば、体制（人員、体制、資機材など）の縮小が予想されることから、消防本部の体制、人員、資機材等に次のような影響が出るのが危惧される。

- ① 消防署所の数が減れば、火災等の災害発生に最先到着隊の現場到着に要する平均所要時間は長くなる。その結果火災等の災害に対する消防隊の災害現場での初動対応が遅くなる。一般的に火災等の災害は時間の経過とともにその規模と危険性が拡大していくことから、災害の規模が拡大してから消防活動を行うためには、更に多くの部隊の投入が必要となる。
- ② 消防職員が減少すれば、消防本部の1当務当たりの消防職員数は減少する。その結果一つの災害現場で初動対応を行う隊員の総数が減る。また、同じ数の隊員を確保するために、より遠方の署所から時間をかけて出動又は更に多くの消防職員が非番出場をする必要が出てくる。

人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書（平成28年2月）によれば、救急自動車による平均現場到着所要時間（救急事故の覚知から現場到着まで）について、10分以上かかる本部が管轄人口10万以上の本部に占める割合は6.3%であるのに対し、管轄人口10万未満の本部に占める割合は16.1%となり（図3.1.1）、火災の覚知から放水までの時間については、小規模な本部ほど放水までに時間を要する傾向が見られたとされている。（図3.1.2）

救急自動車による平均現場到着所要時間(救急事故の覚知から現場到着まで)

救急の平均現場到着時間が10分以上の消防本部は、小規模な消防本部の比率が高い。

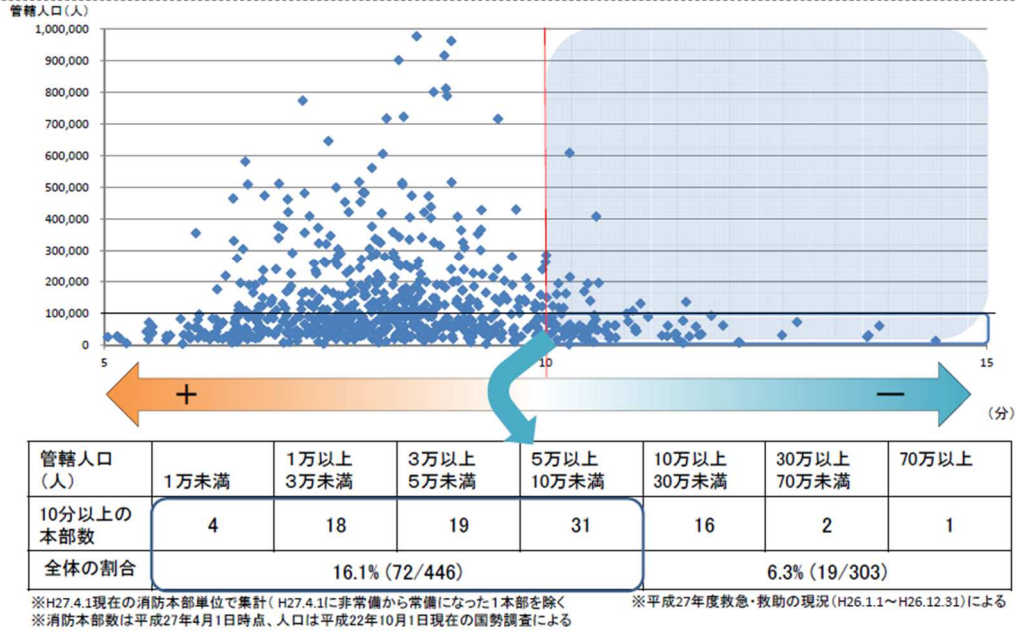


図 3. 1. 1

消防本部規模別 覚知から放水までの時間

小規模な消防本部ほど、火災の覚知から放水までに時間を要する傾向が見られる。

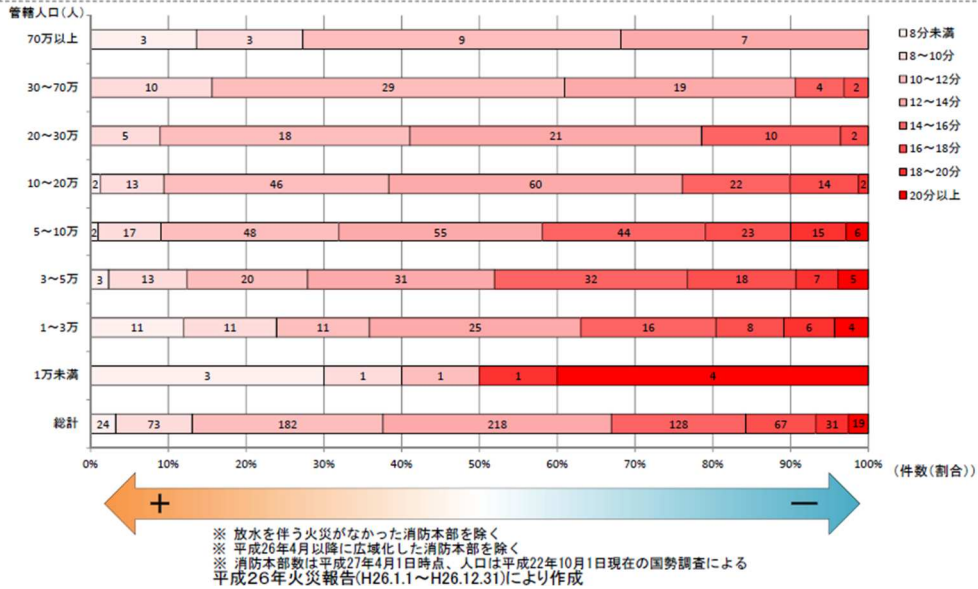


図 3. 1. 2

③ 資機材の更新が滞ると、資機材の故障の確率が高くなるとともにその修理費用も高額となる。そのため、予算を維持管理費用に多く費やさざるを得なくなり、ますます資機材の更新が難しくなるという悪循環に陥る。また、旧来の資機材を使い続けるという事は、安全性や省力化にも影響が及ぶ恐れがある。関東地方のある消防本部では救急車の更新が滞り、入工期間が延びた結果、指令車で搬送となった事について議会案件になった例もある。

④ 人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会の報告書（平成28年3月）によれば、平成元年と25年を比較した場合、予防査察実施回数が2/3に、予防査察実施人員が80%に、予防査察実施率は1/2にそれぞれ減少したとされている。特に違反是正を厳正に行う体制の維持が不可欠だが、これが縮小傾向にあることは福祉施設の規制強化の推移とその効果を見る限りこれ以上の縮小は危険であると指摘している。（図3.1.3）

消防本部の人員が厳しくなってくると、予防業務を担当する人員が削減対象となり易いことを示している。

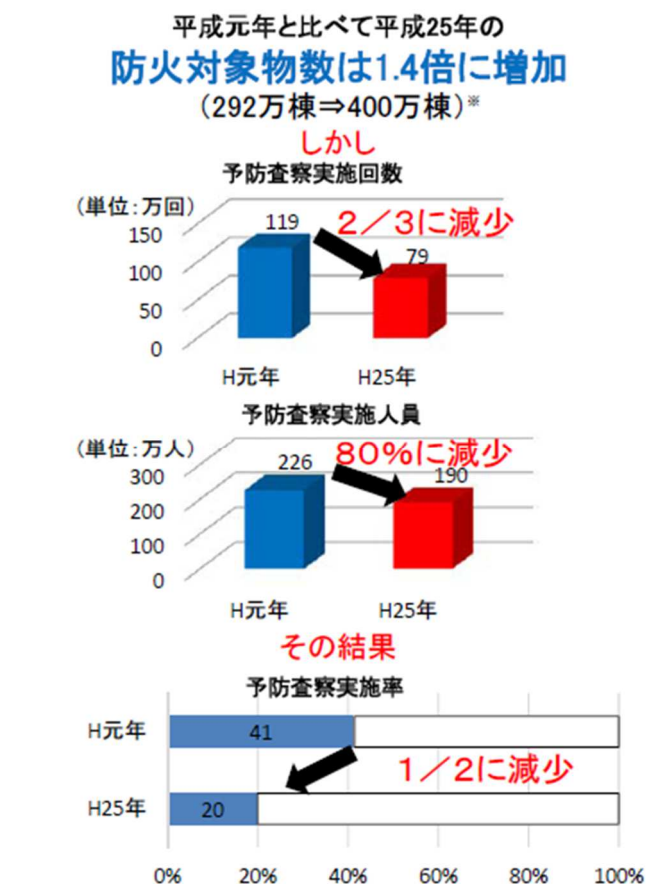


図 3. 1. 3

⑤ 常備消防体制の最小単位

住民から常備消防の配置に対する要望は非常に強い。そのため通常の常備消防の部隊配置(単隊配置で隊員 10 名)が困難である場合には、様々な工夫を行うこととなる。

消防吏員駐在所(常備消防吏員 1 名常駐)を開設した沖縄県国頭村における例(2014「新時代に対応した消防団運営」日本消防協会より)を示す。住民からの強い要望により常備消防職員を 1 名配置し、同じ消防事務を処理する機関である「消防団」と深く連携した消防体制を構築した例である。(図 3.1.4)

これは常備消防施設の新設の例であるが、今後最小単位の部隊の維持が難しくなれば、このような体制に縮小して常備消防の拠点を維持せざるを得ない事も考えられる。

通常の常備消防の部隊配置が困難である事例は、長崎市の池島でも確認された。

⑥ 消防署所の数を減少させざるを得なくなった場合の影響を、実際の消防本部のデータを基にシミュレーションを行った例を示す。(図 3.1.5)

このように、消防本部内の人員、消防車両を維持したまま消防署所の数を一つひとつ減少させていった場合は、消防署所数に応じてその位置を最適化していき、余剰となった部隊を別の消防署所に再配置することにより、集約化の効果によってある程度までは必要な消防力を確保することは可能である。しかし、一定限度を超えると急激に困難になることがわかる。

これに加えて人員、資機材(消防車両等)の減少を伴った場合は、適切な消防力の維持は早期に困難となることがわかる。

この例では、隣接する他の消防本部の相互応援協定は無いものとして計算した結果であるが、隣接する消防本部との相互応援協定により周辺地域には一定数の応援の消防部隊が出動して来れば周辺部においても消防車の到着率は改善される。しかし、離島の消防本部を想定した場合は早期の応援隊の到着が見込めないため、この効果は極めて限定的なものとなる。

特別指名消防団員の活動

消防団概要

- ①都道府県名 沖縄県
- ②消防団名 国頭地区行政事務組合消防団
- ③実員数 66名（うち女性団員8名）
- ④消防団事務局 国頭地区行政事務組合消防本部 警防課
電話番号 0980-41-5100
- ⑤HPアドレス

国頭地区行政事務組合消防団は、沖縄県本島の北部3村から構成されている。自然条件として管轄面積は340.05km²と広大で、山林が多く中央を連山が縦走して東西を分断している。集落は東西海岸線の狭小な平野に点在し陸路からの災害対策が課題となっている。

このような地域事情から消防防災に長年の懸念を抱えていたが、平成23年4月25日に楚洲消防吏員駐在所（常備消防職員1名が常駐）を設置した。これに伴い、直近の消防署から、緊急車両が到着まで35分以上要する地区の消火、救急要請に応えるため駐在所に常時招集可能な団員を特別指名団員として制定した。平成24年4月から運用した指名団員の主な活動状況は次のとおりである。

内

【訓練】消防団合同訓練の他、駐在所に配備された5,000ℓタンク車、ストレッチャーが装備された資機材搬送車を活用して消火、応急手当訓練を毎月実施している。過疎、高齢化地区においての急病、週末のバイクツーリング事故の多発に対応するためドクターヘリとの連携収容訓練も実施した。

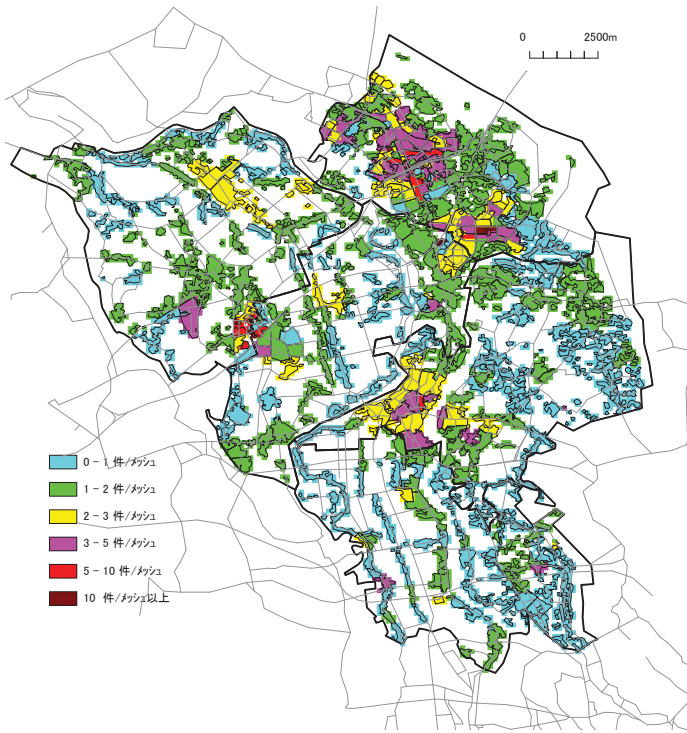
【現場活動】台風による暴風警報が発令されると近隣の高齢者、災害弱者等を高台にある避難施設まで搬送している。また当地区が誇る風光明媚な自然環境を訪れる行楽客の遭難、水難事故等にもロープワーク技術、自前の漁船で常備消防を補助している。

【広報活動】火災予防週間、地域の行事等での消火訓練、AED取扱訓練等に特別指名団員だけで出向することもある。

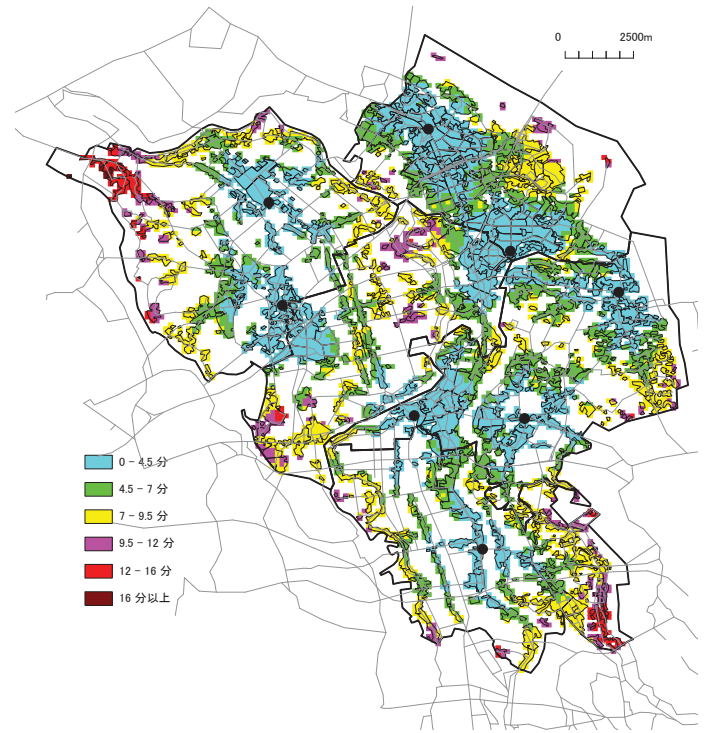
容



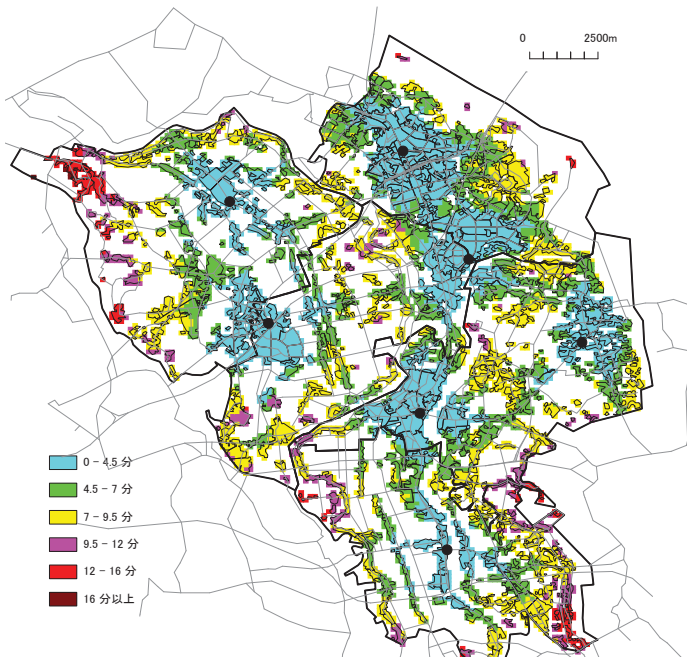
図 3.1.4



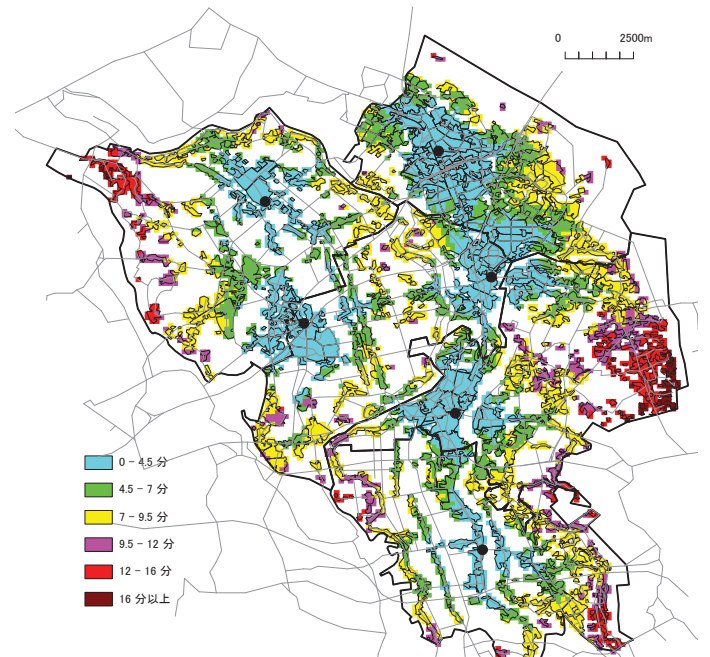
① 消防需要の把握



② 8署所体制での配置例



③ 7署所体制での配置例



④ 6署所体制での配置例

図 3.1.5 消防力の適正配置システムを活用した署所統廃合の検討例

⑦ 大規模災害時の対応について

都道府県知事が、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置する規模の災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、県や市町防災部局、消防団、隣接消防、警察、自衛隊、緊急消防援助隊などの組織間で情報が迅速・正確に共有され、災害対策本部長（都道府県知事）が被害状況の進展に伴い的確な判断をすることが求められる。そのため、平時は各消防本部管轄内だけで活用している情報を、常に災害対策本部に発信し続ける必要がある。しかし、そのための訓練が平時に十分に行われていなければ、このような大規模災害時の円滑な活動は期待できない。

長崎県と同じく離島消防本部を多く抱える沖縄県ではこのような事態に備え、各種訓練を毎年行っているが、4つの地域ごとに分けて行うため、離島にとっては4年に1回の訓練となる。(図 3.1.6) 本部では応援のための部隊を出すことで、自消防本部管轄内の活動体制影響が出ることも懸念される。

長崎県では緊急消防援助隊の制度が運用されてからは、このような訓練が十分に行われていないとのことであるので、被害の拡大防止に問題が生ずる恐れがある。

今後更に離島消防本部の体制が縮小されれば、これまで以上にこのような大災害時の円滑な応援、受援のための訓練及び情報管理が困難になっていくことも危惧される。



図 3.1.6

3. 2 消防本部間の連携・協力の活用

上記(1)で述べた状況においても、将来にわたり離島消防本部を維持するため長崎県において消防本部の連携・協力による効果は、どの程度あるのかを、全国の連携・協力の例と長崎県の地理的状況を鑑みて検討する。

(1) 共同指令センターを活用した指令業務

令和2年4月1日現在、消防指令業務の共同運用の状況は、「消防広域化関係資料」(消防庁 消防・救急課 令和2年9月)によれば、全国で47地域192消防本部(12非常備町村)であり、方式の種別としては、協議会方式42、事務委託3、相互応援協定1、内部組織の共同設置1となっている。また、消防指令業務の共同運用を予定している団体として、2地域17消防本部があり、それぞれ協議会方式、事務委託方式となる予定である。

同資料によれば、指令の共同運用における方式のメリットとデメリットは表3.2.1に示すとおり。千葉共同指令センターの事例を表3.2.1に示す。

九州本土の6の消防本部に加え、離島単独の消防本部を4有する長崎県の地理的条件では、一部の地域で集中的に災害が発生し、その地域で119番通報が輻輳する事態が発生した場合、単独運用では119番通報を処理しきれない事態の発生が危惧される。

共同運用とした場合、消防本部には共同指令センターに対する一定の財政及び人的負担が発生するが、大規模災害時にあっても消防職員は119番受信や部隊への指令業務に煩わされることなく管内の災害活動に専念できるメリットがある。また、県内の災害を総体的に把握できることから、近隣消防本部への応援要請の伺いも時間的な余裕をもって行うことができるなど、メリットは多い。このことから、長崎県においても共同指令センターの設置を検討する必要がある。

表 3.2.1

方式	メリット	デメリット
<p>機関等の 共同設置 (地方自治 法 252 条 の 7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同設置された指令センター等は全ての構成団体の消防本部の内部組織等として位置付けられ、消防長が当該本部の職員を指揮監督するという各消防本部における指揮命令系統が一元的に確保されており、責任の所在も明確になる。 ・指令センターの職員の身分取扱いについては、規約で定める構成団体の職員の取扱いで統一されることとなる。 	<p>内部組織の設置ではなく、職員の設置とした場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織としてではなく、個々の職員を共同で設置する仕組みであり、個々の職員の事務分掌の変更や職員数の増減の度に各構成団体の議会に議決を要するため、柔軟な対応が困難である。
<p>協議会 (管理執行 協議会) (地方自治 法 252 条 の 2 の 2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防の指令業務については、これまで協議会形式で共同運用を行っている団体がほとんどのため、既に共同運用を行っている団体の運用方法等を参考にして、導入しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会は固有の職員を持たないため、協議会内で同様の業務を行うもの同士であっても派遣元の消防本部の違いによって身分取扱いが異なることとなる。 ・いずれの消防本部においても消防本部の内部組織と異なる組織において指令業務を行うこととなるため、災害種別や状況に応じて迅速に対応できるよう、出動計画等を事前に詳細に取り決めておくことを要する。
<p>事務委託 (地方自治 法 252 条 の 14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務委託を受けた消防本部が指令業務の権限を持つことから、指令管制業務上の責任の所在が明確になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務委託を行った消防本部の指令儀業務が適切に行われるよう、災害種別や状況に応じて迅速に対応できるよう、出動計画等を事前に詳細に取り決めておくことを要する。

表 3.2.1

<p>概要</p>	<p>名称：ちば消防共同指令センター 設置場所：千葉市(千葉市消防局内) 運用開始日：平成25年4月1日 構成消防本部：20本部 管轄人口：3,171,064人(県内人口の約51%) 設置根拠：地方自治法の協議会(第252条の2の2)</p>
<p>経緯</p>	<p>○消防救急デジタル無線への移行に向けた検討 H17.9～ 千葉県が市町村と協議会を設置し、千葉県の消防救急無線と指令業務の共同化について検討 H19.3 整備計画策定(千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防業務共同運用推進整備計画) ①消防救急無線は圏域として整備することについて合意 ②消防指令業務の共同運用は圏域2ブロックで整備することについて合意 ○全市町村加入の組合が主体となり、消防救急デジタル無線(の基地局)を整備・管理 ※移動局は、市町村が整備 ○消防指令センターについては、県域2ブロックで整備することとし、北東部・南部ブロックについては千葉市が中心となり調整を実施</p>
<p>応援体制</p>	<p>【消防隊の運用】 受援消防本部に出動可能な車両がない場合は、自動的に応援出動(ゼロ隊運用) 【救急隊の運用】 消防隊と同様にゼロ隊運用であるが、傷病者が重篤な症状で生命に危険があり、直近で有効な救命効果が期待できる場合は隣接消防本部の直近の救急隊が出動</p>
<p>効果</p>	<p>【行政上の効果】 ・災害情報の一元管理、部隊の活動状況の集約、広域的な運用管理 ・統合型位置情報システムを活用した确实迅速な災害点の特定 ・専従指令管制員による消防指揮隊の増強 ・隣接消防本部の消防力の低下に即時対応した応援出動 ・救命対応時の直近救急隊の応援出動 【財政上の効果(各本部単独で整備した場合と比較して)】 ・共同で整備した場合のコストダウン効果 61.2億円⇒45.8億円 ・運営経費(人件費除く整備等)の削減 9,400万円⇒6,700万円 ・指令センターの職員の削減 229人⇒86人</p>

※出典：人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書(平成28年2月)

(2) 消防本部間の連携・協力による予防事務、総務事務

予防（火災調査含む）と総務の事務は、火災等の災害活動と比較すると消防事務の中では比較的即応体制を必要としない分野である。このことから連携・協力をした場合、離島であることによるデメリットは、陸続きの消防本部間と比較して少なく、事務効率の向上及び高度で専門的知識を持つ職員の活用の面で効果が期待できる。しかし、市町村ごとの条例の違い及びそれぞれの首長の行使する権限の委任等について検討する必要があることに留意しなければならない。これまでのところ、総務又は予防事務について情報交換及び研修の機会はあるものの、共同して事務処理を行うという事例は見当たらない。

長崎県においては、「消防用設備等設置指導指針」を策定し、更に毎年、各本部の予防事務担当者会議を開催して本指針の改正点について協議し、改正点があれば予防課長会議を経て改正するなどの先進的取り組みを行っており、連携協力の効果は上がっている

しかし、今後離島においては統合型リゾート（IR）等の特殊な形態の施設が計画されることも考えられる。また、高度・専門的な予防、違反処理及び特殊な火災原因調査等の業務についての人材確保は、消防本部の規模が縮小された状況においてはますます困難となっていくことが予想される。このことから、各地域における予防業務の実情等を踏まえたうえで、消防の連携・協力を図っていくことは、将来にわたり離島消防本部を維持するため必要であると言えるが、それぞれの首長の持つ権限の委任等の問題の整理のためには、市町村の消防の広域化による対応が必要であろう。

(3) 消防本部間の連携・協力による警防業務（平時）

一般に隣接する消防本部間の相互応援協定は効果があるとされているが、隣接する消防本部間の相互応援協定が、調査した範囲で見当たらなかった。このため、火災等の災害発生時のリソースの活用が十分図れているとは言えない現状にある。消防組織法第39条において市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するよう努めなければならないとされ、同条第2項では、市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができるかとされている。

離島地域では応援部隊の到着に時間がかかるため、その効果は限定的であるのは確かである。しかし産業廃棄物施設や林野火災など比較的長期にわたる災害対応に関しては効果が期待できる。

近年、火災の発生件数が減少し、現場経験の不足から実践的な消防活動や安全管理についての問題が提起されている。また、救急業務についても特に最新の高度・専門的な知識・技能が求められる現状である。しかし、今後更に消防本部の規模が縮小すれば、研修に出向して最新の消防・救急活動の知識や安全管理について身をもって学ぶことや実戦的な消防部隊連携活動訓練も困難になると予想される。この解決のためには、近隣の中核的な消防本部の支援のもとに連携・協力した訓練を行い、離島また

は小規模になった消防本部においても最低限の専門的な人材を確保し、安全管理と消防力の維持を図る必要がある。

長崎県の離島以外の消防本部においては、救急出動が重なり救急隊の手持ちがなくなった場合、隣接本部から救急隊を自動的に出動させるいわゆるゼロ隊運用や、はしご車等の特殊車両の共同運用による効率化及び消防本部隣接地域の消防部隊の集結効果が共同指令センターの設置により期待されるが、センターに特別な権限を付与するなどの問題を整理しておく必要がある。

しかし、現状では、災害発生時に命が助かるのかどうかというときの対応について、すくに応援に駆けつけられないこと。また、本来自らの住民の生命、財産を守る立場の市町としての協力にも限界があり、連携協力では限界があることも確かである。

3. 3 単独消防で安全安心を落とさない取り組み

将来、使えるようになる新しい技術等を活用し、長崎県の4つの離島の消防本部が単独本部のまま、住民の安全・安心のレベルを維持する方策については、次の事が考えられる。

(1) ICT の活用

ICT の活用に関しては、急激に進化する ICT 技術の進展と将来の ICT 関連の社会インフラの構築を予測していく必要がある。また、システム的设计、整備に相当の初期投資と維持管理費用が必要であることから、費用対効果を十分に見極めながら、既存のインフラを最大限活用することを念頭に慎重に検討している必要がある。このことから中長期的には日本においても実現されると言われているソサエティ5.0 社会においては ICT の活用は必須であることから、活用の可能性を現時点から検討していく必要がある。

しかし、Society 5.0 は、2050 年ごろの社会の“あるべき姿”だとされ、2030 年をメドに具体化するのが1つの目標と言われていることから、現時点における離島の人口減少ペースを考えると、離島における消防体制の維持についての解決策として活用するには時間的に無理があることに注意する必要がある。

- ・ ICT を活用した消防事務の集約化により、人員を生み出し現場対応職員を増やしていく。
- ・ 共同指令センター：地図情報、車載及び携帯端末カメラ機能、消防車両の動態管理による、各本部での事務量軽減を図る。大規模災害発生時の管内情報一元管理による効率化を図る。
- ・ 予防事務：防火対象物の一元管理、審査検査事務の AI 活用、権限の委譲（委任）による許認可事務の審査検査基準の平準化を図る。
- ・ 総務事務：人事管理、給与事務の一元化による格差の解消を図る。
- ・ 警防業務：大規模災害発生時、災害対策本部長の判断に必要な情報の迅速な収集を図る。

※ 総務省消防庁においては「Society5.0 時代における AI 等の活用」について、研究開発等に係る中期的なマスタープランとして「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を策定し、概ね5年ごとに改訂している。平成30年3月に改訂した「消防防災科学技術高度化戦略プラン2018」においては、自然災害リスクの増大や社会の脆弱化への対応に加え、研究成果の社会実装の推進を主眼としている。G 空間情報と ICT を活用した大規模防火対象物における防火安全対策の研究開発については、スマートフォンやタブレットを活用し画像やテキスト等を取り扱い、事業所の自衛消防隊と防災センター間の情報を共有し、自衛消防活動を支援する機能と、在館者（自衛消防隊員を含む）の所在位置を特定する屋内測位機能を連携させた

「G 空間自衛消防支援システム」を構築する研究を行っている。また、「現場活動支援システム」は、空気呼吸器用マスクに赤外線カメラやディスプレイ等を付加することでスマートマスクとして多機能化を図り、さらに通信機能を付加することでタブレット等を介し、現場の消防隊員と後方の指揮者（隊長）間で情報の共有を行う。また、「G 空間自衛消防支援システム」と「現場活動支援システム」間で連携を図り、自衛消防活動の実施状況、火災進展状況等の情報をスマートマスク等で共有を行うことで、自衛消防隊及び公設消防隊の活動を支援する「防災支援システム（仮称）」の構築を目指す（図 3.3.1）など、積極的に Society5.0 時代における AI 等の活用を推進しようとしている。（令和元年版消防白書）

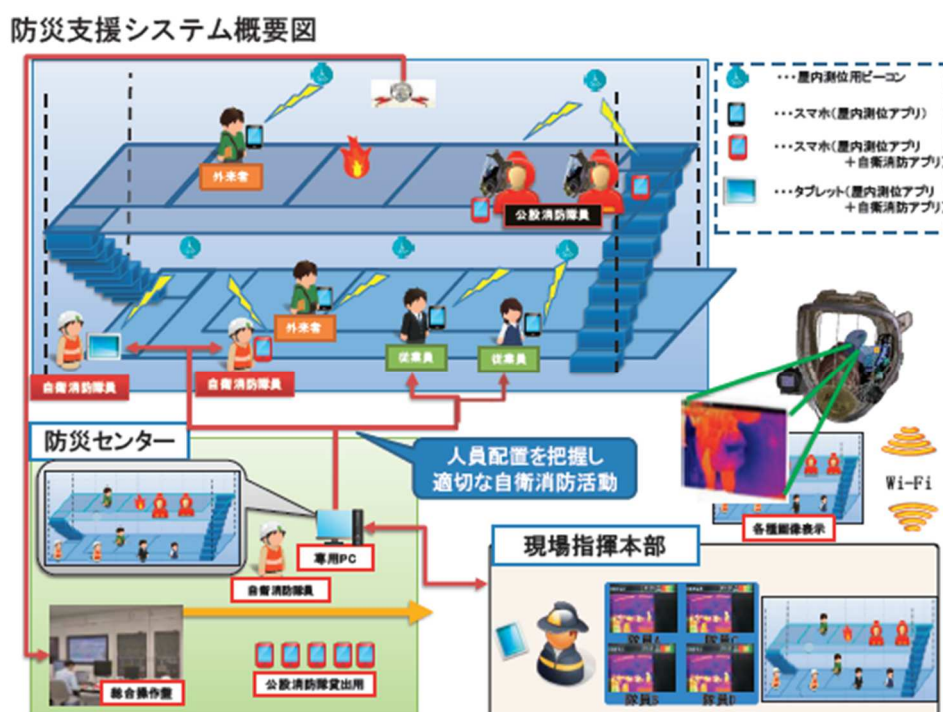


図 3.3.1 G 空間情報と ICT を活用した大規模防火対象物における 防火安全対策の研究開発（令和元年版消防白書）

（2）地域消防力の掘り起し

常備消防だけでなく、消防団、自主防災組織、企業、住民による総合的な地域防災力を発揮することにより、離島において将来にわたり単独で消防を維持する方策を模索する。

現在においても、非常備地域及び常備消防の規模が小さな地域では地域住民が一体となって日常の消防業務に従事している。将来更に常備消防の規模が小さくなった場合は常備消防以外の地域防災力をより一層活用することによって住民の安心安全を

守っていくことが要求される。

しかし、現在（平成 31 年 4 月 1 日）長崎県の自主防災組織率は 68.8%と全国平均（84.1%）に満たない水準であり、今後更なる充実強化が必要となる。また、消防団員については、全国的にも消防の常備化の進展とともにその数が減少している現状である。（図 3.3.2）

このことから、今後、常備消防の体制が縮小されていった場合は、地域の安心安全確保のために自主防災組織の充実と団員数の確保など、離島内における様々な組織の協力が必要となるが、そのためには今後相当な自助努力が必要となるが、過疎化、高齢化による自主防災力の限界も危惧される。



図 3.3.2 消防の常備化率と消防団員数の推移

（3）必要な搬送手段の整備

救急搬送体制については、消防本部の規模が縮小せざるを得ない中であっても最大限確保していかななくてはならない。また、住民からの要望も強い。

離島内の医療機関への搬送に関しては、単独消防であっても救急車が配置されている島内に関しては大きな問題は生じていないことが確認された。しかし、島外へ搬送する必要が生じた場合は、長崎市上島町のフェリー型救急艇の配備はあるものの、海況等の気象条件に左右されている。

今後単独消防の離島で従来どおりの予算が確保できれば現状の島内搬送体制は維持できるが、人口減に伴い必要な予算が確保できなくなれば、島内の搬送は現在の救急車の配置されていない島と同様の地元負担が必要となる。

（4）消防署所配置の最適化

離島を管轄する消防本部では、市町村合併による消防の一元化以降も、依然として合併前の消防署所、車両の配置を踏襲し続けている結果、広域化のメリットを十分に

生かせていないと思われる点が見受けられる。しかし、ヒヤリング等の結果から、住民の意向を考えるとなかなか手を付けられない案件であるのも事実である。

このことから、第三者的な立場の専門機関による調査により、総合的な消防力を損ねることなく消防署所の整理統合を実施できる方策について、科学的知見に基づいた提言を得ることも有効であると考えられる。

3. 4 コンパクトシティと消防体制

コンパクトシティ構想と消防体制について、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導により消防体制を縮小するのではなく、災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅用が集積している地域については、災害リスクを軽減するために、様々な工夫により消防体制を維持するという立場から検討する必要がある。

国土交通省によれば、多くの地方都市では、①急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下②住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成③厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にあるとしている。

こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要がある。

1 持続可能な都市経営（財政、経済）のため

- ・ 公共投資、行政サービスの効率化
- ・ 公共施設の維持管理の合理化
- ・ 住宅、宅地の資産価値の維持
- ・ ビジネス環境の維持・向上、知恵の創出
- ・ 健康増進による社会保障費の抑制

2 地球環境、自然環境のため

- ・ CO2 排出削減
- ・ エネルギーの効率的な利用
- ・ 緑地、農地の保全

3 高齢者の生活環境・子育て環境のため

- ・ 子育て、教育、医療、福祉の利用環境向上
- ・ 高齢者・女性の社会参画
- ・ 高齢者の健康増進
- ・ 仕事と生活のバランス改善
- ・ コミュニティ力の維持

4 防災のため

- ・ 災害危険性の低い地域の重点利用
- ・ 集住による迅速、効率的な避難

これら4項目のために、コンパクト+ネットワーク社会を創り、限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現するとしている。

ただし、注意すべき点として①市町村内の、最も主要な拠点（大きなターミナル駅周

辺等) 1カ所に、全てを集約させるような「一極集中」ではなく、中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す「多極型」とすること。②全ての居住者(住宅)を一定のエリアに集約させることを目指すのではなく、たとえば、農業等の従事者が農村部に居住することは当然のように、集約で一定エリアの人口密度を維持するように、集約を図るもの③居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる強制的な集約ではなく、インセンティブを講じながら、時間をかけながら居住の集約化を推進する、誘導による集約を行うものとするべきとしている。

このことを、現在の長崎県の離島の消防・防災に当てはめれば、

- ・急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
- ・厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。

という二点が当てはまる。

このことから、コンパクトシティの考え方では、①離島内で災害危険性の低い地域を重点的に利用すること及び集住を図ることにより効率的な消防活動が可能になるようにする。②本土と離島のネットワーク強化により災害への対応力を高める。

ということになる。

①については離島自体が地理的に限られた空間になっていて、旧市町中心部に生活拠点が分散している。また、島内においては、毎年のように襲来する台風に備えて居住地区は比較的安全な場所に集中するなど、経験上考えられる対策が取られているが、それらの拠点を効率的に火災等の災害から守るための消防署所の配置といったネットワーク型の思想を導入する必要がある。②については離島消防本部と本土の中核となる消防本部間のネットワークに関し、平時の火災は、離島の消防機関(消防本部、消防署、消防団)で対応。救助に関しては、県の運用している防災ヘリによるネットワークの活用で対応することになる。

救急に関しては、(国土交通省におけるコンパクトシティ構想では高齢者等の医療と福祉の利用環境向上として位置づけられている。)現状では離島内で対応不可能な場合、高速船、ドクターヘリ、自衛隊への災害派遣要請等を活用することで対応しているが、これらはあくまで現在の消防体制が維持できていて、島内における傷病者の救急搬送が問題なく運用されていればの話である。急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下し、厳しい財政状況下で、居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にあることから考えると、将来を見据えた計画的な対応が必要となることは明白である。

コンパクトシティの形成に関しては、離島における地域防災力を将来にわたって確実に維持するという考えを持って、関係省庁と連携をしながら常備消防の在り方を検討していく必要があるが、急激に進む人口減少と災害の激甚化に対応するには時間的に難しい現状にあると考えられる。

「コンパクトシティの形成に向けて」第2回 コンパクトシティ形成支援チーム会議
配付資料2（平成27年4月10日）より

【参考】

国土交通省においては、令和2年度に2回にわたり、コンパクトシティ形成支援チームによる「防災タスクフォース会議」が開催され、令和2年12月現在、防災コンパクト先行モデル都市が17都市指定されている。これらは主に河川の氾濫による洪水浸水想定区域等に居住誘導区域を設定しないことにより、安心して住み続けられるまちづくりを目指すものである。

離島における先行モデル都市はこれまでのところ無く、九州では福岡県久留米市、熊本県熊本市、熊本県益城市、宮崎県日向市が指定されている。

3. 5 離島消防の将来像イメージ

これまで述べてきた消防業務の連携・協力以外の方法で、長崎県の離島において将来にわたって単独で消防体制を維持できる離島消防の将来像イメージを、その可能性や見通しを含めて考えると、地域ごとの消防対応力のモデル化（常備～住民までの原則的役割の見直し）が必要になると考えられる。つまり、離島において現行の単独消防本部体制を維持していこうとすれば、常備消防の消防力の不足を非常備消防及び自主防災組織、町会・自治会及び企業がなど離島内のすべての住民と組織が、自らの安心安全は自らで守るという意識のもと、平時においてもそれぞれ一定の負担をもって補わざるを得ない。

他の消防本部との連携・協力については、一定の効果は得られるものの、離島という地理的条件を考えるとそこには自ずと限界がある。

各消防本部は、規定に基づき災害に対応するのであるが、平時の消防機関はあくまで当該市町村の消防事務を処理するために設置されているものである。自消防本部内で予想される被害の発生に備えて消防署から消防部隊を管内の特定の地域に移動配備して災害の発生に備えることはあっても、県内の他の市町村災害を予測して準備又は事前応援に動くことは難しい。

このことから、これまで述べた連携協力等でしのいでいくことは、今後消防本部の体制が縮小されて来ればますます困難になっていく。特に、大災害時に、命を守る防災業務については、なおさら困難である。この点は後述する消防の広域化と比較した場合の連携・協力の限界であることから、将来的には後述する市町村の消防の広域化により、住民の安心・安全を確保していくことが必要となろう。

【参考】離島の災害特性を踏まえた災害対応の整理

① 平時の災害対応

消防は、消防組織法第6条から第8条に定めるとおり、市町村の負担により同法第1条に定める任務を行う。市町村が消防本部、消防署及び消防団の全部又は一部をどのように設置し、どのような消防体制を整備するかは、その市町村の地勢、気象、都市計画、建築物、人口等の諸条件に基づき、火災の危険度、予防行政あるいは救急業務の必要度などを考慮して決定される。（消防力の整備指針が告示として示されている）

消防機関には、同法第9条に定めるとおり、消防団も含まれ、消防本部、消防署、消防団をもって第6条の規定による消防に関する責任を果たすこととされている。

離島単独の消防本部及び離島を管内に持つ消防本部は、地理的に効率的な部隊配置が難しいため、市町村は消防力の維持のため通常より多くの負担が必要となる。

② 大規模災害発生時

大規模自然災害等発生時には災害から一人でも多くの生命及び財産を守るためには、まず「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助、次に他人を助けるこ

とのできる住民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助に加え公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせないと言われている。また、災害対策基本法においても基本理念の一つとして、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進することを定めている。さらに、住民等の責務として、この基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならないとしている。

離島を管轄する消防本部としては、一刻でも早く（離島間または九州本土との間の）応援体制を構築する必要がある。このため、消防組織法第43条において、都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができることとされている。「地震、台風、水火災等の非常事態」とは、具体的には、これらの災害による被害が数市町村の区域にまたがり、又はその市町村のみの消防力をもっては対処することができないため、他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て、災害の防御をする必要があるような事態をいう。「緊急の必要があるとき」とは、効率的な災害の防御の措置がとられず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために有効な措置を緊急にとる必要がある場合である。災害の程度をあらかじめ予測したり、災害の進行段階においてその状況を的確に把握したりすることは困難であり、しかも、防御対策の遅れが重大な結果を招く危険もあるので、災害防御の措置については先手を打つことが必要であるが、他面、指示は強制力を伴うので、慎重に判断して行う必要がある。このような事情を考慮して、都道府県知事は緊急の必要があるか否かの判断を行うことになる。

同様の内容を有する他の規定として、災害対策基本法第72条第1項においては、都道府県知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができるとしている。

また、水防法第30条においては、水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができるとしている。

さらに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第117条第1項においては、武力攻撃事態等における都道府県知事の指示が規定されている。

4 離島と本土との消防広域化の検討

広域化のスケールメリットにより多くの増強要員の捻出と組織の高度化が実現され、離島及び本土の消防力の充実強化が図られる。

4. 1 広域化及び連携・協力に対する消防本部の認識

(1) 広域化

○離島（別添1-3）

- ・ 県内消防本部からの応援は、荒天時には期待できない。ほしい時に応援がもらえないのでは消防本部一本化の意味がない。
- ・ 大規模災害で他の消防本部に応援を求めても、3～4時間はかかる。
- ・ 広域化したら現在の署所、人員を減らされるのではないかという懸念がある。
- ・ 広域化されると、人員や資機材もレベルの低いものが配置されないか危惧する。
- ・ 単独消防では立ちいかななくなったら、広域化、全県一本化を考える。
- ・ 出張所の数が多いので、財政的には減らしたいと話題に上るが、住民は残しておきたいという意見。
- ・ 全県1消防本部になった場合、AI活用により台風の進路予測に応じた消防部隊の事前移動配置は、離島にとって広域化のメリットと考えられる。

○本土（別添2-3）

- ・ 現在、大きな課題はなく特に必要性は感じていない。
- ・ 長崎県北部ブロックでの話し合いを始めている。

(2) 連携・協力

◎共同指令センター

○消防指令業務に係る現状の課題（別記1-2）

- ・ 現システムの更新費用、保守料がかなりの負担である。（松浦市）
- ・ 消防隊員が通信指令員を兼務するため、隊員の業務量増大による精神的・身体的な負担がある。（対馬市）

○共同指令センター設置への懸念（別記1-3）

- ・ 共同指令センター設置に伴う費用負担増。（五島市）
- ・ 指令システムの更新時期が異なることによる費用負担の不均衡。（県央広域）
- ・ 指令台を改修整備して年数が浅い本部では費用対効果が見合わない可能性。（長崎市）
- ・ 共同指令センターへの職員派遣による職員の減員が危惧される。（壱岐市、対馬市）
- ・ 地理不案内職員が緊急通報を受報すると、災害地点の決定が遅れる。（新上五島町）
- ・ 島の方言を共同指令センター職員は理解できないだろう。（五島市）
- ・ 非常招集時の参集時間。（佐世保市）

○離島—共同指令センター設置への懸念（別添1-1）

- ・ 現在の安価な離島型指令システムで十分対応できる。（五島市）
- ・ 指令システム更新時期が異なる。

○共同指令センター設置のメリット（別記１－３）

- ・通信指令台は保守料が非常に高いので、指令台の更新、保守費用を考えると、指令台の共同運用が望ましい。（松浦市）
- ・指令業務の一本化による維持費・更新費用の軽減。（新上五島町）
- ・１本部当りの指令課員の削減。（県央広域）
- ・指令業務に割いていた人員を、警防や予防業務等に専念することができる。（老崎市）
- ・救急情報一元化により、ドクターヘリ、県防災ヘリ、県救急管理課との連携が円滑に行われる。（関係機関からのヒヤリング）

○本土—共同指令センター設置（別添２－１）

- ・現在、大きな課題はなく特に必要性は感じていない。（長崎市）
- ・県北３消防本部指令の指令共同運用は、佐世保市消防局に合わせてもらえるなら可能性はある。（佐世保市）
- ・通信指令台は保守料が非常に高い。指令台の更新、保守費用を考えると、指令台の共同運用が望ましい。
- ・島原広域消防本部と県央広域消防本部との共同運用については、更新時期、機能、費用削減効果等問題点が多い。

○ヘリ搬送に係る共同指令センター設置と広域化（別添３）

県消防防災ヘリ

- ・優先順位として、消防防災ヘリを選択する。悪天候や夜間で消防防災ヘリがフライトできない場合は、海上自衛隊に要請する。
- ・共同指令センターが設置されれば、現在各消防本部からの転院搬送要請が共同指令センターに一本化され、対応がスムーズになる。

ドクターヘリ

- ・共同指令センター設置により、ドクターヘリの効率的な運用が図られる。
- ・共同指令センター設置により、ドクターヘリと連絡を取る指令担当者の技量が均質化される。
- ・共同指令センター設置により、複数のドクターヘリ出場の多数傷病者発生事故等の情報整理や後方支援がよりスムーズに実施できる。
- ・広域化により、救急事故に出場したドクターヘリへ支援隊出動がスムーズに実施できる。

◎はしご車の共同整備

○はしご車の整備・運用に係る現状の課題（別記３－１）

- ・維持管理経費が高額。予算の財源確保が難しい。
- ・はしご車のオーバーホールは長期間にわたり、不在期間が長い

○はしご車の共同整備・運用に関する事項（別記３－２）

メリット

- ・高額な導入コスト、維持管理コストを案分して負担することで低廉化できる。
- ・はしご隊員の専任化が可能となり、効果的な活動が行える。

デメリット

- ・配置場所等により、現場到着時間が遅延する。
- ・他本部の地理や対象物の知識が低く、効果的な活動が期待できない。

懸念事項

- ・費用按分方法、配置場所の選定。
- ・署所の適正配置化を前提としたはしご車の配備署所の選定。
- ・現場活動における管轄消防隊との円滑な連携活動。

現状肯定（別添 2 - 2）

- ・はしご車の共同運用は考えていない。

◎予防事務の連携・協力

○ICT 活用による他本部との情報の共有化・職員教育（別添 1 - 6）

- ・最近テレビ会議を使った研修が増えている。
- ・五島市庁舎でテレビ会議は出来る。

○今後の予防業務の能力向上策（別記 1 - 1）

- ・WEB を活用した職員研修、立入検査での活用。

○事務処理基準の共通化（別添 1 - 2）

- ・予防事務審査基準については「消防用設備等設置指導指針」が策定されており、主にこれで審査している。
- ・毎年、各本部の予防事務担当者会議を開催して本指針の改正点について協議し、改正点があれば予防課長会議を経て改正し、常にアップトゥデートが保たれている。

4. 2 県内一本化を行った場合の組織、体制、経費、各市町の負担軽減

(1) 県内一本化による組織運用の効率化

以下に、県内の消防本部を広域化したとき、スケールメリットを発揮した効率化により、人員捻出することの検証を行う。

① 現体制

長崎市 消防局	498 人			令 2 消防年報
	本部	署所	指令	
	44 (8.8%)	434 (87.1%)	20 (4.0%)	
佐世保市 消防局	375 人			令 2 消防年報。本部には 消防訓練所入校中の消 防士等 15 人含む。
	本部	署所	指令	
	49 (13.1%)	308 (82.1%)	18 (4.8%)	
平戸市 消防本部	79 人			令 2 消防年報とアンケ ート
	本部	署所	指令	
	6 (7.6%)	67 (84.8%)	6 (7.6%)	
松浦市 消防本部	66 人			令 2 消防年報
	本部	署所	指令	
	9 (13.6%)	51 (77.3%)	6 (9.1%) ※	
対馬市 消防本部	95 人			令 2 消防年報
	本部	署所	指令	
	10 (10.5%)	79 (83.2%)	6 (6.3%) ※	
五島市 消防本部	93 人			令 2 消防年報
	本部	署所	指令	
	12 (12.9%)	75 (80.6%)	6 (6.5%) ※	
壱岐市 消防本部	63 人			令 2 消防年報
	本部	署所	指令	
	9 (14.3%)	48 (76.2%)	6 (9.5%) ※	
新上五島町 消防本部	66 人			令 1 消防年報とアンケ ート。指令に毎勤 1 名も任 命
	本部	署所	指令	
	12 (18.2%)	47 (71.2%)	7 (10.6%)	
県央広域 消防本部	245 人			令 1 消防年報
	本部	署所	指令	
	22 (9.0%)	208 (84.9%)	15 (6.1%)	
島原広域 消防本部	145 人			消防本部ホームページ
	本部	署所	指令	
	15 (10.3%)	119 (82.1%)	11 (7.6%)	
長崎県 全体	1725 人			
	本部	署所	指令	
	188 (10.9%)	1436 (83.2%)	101 (5.9%)	

② 類似規模消防本部の人員構成

札幌市消防局	1732 人			令 1 消防年報
	本部	署所	指令	
	161 (9.3%)	1532 (88.5%)	39 (2.3%)	
川崎市消防局	1446 人			令 1 消防年報
	本部	署所	指令	
	177 (12.2%)	1234 (85.3%)	35 (2.4%)	
さいたま市消防局	1341 人			令 2 消防年報
	本部	署所	指令	
	133 (9.9%)	1169 (87.2%)	39 (2.9%)	
3 消防局の合計	4519 人			
	本部	署所	指令	
	471 (10.4%)	3935 (87.1%)	113 (2.5%)	
3 消防局の平均	1506.3			
	1506 人			
	本部	署所	指令	
	156.6 (10.4%)	1311.7 (87.1%)	37.7 (2.5%)	
	156 人	1312 人	38 人	

③ 3 消防局平均の構成割合に合わせた県全体の人員構成（予測）

長崎県全体	1725 人			
	本部	署所	指令	
	179.4 (10.4%)	1502.5 (87.1%)	43.1 (2.5%)	
	179 人	1503 人	43 人	

①～③（注）

- ・令和 2 年 4 月 1 日現在の職員数を示す。指令員は本部人員と別区分にした。
- ・平戸市消防本部及び新上五島町消防本部が、それぞれ交替制指令員を 6 名任命していることから、指令員の指定のない本部は一律指令員を 6 名とし（※を付す）、署所人員から引いた。なお、新上五島町消防本部は、指令に毎勤 1 名も任命している。
- ・（ ）は全体に対する割合を示す。四捨五入により、合計が 100%にならない場合がある。

④ 人員の捻出（予測）

県内一本化による捻出人員は、本部 9 人、指令 5 8 人の合計 6 7 人である。

（2）北部ブロック（佐世保市、平戸市、松浦市）

現在、北部ブロックにおいて広域化の議論が進められていることから、その効果についても検証を行う。

① 現体制

佐世保市 消防局	375 人			令 2 消防年報。本部 には消防訓練所入校 中の消防士等 15 人 含む。
	本部	署所	指令	
	49 (13.1%)	308 (82.1%)	18 (4.8%)	
平戸市 消防本部	79 人			令 2 消防年報とアン ケート
	本部	署所	指令	
	6 (7.6%)	67 (84.8%)	6 (7.6%)	
松浦市 消防本部	66 人			令 2 消防年報
	本部	署所	指令	
	9 (13.6%)	51 (77.3%)	6 (9.1%)※	
北部 3 本部 全体	520 人			
	本部	署所	指令	
	64 (12.3%)	426 (81.9%)	30 (5.8%)	

② 類似規模消防本部の人員構成

長 崎 市 消 防 局	498 人			令 2 消防年報
	本部	署所	指令	
	44 (8.8%)	434 (87.1%)	20 (4.0%)	
東 大 阪 市 消 防 局	509 人			令 1 消防年報
	本部	署所	指令	
	58 (11.4%)	423 (83.1%)	28 (5.5%)	
市 川 市 消 防 局	512 人			令 1 消防年報
	本部	署所	指令	
	65 (12.7%)	422 (82.4%)	25 (4.9%)	
3 消防局 の 合 計	1519 人			
	本部	署所	指令	
	167 (11.0%)	1279 (84.2%)	73 (4.8%)	
類似規模 消防局の 平均	506 人			
	本部	署所	指令	
	55.6 (11.0%) 56 人	426.1 (84.2%) 426 人	24.3 (4.8%) 24 人	

③ 類似規模本部の平均構成割合に合わせた人員構成（予測）

北部 3 本部	520 人			
	本部	署所	指令	
	57.2 (11.0%) 57 人	437.8 (84.2%) 438 人	25.0 (4.8%) 25 人	

④ 人員の捻出（予測）

北部ブロックによる捻出人員は、本部 7 人、指令 5 人の合計 12 人である。

（3）消防組織の効率化と強化

- ・総務事務は、広域化した消防本部で ICT 活用により一括処理するため、総務事務職員の削減が図られる。
- ・管理職の削減により、本部の警防、予防、救急等の専門分野の体制強化が図られる。
- ・指令業務の一元化により、指令業務の効率化と体制強化が図られる。

（4）人事・研修の効率化

次の効果が期待できる。

- ・組織拡大による管理部門の効率化
- ・職員採用の一括化によるより優秀な職員の採用
- ・離島を含めた広域な人事異動による組織の活性化
- ・県内人事異動による離島勤務職員の離職防止
- ・研修要員の確保
- ・消防大学校、消防学校への研修出向者を増強することにより、専門知識・技術の習得や最新の消防情報の収集及び他消防本部職員との人脈構築など、職員の能力向上を図る。
- ・建築、都市計画、電気、化学、法律、防災、体育等、消防業務の高度化に資するスペシャリストを養成する。
- ・政策広報を増強することにより、消防本部の行政目的や実態を市民、議会により深く理解してもらう。
- ・ユーザー視点に立った消防・救急資機材の研究開発、災害現場における消防隊員の安全確保、消防隊員のメンタルヘルス、火災原因調査における原因物質の特定、市民に対する安全啓発等、広範囲にわたる調査研究ができる施設を設置する。

（5）指令業務

- ・指令業務は、1 か所の指令センターで運用するため、現状の消防本部が単独で運用するときと比べ、全体として指令業務の担当要員が効率化し必要数は減少することができる。
- ・高機能な機器や体制の整備、十分な数かつ技能水準の高い指令員の確保が期待される。
- ・大規模災害等により 119 入電が集中する場面において、指令業務の対応が劣勢になることなく有効に機能することができる。

（6）警防業務

- ・県内全域の一元的な部隊運用が可能となり、離島への応援部隊派遣も迅速に決定できる。
- ・大規模火災や救助事故発生時に、必要な部隊を必要な場所へ迅速に集結できる。
- ・重機を備えた消防救助機動部隊を創設し、離島を含めた県内全域で運用する。

- ・ 大型ヘリによる航空救助機動部隊を創設し、離島を含めた県内全域で運用する。
- ・ 専従により、隊員の一層の技能向上を図るとともに、隊員の乗換負担を軽減する。
- ・ 出動部隊数や第 2、第 3 出動の編成、部隊人数増強により消火活動力の向上を図る。
- ・ 増強による隊員の安全管理の向上と負担軽減を図る。
- ・ 消防隊の専任化により、非番招集の解消に伴う消防力の強化及び職員の負担軽減が図られる。
- ・ 市町の垣根を超えた救急出場が可能となることから、隣接市町の直近の救急隊を出場させることにより救命効果が高まる。
- ・ ICT 技術の活用により、火災・救急等の災害活動情報を蓄積、共有化し、活動技術と安全管理のレベルアップが期待される。
- ・ 地域の自主防災組織に対する訓練指導と消防団との連携強化。

(7) 予防業務

- ・ 予防事務処理が一元化され、均質で効率的な予防事務が実施できる。予防業務は消防本部により体制が大きく異なる部署であり、県全体での予防業務の強化が期待できる。
- ・ 日常における予防関係事業者への対応を円滑に行う。
- ・ 新たな予防行政需要に対する執行体制を強化する。
- ・ 火災原因調査や違反処理事務の集約と専任職員の増強。
- ・ ICT 技術の活用により、特異又は参考となる予防業務の情報を共有化し、予防技術のレベルアップが期待される。
- ・ ICT 技術の活用により、予防業務担当者の意見交換の場を創設し、予防技術のレベルアップが期待される。

(8) 消防費の低減化

- ・ 車両、資機材及び装備品等の調達が同一仕様となる。このことにより、これまでと比べ大量購入が可能となるため、購入単価が低くなり費用削減が期待できる。
- ・ 梯子車等の特殊車両は、運用の効率化と計画的整備により、購入経費の削減と均等化が期待できる。

なお、負担額の算定に当たっては、市町の人口、管内面積、消防需要等の要素を考慮した合理的なものとする必要がある。

4. 3 離島における大規模災害時の応援体制の向上

新しい技術の活用と新しいシステムの構築により、離島への応援体制が向上する。

(1) 離島の現在の認識

非常時における本土からの応援（別添1-5）

- ・ 県内消防本部からの応援は、荒天時には期待できない。ほしい時に応援がもらえないのでは消防本部一本化の意味がない。
- ・ 全県1消防本部になった場合、AI活用により台風の進路予測に応じた消防部隊の事前移動配置は、ピンポイントの予測ができるのであれば有効と思う。

(2) 台風に向けた離島への応援部隊の事前配置

- ・ 県内一本部になれば、ソサエティ5.0で推進されているAI活用により、人工衛星・地上の気象レーダーなどから収集されるデータを解析し、台風進路、日時をピンポイントで予測し、事前に消防部隊を集結し初動体制を強化する。
- ・ 台風の進路、降水量等を事前に精密に予測し、消防本部長の下命により迅速に本土から離島へ応援部隊の事前配置が可能になる。

(3) 船舶及び航空機による迅速な応援部隊の輸送

- ・ 船舶による迅速な応援部隊の輸送が可能になる。
大規模な消防部隊を迅速に輸送できる※RORO船やフェリーの活用。(ローロー船は令和元年度沖縄県宮古島の総合防災訓練において応援消防部隊の輸送に使用)

※RORO船 朝日新聞掲載「キーワード」の解説

ロールオン・ロールオフ船の略。船体と岸壁を結ぶ出入路「ランプ」を備え、貨物を積んだトラックが、そのまま船内外へ自走できる「貨物専用フェリー」だ。港から港へトラックの貨車ごと荷物を運べるため、コンテナ船より荷役時間が短く、航空機より大量の貨物を、コンテナ船より早く運べる。近海航路では主流の輸送手段になっており、大陸に近い北部九州や日本海側港では、コンテナ施設がなくても貨物を運べるため、中国や韓国、ロシアとを結ぶ輸送手段として注目されている。(2011-07-29朝日新聞 夕刊1社会)

- ・ 全県一本部による災害発生時における輸送船舶の優先的確保
船舶運航会社と災害発生時における輸送船舶の優先的確保の契約締結
定期航路の活用
- ・ 航空機による迅速な応援隊の派遣
大型ヘリによる航空救助機動部隊を創設し、災害発生時には先遣隊を迅速に被災地へ派遣する。派遣に当たっては県防災ヘリと連携し、2機体制による派遣も考慮する。

(4) 離島派遣訓練の実施

- ・ 定期的な離島派遣訓練の実施

定期的に海路、空路による離島派遣訓練を実施し、命令伝達、部隊集結、傭船手続き、部隊輸送、災害活動、応援部隊受け入れ等の実践的訓練を実施し、技術及びノウハウを蓄積する。

4. 4 指令業務の一本化による関係機関との連携強化とヘリ搬送の効率化

(1) 大地震等における関係機関との連携強化

- ・大地震等による県、市町、緊急消防援助隊、県警察本部、自衛隊、日本赤十字等との連携が円滑に行われる。
- ・1本部指令センターとなり、災害活動の対外窓口が一元化され、迅速対応が可能になる。
- ・全県で部隊運用が可能となり、離島も含め広域の迅速な応援隊の出場指令が可能となる。

(2) ヘリ搬送の効率化

- ・救急情報一元化により、ドクターヘリ、県防災ヘリ、県救急管理課との連携が円滑に行われ、住民への救命効果が向上する。
- ・離島等で多数傷病者事故が発生した場合も、複数機関へのヘリ要請及び搬送傷病者の継続的な把握が円滑に実施できる。
- ・指令業務一本化に合わせた県業務の委託
ドクターヘリ、県防災ヘリ、自衛隊ヘリに対する救急搬送要請を一元的かつ円滑に実施するため、指令センター指令員の県職員兼任も検討されることが望ましい。

(3) 医師常駐

- ・指令センターに医師常駐が実現できれば、救急救命士への指示・助言が円滑に実施される。また、#7119による救急相談により不要不急の救急出動が抑制される。

4. 5 連携・協力と広域化の違い

指令センター、はしご車の運用、予防業務について述べる。

(1) 共同指令センターと1本部指令センターの違い

単独で消防体制を維持した連携・協力による共同指令センターと県一本部による指令センターは、大地震等における関係機関との連携強化、ヘリ搬送の効率化等においては同じであるが、次の点について異なる。

① 共同指令センター（連携・協力）

共同指令センターは、加盟消防本部管内の災害に当該消防本部長に代わって出場指令を出す。このため、例えば延焼拡大した火災への近隣本部からの応援出場は、応援協定に基づくものとなり、共同指令センターの判断で近隣本部の直近署所に応援出場を指令すること（いわゆる「直近出場」）はできない。

これは救急事故についても同様である。ある消防本部の救急隊が全て出払い、手持ちの救急隊がなくなったときに救急要請があっても、共同指令センターの判断で近隣本部に救急出場を指令すること（いわゆる「0隊運用」）はできない。

したがって、離島への迅速な応援出場指令は困難となる。これらを共同指令センター

の判断で可能にするには、加盟消防本部による各種協定の事前締結や、共同指令センターへの権限付与が必要となる。例えば、ちば共同消防指令センターでは救命事案の直近出動を実施しているが、共同指令センターの整備の他に事前の取り決めを行った上で実施している。

② 1本部指令センター（広域化）

火災、救急事故等において、市町の境界に係わらず直近の部隊出場、また応援部隊出場を指令することができ、被害の拡大防止、傷病者の救命・悪化防止に効果を発揮する。

県内全域での一元的な部隊運用が可能であり、離島への応援部隊派遣も迅速に決定できる。

大規模火災やNBC等特異事故発生時に、必要な部隊を必要な場所へ迅速に集結できる。

（2）はしご車の運用

① 連携・協力

関連消防本部の事前協定に基づき災害出場する。例えば、中高層建物数が少ない地域では、災害出動も多くない。加えて、小規模消防本部でははしご車等の特殊車両の保有や維持は負担が大きい。こうした消防本部にあっては、複数本部で共同してはしご車を整備することで総数を減少させ、稼働効率を上げること、費用負担を軽減することができる。この際は、効率的に活用することができる適正配置の検討も効果的である。

② 県内一本部

指令センターの出場指令に基づき県内一円で活動する。一本部で全はしご車を整備することから、購入・メンテナンス経費の削減が可能である。

（3）予防業務

① 連携・協力

連携・協力は、情報共有、共通の事務処理基準による事務処理に限られ、消防法に基づく許認可及び権限の行使は各消防本部に委ねられる。

② 県内一本部

全ての事務が一つの本部の事務として処理される。

4. 6 連携・協力の限界と広域化議論の同時推進

これまで検討してきたように、連携・協力としての共同指令センター設置、はしご車の共同運用、予防業務には、一定の効果は認められるものの、個々の消防本部の連携・協力という制度上の限界がある。例えば、大規模災害発生時の離島への応援出場では共同指令センターによる本土消防本部への出動は下命できず、県内相互応援協定に基づく事前調整が必要であり、迅速な応援出場は望めないであろう。これは本土の応援出場においても同様である。また、台風接近に伴う事前の本土からの応援隊派遣も困難であろう。

連携・協力と広域化には一部重なるところもあり、広域化の前段としての比較的着手しやすい連携・協力の議論を進めつつ、より膨大な時間とエネルギーを要する広域化の議論も同時に推進することが必要と考える。

4. 7 共同指令センター設置に要した期間の事例

(1) 沖縄県消防指令センター

(総務省消防庁「消防の動き ‘17年6月号」から抜粋)

① 概要

沖縄本島内の11消防本部及び離島の3消防本部と12の非常備消防町村の25団体により運用。管轄する人口は83万7,553人。

② 運用までの経緯

平成23年7月 沖縄県消防通信指令施設運営協議会 設立

平成27年10月 一部運用開始

平成28年4月1日 本格運用開始

(2) 筑後地域消防指令センター

(筑後地域消防指令センターホームページから抜粋)

① 概要

福岡県筑後地域の7消防本部(15市町村)により運用。管轄する人口は約90万人。

② 運用までの経緯

平成24年4月1日 筑後地域消防通信指令事務協議会 設置

平成28年4月1日 運用開始

(3) いばらき消防指令センター

(いばらき消防指令センターホームページから抜粋)

① 概要

茨城県内20消防本部(33市町)により運用。管轄する人口は約210万人。

② 運用までの経緯

平成17年10月 消防救急無線並びに消防指令業務の広域化・共同化推進委員会
設置

平成23年8月 茨城県消防救急無線・指令センター整備推進協議会(任意協議会)
設立

平成25年4月1日 法定協議会設置 茨城県消防救急無線・指令センター運営協議会

平成28年6月1日 運用開始

4. 8 離島と本土との消防広域化に関する市町の懸念への対応

① 大規模災害の場合、離島では初動体制の強化は期待できない。県内相互応援で十分。

⇒次により本土から応援部隊を派遣し、離島の初動体制を強化する。

☆県内一本部体制による迅速な意思決定

・県内一本部体制のもと、県内相互応援に比べ、迅速な派遣決定と応援部隊の集結、派遣が可能になる。

☆台風に備えた離島への応援部隊の事前配置

・ソサエティー5.0で推進されているAI活用により、台風の進路、降水量等を事前に精密に予測し、消防本部長の下命により迅速に本土から離島へ応援部隊の事前配置を行う。

☆大規模な消防部隊を迅速に輸送できる船舶の活用

・RORO船による応援部隊の迅速な派遣を行う。

☆航空機による迅速な応援隊の派遣

・大型ヘリによる航空救助機動部隊を創設し、災害発生時には先遣隊を迅速に被災地へ派遣する。応援隊派遣に当たっては県防災ヘリと連携し、2機体制による派遣も考慮する。

②はしご車などを共同で整備、配置しても、本土と離島では効果はない。

⇒本土及び離島における効果がある。

☆コスト削減と効果的な配置

・アンケート及びヒヤリング調査によれば、多くの消防本部がはしご車の導入、維持管理コストが高額であること、共同整備によるコスト削減効果（高額な導入コスト、維持管理コストを案分して負担することで低廉化できる）を挙げている。

・はしご車などの特殊車両を共同で整備することにより、離島も含め県内全域を見据えた計画的な配置、更新、メンテナンスが可能になり、離島にとっても購入・メンテナンス費用の削減が図られる。

・高層建物出現による街区の変化に対応し、はしご車の能力に応じた車両の配置換えを行うなど、離島を含めた効果的な車両配置が可能になる。

・離島での共同整備には効果が無いとの指摘があるが、これは離島への緊急車両の出動には、RORO船等の船舶を使った移送が必要となるため、陸路で結ばれた消防本部間の出動と比べ、長時間を要すること、手続きが煩雑化することに起因すると考えられる。しかし、災害対応が数日に渡る、山林や産業廃棄物火災への梯上放水など、災害対応の消防力として不可欠な場面も想定される。その際の消防力をあらかじめ想定し自前で整備しておくことは効率的とは言えず、事前に共同整備を行い必要なときに移送運用することが効率的かつ現実的であると言える。

③ 管理部門の人員が減らせても、そのまま現場要員の増にはつながらない。

⇒管理部門の削減については、タイムスケジュールや処遇も併せて十分に検討される必要があると考える。先進消防本部の事例を参考にしながらラインポスト削減とサブポスト設置を行うなど、十分な時間をかけて現場要員の増強を図っていくことが必要と考える。

④ 広域異動で、病院関係者、地域の方々と顔の見える関係がなくなる。

⇒広域移動で新たな勤務地に異動した場合は、そこで新たに仕事の関係者や地域の方々とコミュニケーションを図る努力をすることにより、十分に顔の見える関係を築くことが可能と考える。

⑤ 広域化で他地域出身の消防長が就任し、指揮に支障がないか心配。

⇒消防長は仕事柄その地域に溶け込み、その地域をよく理解することによって職務を全うすることができると考えられるので、その努力次第で他地域出身の消防長でも十分に職責を果たすことができると考える。他の行政機関、例えば警察署長や税務署長等も広範囲に異動し、職責に応えるべく努力している。

⑥ 広域化で士気が高まるというが、広域化しなくても士気は高い。

⇒アンケート及びヒヤリング調査によれば、小規模消防本部における昇任の停滞による昇任意欲の削減、消防隊員の通信勤務兼務による負担増、ポンプ隊と救急隊兼任による非番招集の常態化などが挙げられており、広域化でこれらの解消又は軽減が図られることによってより士気が更に高揚すると考えられる。

⑦ 広域人事異動で、これまで必要なかった公舎の整備が必要になる。

⇒広域人事異動により管理職等においては公舎の整備が新たに必要になると考えられるが、これは広域化に伴う必要な事業であり、やむを得ない。市町部局と連携し、公舎の共同使用などが検討される必要がある。

⑧ 人口減少で財政的に苦しくなっても、人命を守る消防体制は維持すべき。

⇒消防は災害から住民の生命、身体、財産を守る砦であり、厳しい財政下においても消防体制は維持されるべきと考えるが、今後の厳しい状況下においても消防体制の維持、強化を図るため広域化による組織の効率化、活性化が必要と考える。

⑨ 広域化は、消防力の流失につながるものが心配。

⇒大規模消防本部が、広域化により隣接本部管内へ多く出場することによる経費負担については、双方で事前に十分協議を行い、負担の補填方法等について合意を得ることが必要と考える。また、本土においては全消防車両を指令センターが一元的に運用することから、仮に隣接市へ数台の消防部隊が出場しても、他の隣接市から消防隊の補完を受けることができる。また、大規模消防本部においても大規模火災や多数傷病者発生時には他本部からの応援が必要であり、広域化による迅速な応援体制が構築されることはメリットである。

5. まとめ

5. 1 離島の現状

今後の県内の人口減少と財政の縮小に伴い、現在の消防体制のままではいずれ体制の維持が困難になると予測される。特に人口減少の速い離島消防本部と本土の小規模本部においては、その広域化が早い。

離島消防本部における現体制維持が困難になる時期については、前述の①、②、③、「住民1人当たり常備消防費の試算」に基づき考察する。なお、平成30年（2018）住民1人当たりの消防費全国平均は15,670円である。令和2年版消防白書から

壱岐市、五島市は、現段階で全国平均を上回っており、今後も人口減少は進み、住民1人当たりの負担額は、2045年には3万円程と倍以上になる。同程度の消防本部は現在でも存在しているが、全国平均を大きく上回り負担は大きい。

対馬市と新上五島町は、現段階で2.5万円を超え全国平均を上回っている。両市とも、負担は今後更に大きくなり、対馬市は、2030年には3万円を超え、2040年には4万円を超え、2045年には5万円を超える。新上五島町は、状況は更に深刻であり、2025年には3.5万円を超え、2030年には4万円を超え、2040年には5万円、2045年には6万円を超え、県内で最も深刻な状況にある。

このことから新上五島町にあつては2025年、対馬市は2030年、壱岐市及び五島市は2045年に現体制維持が困難になると推測される。仮に、その時点で消防力を単独で維持できたにせよ、状況は更に深刻さを増す。広域化による消防力維持は必要にして不可欠の方策である。

5. 2 離島の認識

一部人員、財政面で危機意識のある離島本部もあるが、全体として市町当局は消防の予算、人員共に理解がある、現在の消防体制でやっていかれる、広域化のメリットが見えない、荒天時には本土からの応援は期待できない等の認識がある。

5. 3 離島消防本部の現在の課題

通信指令員が消防隊員との兼任のため、業務量が多く負担である、最低限の人員のため火災、救急要請に伴う119番呼び出しが多い、研修人員の確保が困難、住民の意見により出張所の統廃合困難などがある。

5. 4 本土の現状

松浦市消防本部は車両更新、築30年の出張所更新ともに遅い、長崎市消防本部は広域化及び共同指令センター設置の必要性を感じていない、県北部ブロック（佐世保市、松浦市、平戸市消防本部）においては指令台の共同運用及び広域化について検討が進められ

ている、また県央広域消防本部と島原広域消防本部においても指令の共同運用の検討がされている。

5. 5 大規模災害時の離島への応援派遣体制の構築

離島消防本部が広域化のメリットを見い出せない理由の一つに、台風等大規模災害時に本土からの応援を期待できないことを挙げている。本土からの応援は事前の部隊配置、運搬体制の構築により可能であることを述べてきたが、それを訓練において実証し、離島消防本部に広域化のメリットとして実感してもらうことが必要と考える。沖縄県では、県総合防災訓練の一環として離島へのローロー船による本島消防部隊派遣訓練を実施しており、長崎県においても同様の訓練を定期的の実施し課を検証することが望まれる。

離島への応援部隊の派遣は県内一本化の要であり、今後も事前部隊配置及び派遣体制構築の議論を進めることが必要である。

5. 6 離島消防体制の維持・強化方策

離島の急速な人口減少と市町の財政の縮小に伴い、消防本部の予算及び人員配置も現状維持は困難になると予測される。このような状況の中で離島消防本部の維持・強化を図るためには、スケールメリットが最も働く県内一本化が目標となるが、その前段として比較的着手しやすい連携・協力の議論、その中でも重要な共同指令センターの議論を県内一本化の議論と同時に進めることが必要と考える。また現在、県北部ブロックにおいて検討されている指令台の共同運用及びブロックの広域化も、消防体制の強化と効率化に有効な手段である。

共同指令センター設置も県内一本化も、短期間を実現することは不可能である。例えば共同指令センター設置に要した期間として、沖縄県消防指令センターは協議会設置から本格運用まで 年弱、築後地域消防指令センターが 年、いばらき消防指令センターにあっては委員会設置から任意協議会設置、法定協議会設置を経て共同運用に至るまで実に 年余かかっている。それぞれ協議会設置前の打合せを考えれば、さらに長い期間を要したことが推測される。そのため、離島の消防体制の維持強化のために、次の事を同時並行して検討していくことが求められる。

① 離島消防本部において現体制での実施が望まれる事

ア 適正配置の実施により全体の消防力を維持したまま出張所を統廃合し、これにより捻出した人員を通信指令員の専従化や救急隊の専任化等に充て消防体制の強化を図るとともに、来るべき共同指令センター設置及び県内一本化に備える。

イ 消防団、自主防災組織との連携を深め、活動能力を向上させることにより、地域防災力を強化する。

ウ ICT を活用した他消防本部との予防、警防に関する情報共有を行い、業務能力の向上を図る。

② 県主導による離島を含めた県内消防本部意見交換会の実施

本土におけるブロック単位の広域化及び共同指令センター設置の進捗状況を確認しながら、県主導により二つの意見交換会を開催する。

- 長崎県共同指令センター設置に係る意見交換会
- 県内一本化に係る意見交換会

5. 7 広域化に向けて

それぞれの消防本部が個別の事情を抱えており、広域化、連携・協力に対する意見も様々である。これを調整し、合意に至ることは膨大な時間と労力を伴うことが予測される。しかし、人口減少に伴う財政の悪化は、時期の違いはあるもののいずれの本部も避けられないことであり、広域化、連携・協力に関する議論は消防本部の現状維持が可能な今、検討に着手し、手遅れにならないうちに対策を樹立することが必要と考える。

まず議論を開始し、疑問点、懸念をぶつけ合い、少しずつ前進していくことが必要である。議論に当たっては、県当局の強力なリーダーシップも強く求められる。

資料 アンケート結果

別表1 消防本部の特徴と課題等

消防本部	主な特徴と課題等
長崎市消防局	・車両が入ることができない細い階段道や坂道がある。傾斜地区の住宅更新が進まない状況であり、老朽化した木造家屋が高台地に点在している。
佐世保市消防局	・離島を管轄している。広大な管轄面積であることから、署所の適正配置が重要となる。
平戸市消防本部	・山間部が多く南北に長い地形であり、加えて離島を含めた地理的環境にあることから、迅速で的確な消防活動を行うための消防施設等の整備や消防防災体制の充実強化が求められている。 ・漁村を中心とした密集地区では木造建築物も多く、冬季には強風による延焼火災（大火）が危惧される。 ・県内にて大地震が発生した際や強い台風が五島沖を通過する場合は、甚大な被害とともに平戸大橋の通行不能が考えられ、緊急消防援助隊等の受援が難しくなり、被害の拡大と長期化が危惧される。 ・玄海原子力発電所の事故発生時には、想定を超えた災害となり消防業務の活動に大きな影響を受ける。
松浦市消防本部	・各出張所まで距離があるため、応援に時間を要す。出張所管内で重複して出動要請があった場合、現場到着する時間の差異が大きい。 ・財政的に厳しい状況で車両等の更新が難しい。 ・大雨、土砂災害、地震、原子力発電所、火力発電所、石油コンビナート（液化石油備蓄基地）への対策。
対馬市消防本部	・地理・道路事情により、現場到着までに時間を要し、地域によっては早期の消防部隊の集結が困難である。また、協定等に基づく応援・受援も、航路・時間的制限により同様である。 ・自然災害（豪雨・洪水・暴風・台風災害）、人的災害（環境汚染・CBRNE災害）、木造密集地火災対策。
五島市消防本部	・消防力の整備指針に比べて実員が少ないため、研修や病気休暇などで人員の確保が困難な場合がある。
壱岐市消防本部	・職員の若返りによる知識及び技術の伝承並びに災害が少なくなっていることからの経験不足。 ・梅雨時期及び台風による、大雨及び暴風に伴う災害対策。
新上五島町消防本部	・消防職員数の確保、職員の教養研修の充実強化、施設・車両の維持管理。 ・新上五島町の数多くの住家が、土砂災害警戒区域内にあり、大雨となれば土砂災害の危険がある。

別表1 消防本部の特徴と課題等(つづき)

消防本部	主な特徴と課題等
県央地域広域 市町村圏組合 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・3市で構成される一部事務組合、圏域の人口は約26万人で、面積は約616km²と広範囲である。 ・職員の年齢構成において一部空白期間がある。
島原地域広域 市町村圏組合 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合の構成市は島原市、南島原市、雲仙市(旧国見町・旧瑞穂町)の3市であり、管轄面積は319.83平方キロメートルで県内10消防本部の中で6番目の広さを有している。 ・雲仙普賢岳噴火による火砕流、土石流災害。大地震による溶岩ドームの崩落。また、それに伴い発生が予想される津波災害等が想定される。

別表2 消防職員と消防署所数

消防本部	定員	実数	消防署	出張所等
長崎市消防局	512	501	3	19
佐世保市消防局	370	377	3	13
平戸市消防本部	78	80	1	4
松浦市消防本部	70	66	1	2
対馬市消防本部	106	101	1	7
五島市消防本部	106	92	1	6
壱岐市消防本部	63	63	1	3
新上五島町消防本部	70	67	1	2
県央広域消防本部	257	252	3	9
島原広域消防本部	145	145	2	4

別表3 AVM(車両運用端末装置)搭載車両台数

消防本部	搭載車両台数
長崎市消防局	63
佐世保市消防局	54
平戸市消防本部	0
松浦市消防本部	0
対馬市消防本部	30
五島市消防本部	0
壱岐市消防本部	0
新上五島町消防本部	0
県央広域消防本部	46
島原広域消防本部	20

別表4 通信指令室の配置人員

消防本部	毎日勤務		交替制		備考
	専任	兼任	専任	兼任	
長崎市消防局	2	0	18	0	
佐世保市消防局	3	0	15	0	
平戸市消防本部	0	0	6	24	兼任（平戸市消防署第1係、第2係各12名）
松浦市消防本部				40	消防隊が交代で勤務（兼任消防課25人、兼任総務課15人）。 2時間交代を基本としている。（救急隊除く）
対馬市消防本部				24	対馬市消防署本署勤務者の2個中隊が兼任で勤務。
五島市消防本部				8	・消防署本署職員が当務責任者を除き2時間ごとに交代で勤務する。
壱岐市消防本部				25	本署の隊長を除く全職員及び空港交替勤務制職員により、交替で実施。
新上五島町消防本部	1	0	6	0	毎日勤務専任1人は、再任用職員。 交代制勤務者専任6人は、1部2人編成。
県央広域消防本部	3	0	12	0	
島原広域消防本部	1	0	10	0	

別表5 通信指令室の運用人員

消防本部	運用モード	1当務	1クルー	備 考
長崎市消防局	通常運用時	6	6	
	夜間の運用	6	2	
	大規模災害	20	20	
佐世保市消防局	通常運用時	5	0	
	夜間の運用	0	0	
	大規模災害	15	0	
平戸市消防本部	通常運用時	2	2	
	夜間の運用	2	2	夜間は指令員以外の消防隊員も従事
	大規模災害	6	6	
松浦市消防本部	通常運用時	12	2	
	夜間の運用	0	0	
	大規模災害	0	3~4	
対馬市消防本部	通常運用時	6	2	最低人員6名で交代勤務
	夜間の運用	0	0	
	大規模災害	0	6	
五島市消防本部	通常運用時	8	2	
	夜間の運用	0	0	
	大規模災害	8	4	
壱岐市消防本部	通常運用時	9	2	
	夜間の運用	0	0	
	大規模災害	9	4	
新上五島町消防本部	通常運用時	2	0	
	夜間の運用	2	0	22時から5時までの間は、専従員2人、当務員6人、合計8人で交代勤務している。
	大規模災害	0	0	
県央広域消防本部	通常運用時	4	4	
	夜間の運用	4	2	
	大規模災害	15	8	
島原広域消防本部	通常運用時	3	3	3名又4名
	夜間の運用	3	2	2名の内1名は、指令課員以外(署員)
	大規模災害	11	1	

別表6 大規模災害へモードへの切替の判断基準

消防本部	定めあり	定めなし	その他	具体的内容
長崎市消防局			○	指令班長の判断による
佐世保市消防局		○		明確な基準はないが、気象警報発表時に切り替えを行っている。
平戸市消防本部		○		
松浦市消防本部			○	基準はないが最高責任者の判断による。(松浦市消防本部非常災害防災計画、松浦市地域防災計画、火災・災害等の即報基準等)
対馬市消防本部		○		
五島市消防本部			○	基準はないが最高責任者の判断による
壱岐市消防本部		○		
新上五島町消防本部	○			大規模災害時活動要領で定める。
県央広域消防本部		○		
島原広域消防本部			○	基準は無いが、最高責任者の判断による。

別表7 建物火災への出動態勢

長崎市消防局	建物火災出動計画は、第	4	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	1	
	消防車	5～6	
	救助車	0	必要により出動
	救急車		必要により出動
	その他（消防車）	1（4）	括弧書は部を有する消防団
佐世保市消防局	建物火災出動計画は、第	3	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	1	
	消防車	3	
	救助車	1	
	救急車		
平戸市消防本部	建物火災出動計画は、第	3	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	1	
	消防車	2	
	救助車	1	夜間のみ第1次出動
	救急車		
	その他（査察者）	1	出張所管内に増員のため出場
	その他（はしご車）	1	3階以上の建物火災のみ第1次出場
松浦市消防本部	建物火災出動計画は、第	なし	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	1	
	消防車	2	
	救助車	0	
	救急車		
対馬市消防本部	建物火災出動計画は、第	3	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	1	
	消防車	2	
	救助車	1	
	救急車	1	

別表7 建物火災への出動態勢（つづき）

五島市消防本部	建物火災出動計画は、第	1	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	0	
	消防車	2	
	救助車	0	
	救急車		
壱岐市消防本部	建物火災出動計画は、第	2	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	0	
	消防車	5	
	救助車	1	
	救急車		
新上五島町消防本部	建物火災出動計画は、第	2	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	1	
	消防車	2	北魚目分遣隊は、ポンプ車1台で出動。
	救助車	0	
	救急車		
県央広域消防本部	建物火災出動計画は、第	3	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	1	
	消防車	3	
	救助車	1	
	救急車	1	
島原広域消防本部	建物火災出動計画は、第	3	出動まで定めている
	第1出動体制	隊数	備考
	指揮車	1	日勤者で運用
	消防車	2	
	救助車	1	
	救急車	1	
	その他（広報車）	1	日勤者で運用

別表8 非番招集の発令基準

消防本部	定めあり	定めなし	その他	具体的内容
長崎市消防局	○			
佐世保市消防局	○			
平戸市消防本部	○			火災発生時、大規模災害時
松浦市消防本部	○			非番災害時は、招集体制は定めているが、火災時は、自主参集。救急招集は、最低確保人員を下回った場合、当務責任者の判断で招集している。
対馬市消防本部	○			対馬市消防本部警防規程
五島市消防本部	○			火災発生時に全職員へメールによる伝達を行い管轄に勤務する職員及び発生場所に居住する職員が参集する。
壱岐市消防本部	○			建物火災・風水害時
新上五島町消防本部	○			新上五島町消防職員の非常召集に関する規程
県央広域消防本部	○			・地震、風水害等に関する警報等が発令され災害発生が予想 ・大規模な災害等の発生等
島原広域消防本部	○			

別表9 非番招集の実績（警防要員等）

	火災事案	救急事案	救助事案	自然災害
長崎市消防局	0	0	0	0
佐世保市消防局	0	0	0	2回 52人
平戸市消防本部	15回 61人	163回 312人	4回 8人	6回 103人
松浦市消防本部	12回 134人	124回 231人	0	1回 51人
対馬市消防本部	12回 186人	533回 1223人	10回 35人	3回 78人
五島市消防本部	11回 108人	16回 30人	1回 2人	0
壱岐市消防本部	5回 14人	2回 6人	0	0
新上五島町消防本部	2回 68人	25回 80人	3回 11人	3回 93人
県央広域消防本部	63回 564人	47回 99人	23回 59人	12回 147人
島原広域消防本部	0	0	0	0

別表9 非番招集の実績（通信指令員）

	回数	具体的内容
長崎市消防局	0	
佐世保市消防局	16	災害警戒本部設置に伴うもの
平戸市消防本部	6	台風、大雨
松浦市消防本部	136	火災、救急事案
対馬市消防本部	0	
五島市消防本部	0	
壱岐市消防本部	0	
新上五島町消防本部	2	火災事案
県央広域消防本部	3	大雨洪水警報
島原広域消防本部	0	

別表 10 ヘリによる救急搬送・ドクターヘリ

消防本部	過去5年間の 傷病者搬送		令和1年の 搬送件数	補足事項
	なし	あり		
長崎市消防局		○	115	ヘリドクターの判断で救急車に同乗し、陸送した件数を含む
佐世保市消防局		○	122	
平戸市消防本部		○	37	
松浦市消防本部		○	28	長崎県 25回、佐賀県 3回
対馬市消防本部		○	31	転院搬送のみ
五島市消防本部		○	4	
壱岐市消防本部		○	73	福岡和白病院ホワイトボード(55件)
新上五島町消防本部		○	26	
県央広域消防本部		○	115	要請 196 / 出場可能 169 / DH搬送 115
島原広域消防本部		○	96	

別表 11 県防災ヘリ

消防本部	過去5年間の 傷病者搬送		令和1年の 搬送件数	補足事項
	なし	あり		
長崎市消防局		○	3	出場実績数であり、出場後のキャンセル及び検索活動のみの件数を含む
佐世保市消防局		○	0	
平戸市消防本部		○	2	救助活動からそのままヘリにて病院へ搬送となったもの
松浦市消防本部	○		0	
対馬市消防本部		○	4	うち1件現場搬送
五島市消防本部		○	9	
壱岐市消防本部		○	0	
新上五島町消防本部		○	4	
県央広域消防本部	○		0	
島原広域消防本部	○		0	

別表 1 2 自衛隊等

消防本部	過去5年間の傷病者搬送		令和1年の搬送件数	補足事項
	なし	あり		
長崎市消防局	○		0	
佐世保市消防局		○	0	
平戸市消防本部	○		0	
松浦市消防本部	○		0	
対馬市消防本部		○	17	全件、高度医療機関への搬送
五島市消防本部		○	20	
壱岐市消防本部		○	15	
新上五島町消防本部		○	12	
県央広域消防本部	○		0	
島原広域消防本部	○		0	

別表 1 3 要請基準・ドクターヘリ

消防本部	要 請 基 準
長崎市消防局	長崎県・佐賀県ドクターヘリ要請基準に基づく
佐世保市消防局	長崎県・佐賀県ドクターヘリ要請基準に基づく
平戸市消防本部	長崎県ドクターヘリ要請基準に則り要請する。
松浦市消防本部	長崎県ドクターヘリ要請キーワード、 佐賀県ドクターヘリ要請キーワード
対馬市消防本部	長崎県ドクターヘリ要請キーワード、 佐賀県ドクターヘリ要請キーワード
五島市消防本部	長崎県ドクターヘリ要請基準に基づき要請
壱岐市消防本部	長崎県ドクターヘリ要請基準に基づき要請
新上五島町消防本部	長崎県ドクターヘリ要請基準に基づき要請
県央広域消防本部	長崎県ドクターヘリ要請基準に基づき要請
島原広域消防本部	長崎県ドクターヘリ要請基準に基づき要請

別表 1 4 県防災ヘリ

消防本部	要 請 基 準
長崎市消防局	長崎県防災ヘリコプター運航管理業務実施細則に基づく
佐世保市消防局	長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領による
平戸市消防本部	ドクターヘリ出場不可または、状況により出場要請を行なう
松浦市消防本部	長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領
対馬市消防本部	緊急性及び搬送時間を考慮し病院が長崎県に依頼している
五島市消防本部	長崎県防災ヘリコプター緊急運航基準
壱岐市消防本部	特に海岸線の救出及び搬送困難事例
新上五島町消防本部	特に海岸線の救出及び搬送困難事例
県央広域消防本部	交通遠隔地、ヘリによる活動が有効と認められる *いずれも医師同乗
島原広域消防本部	利用実績なし

別表 1 5 自衛隊等

消防本部	要 請 基 準
長崎市消防局	災害等により要請の必要があるときであるが、特定の定めなし
佐世保市消防局	災害派遣（急患輸送）の実施に関する協定による
平戸市消防本部	上記搬送機関が出場不可の場合、出場要請を行なう。
松浦市消防本部	取り決めなし
対馬市消防本部	緊急性及び搬送時間を考慮し病院が長崎県に依頼している
五島市消防本部	救急活動に伴う航空機災害派遣要請により危機管理課に要請しその後（自衛隊、防災ヘリ）いずれかが選択される。
壱岐市消防本部	なし（病院間搬送のみ）
新上五島町消防本部	なし（病院間搬送のみ）
県央広域消防本部	なし
島原広域消防本部	なし

別表 16 傷病者搬送要請を受け入れられないときの対応・ドクターヘリ要請時

消防本部	受け入れられなかったこと		その理由			その時の代替手段				
			出動中	悪天候	その他	県防災ヘリ	自衛隊ヘリ	陸路を走行	船舶を手配	その他
	なし	あり								
長崎市消防局		○	○	○		○		○	○	悪天候で海上保安庁船舶を要請
佐世保市消防局		○	○	○				○		
平戸市消防本部		○	○	○				○		
松浦市消防本部		○	○	○				○		
対馬市消防本部		○		○		○	○			
五島市消防本部		○	○	○						2次病院へ収容
壱岐市消防本部		○	○	○			○		○	海上保安庁ヘリ及び船舶を要請
新上五島町消防本部		○	○	○	機体不良		○			
県央広域消防本部		○	○	○				○		
島原広域消防本部		○	○	○				○		

別表 17 傷病者搬送要請を受け入れられないときの対応・県防災ヘリ要請時

消防本部	受け入れられなかったこと		その理由			その時の代替手段				
			出動中	悪天候	その他	ドクターヘリ	自衛隊ヘリ	陸路を走行	船舶を手配	その他
	なし	あり								
長崎市消防局		○	○	○		○		○	○	悪天候で海上保安庁船舶を要請
佐世保市消防局	○									
平戸市消防本部	○									
松浦市消防本部	○									
対馬市消防本部		○		○			○			
五島市消防本部	○									
壱岐市消防本部		○			運休中					海上保安庁のヘリを要請
新上五島町消防本部		○	○	○			○			
県央広域消防本部	○									
島原広域消防本部	○									

○予防技術資格者について（別表 18）

・予防技術資格者実職員数

消防本部	予防技術資格者
長崎市消防局	59
佐世保市消防局	35
平戸市消防本部	8
松浦市消防本部	9
対馬市消防本部	11
五島市消防本部	34
壱岐市消防本部	14
新上五島町消防本部	16
県央広域消防本部	30
島原広域消防本部	60

○防火対象物の違反是正の取り組みについて（別表１９）

・違反是正従事者数

消防本部	専任	兼任
長崎市消防局	21	262
佐世保市消防局	15	290
平戸市消防本部	2	4
松浦市消防本部	3	3
対馬市消防本部	1	7
五島市消防本部	11	46
壱岐市消防本部	7	5
新上五島町消防本部	2	0
県央広域消防本部	0	15
島原広域消防本部	5	18

別表２０ 消防用設備等の設置届出事務・従事者数

消防本部	専任	兼任	兼任従事の担当例
長崎市消防局	21	262	消防隊との兼任
佐世保市消防局	12	290	各署消防隊等
平戸市消防本部	1	5	予防業務と消防隊業務
松浦市消防本部	3	2	
対馬市消防本部	1	4	予防事務と火災、救急、救助
五島市消防本部	1	1	消防課危険物係兼務、書類審査、設置検査
壱岐市消防本部	2	8	消防本部総務課員・消防署隔日勤務者
新上五島町消防本部	2	0	
県央広域消防本部	15	0	
島原広域消防本部	2	0	

別表 2 1 設置届出事務の件数

消防本部	設置届出	設置検査
長崎市消防局	979	853
佐世保市消防局	525	525
平戸市消防本部	29	29
松浦市消防本部	46	28
対馬市消防本部	83	83
五島市消防本部	109	109
壱岐市消防本部	71	71
新上五島町消防本部	169	166
県央広域消防本部	619	619
島原広域消防本部	181	181

別表 2 2 危険物の許認可事務・従事者数

消防本部	専任	兼任	兼任従事の担当例
長崎市消防局	4	0	
佐世保市消防局	5	0	
平戸市消防本部	1	4	危険物業務と消防隊業務
松浦市消防本部	3	2	
対馬市消防本部	1	3	危険物事務処理と火災、救急、救助出動
五島市消防本部	1	1	消防課予防係兼務、書類審査、完成検査
壱岐市消防本部	2	8	本部総務課員、署隔日勤務員
新上五島町消防本部	2	0	
県央広域消防本部	6	0	
島原広域消防本部	2	0	

別表 2 3 許認可事務の件数

消防本部	受付	許可	完成検査
長崎市消防局	738	494	209
佐世保市消防局	774	279	253
平戸市消防本部	205	16	21
松浦市消防本部	68	68	27
対馬市消防本部	159	52	52
五島市消防本部	70	46	35
壱岐市消防本部	9	9	9
新上五島町消防本部	88	24	18
県央広域消防本部	190	173	167
島原広域消防本部	53	53	53

別表 2 4 予防業務の審査基準等作成の有無について

消防本部	予防事務 審査基準	事務処理 要領	具体例
長崎市消防局	○		
佐世保市消防局	○		予防の事務に関する要綱 仮貯蔵、仮取扱い承認に係る運用について
平戸市消防本部	○	○	
松浦市消防本部	○	○	
対馬市消防本部	○		
五島市消防本部		○	
壱岐市消防本部		○	
新上五島町消防本部	○	○	
県央広域消防本部	○	○	特例認定事務処理要領等 消防用設備等設置指導指針（長崎県消防 長会監修）
島原広域消防本部	○	○	防火対象物定期点検報告の特例認定等事 務処理要領 防火対象物の表示制度に係る事務処理要 領 住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合 通知書の交付等に係る事務処理要領

別表 2 5 消防通信指令システムの有無

消防本部	有り	無し	「無し」の場合の119通報の対応方法
長崎市消防局	○		
佐世保市消防局	○		
平戸市消防本部	○		
松浦市消防本部	○		
対馬市消防本部	○		
五島市消防本部	○		
壱岐市消防本部	○		
新上五島町消防本部	○		
県央広域消防本部	○		
島原広域消防本部	○		

別表 2 6 消防通信指令システムの規模

消防本部	メーカー	I型/ 離島型	II型	III型	その他	その他の 具体的内容
長崎市消防局	NEC			○		
佐世保市消防局	NEC			○		
平戸市消防本部	NEC	○				
松浦市消防本部	富士通 ゼネラル				○	簡易型
対馬市消防本部	富士通 ゼネラル	○				
五島市消防本部	富士通 ゼネラル	○				
壱岐市消防本部	NEC	○				
新上五島町消防本部	NEC	○				
県央広域消防本部	NEC		○			
島原広域消防本部	NEC		○			

別表 2 7 消防通信指令システムの指揮・指令台数等

	運用体制	指揮台数	指令台数	事案対応可能台数	備考
長崎市消防局	通常運用時	1	6	7	
	大規模災害時（最大）	1	12	20	
佐世保市消防局	通常運用時	1	5	6	
	大規模災害時（最大）	1	10	11	他、非常電話5台
平戸市消防本部	通常運用時	0	2	2	回線数による
	大規模災害時（最大）	0	3	4	指令第3, 非常用1
松浦市消防本部	通常運用時	0	1	4	2事案は音声受付
	大規模災害時（最大）	0	1	4	同上
対馬市消防本部	通常運用時	1	2	4	
	大規模災害時（最大）	1	2	4	
五島市消防本部	通常運用時	0	2	2	
	大規模災害時（最大）	0	4	4	
壱岐市消防本部	通常運用時	2	2	2	
	大規模災害時（最大）	0	0	0	
新上五島町消防本部	通常運用時	0	2	2	
	大規模災害時（最大）	0	2	8	
県央広域消防本部	通常運用時	1	4	5	
	大規模災害時（最大）	1	7	8	
島原広域消防本部	通常運用時	1	3	4	
	大規模災害時（最大）	1	3	8	非常用補助電話装置4機

別表 28 消防通信指令システムの導入年月日等

消防本部	導入方法	対象設備	導入年月	導入費用 (千円)	次回更新予定 年月
長崎市消防局	買取	指令系	平成 19 年 3 月	1,279,908	令和 2 年度
佐世保市消防局	リース	全体		43,922	未定
平戸市消防本部	買取	指令系 情報系	平成 27 年 3 月	309,623	未定
松浦市消防本部	買取	指令系	平成 27 年 12 月	31,320	
対馬市消防本部	買取	指令系	平成 27 年 3 月	291,624	令和 15 年度
五島市消防本部	買取	指令系	平成 26 年 4 月	165,480	令和 7 年度
壱岐市消防本部	買取	指令系 情報系	平成 26 年 3 月	136,744	令和 9 年度
新上五島町消防本部	買取	指令系 (署所)	平成 15 年 3 月	224,700	令和 7 年度
県央広域消防本部	買取	全体	平成 27 年 4 月	722,520	令和 10 年度
島原広域消防本部	買取	全体	平成 18 年 5 月	410,578	令和 5 年度

※新上五島町消防本部 H24.3 中間整備 34,650 千円、H31.3 システム更新 208,818 千円

別表 29 消防通信指令システムの維持費等

長崎市消防局	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	64680	74550	61247	13424	166682
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	114826	49531	47447	47117	41575
	備考	H25 年度中間整備、H26 年度中間整備、H27 年度中間整備				
佐世保市消防局	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	24277	146061	32178	25656	26388
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	27228	24853	25326	24688	21609
	備考					
平戸市消防本部	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	0	0	0	0	0
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	0	16660513	16817573	17302866	21889292
	備考	H27 年度システム導入				
松浦市消防本部、	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	2625000	1050000	1050000	1050000	1164240
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	32400000	0	1566000	1566000	9572500
	備考	H27 年度全更新				
対馬市消防本部 (千円)	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	3373	2680	2680	2680	2757
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	0	4213	4213	4375	4777
	備考	H27 年度担保機関				
五島市消防本部	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	40 万	40 万	40 万	40 万	0
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	330 万	330 万	360 万	344 万	483 万
	備考					

別表 29 消防通信指令システムの維持費等（つづき）

壱岐市消防本部	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	0	0	0	0	379510
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	43847812	5277612	5277612	5277612	5286048
	備考					
新上五島町消防本部	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	5827	3433	3433	5827	5994
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	4395	5994	5994	5960	3488
	備考	H23 中間整備、H30 年度更新				
県央広域消防本部	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	31075	45774	8869	31710	27690
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	12950	31598	31934	36041	38929
	備考	H27 年度全更新				
島原広域消防本部	年度	H22	H23	H24	H25	H26
	維持費	17094	13461	15181	17751	19500
	年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1
	維持費	162678	9104	43789	62853	18162
	備考					

別表 30 消防通信室の面積等

	面積 (㎡)	更新スペース		更新スペース有の場合、具体例
		無し	有り	
長崎市消防局	186.13		○	
佐世保市消防局	78.5		○	指令室と事務室入れ替え
平戸市消防本部	40.7		○	指令室に隣接の同規模の会議室あり
松浦市消防本部			○	隣接小会議室
対馬市消防本部	73.6	○		
五島市消防本部	64.0	○		スポット更新により代替スペース不要
壱岐市消防本部	37.5		○	隣接小会議室 35㎡
新上五島町消防本部	64.0		○	
県央広域消防本部	96.96		○	他の部屋と入れ替え
島原広域消防本部	99.8	○		

別表 31 はしご車の出動状況

消防本部	火災	救急・救助	その他	備考
長崎市消防局	49	2	3	
佐世保市消防局	31	5	14	
平戸市消防本部	1	1	0	
松浦市消防本部				配置無し
対馬市消防本部				配置無し
五島市消防本部	0	0	0	
壱岐市消防本部	2	0	0	
新上五島町消防本部				配置無し
県央広域消防本部	23	1	0	
島原広域消防本部	2	0	0	各種イベントに参加

別表 3 2 消防団の役割

○火災事案

消防本部	消防団の役割	課題や期待すること
長崎市消防局	消火活動・火災現場における警戒	
佐世保市消防局	消火活動、警戒活動	後方支援活動
平戸市消防本部	初期対応、消火活動、補水	地域の実情を把握しているのものでその情報を常備消防へ提供する事や昼間の出動団員の確保を期待する。
松浦市消防本部	補水体制、消火、延焼防止、残火処理、飛火警戒、常備に対しての後方支援。 常備現場引揚後の建物火災等での再燃警戒巡視など。	
対馬市消防本部	常備消防への援護	
五島市消防本部	消火活動、避難誘導、巡視、広報	
壱岐市消防本部	防ぎょ活動・避難誘導・交通整理	
新上五島町消防本部		災害地点によっては、消防団が最先着し活動する現場が多いので、常備消防として非常に助かっている。
県央広域消防本部	常備消防の活動支援 残火処理及び鎮火後の警戒活動	常備消防との連絡体制の強化、知識・技術の向上 消防団を中核とした地域防災の充実・強化
島原広域消防本部	放水活動	常備消防署から遠方現場における初期消火活動

○救急事案

消防本部	消防団の役割	課題や期待すること
長崎市消防局		
佐世保市消防局		
平戸市消防本部	二次離島の傷病者搬送業務	常備消防が無い離島地区において、傷病者を診療所から港（船舶）まで搬送支援に期待する。
松浦市消防本部		
対馬市消防本部	常備消防への援護	
五島市消防本部	マンパワーによる協力	
壱岐市消防本部		
新上五島町消防本部		
県央広域消防本部	大規模救急事案での搬送業務等	
島原広域消防本部		

○救助事案

消防本部	消防団の役割	課題や期待すること
長崎市消防局	行方不明者の捜索	
佐世保市消防局	常備配置の離島については常備の要請に基づく支援活動、常備未配置の離島については救助救出活動等	
平戸市消防本部		
松浦市消防本部	人海戦術が必要な災害現場などで、土砂の排除など。常備に対しての後方支援	
対馬市消防本部	常備消防への援護	
五島市消防本部	マンパワーによる協力	
壱岐市消防本部		
新上五島町消防本部		
県央広域消防本部	救助隊の人命活動支援 山岳等広域捜索活動支援	常備消防との連携強化及び情報共有
島原広域消防本部		

○自然災害

消防本部	消防団の役割	課題や期待すること
長崎市消防局	住民への警報や避難指示等の 広報及び避難誘導	
佐世保市消防局	広報活動、避難誘導、現場警 戒、捜索活動、水防活動	救助・救出活動
平戸市消防本部	災害活動	地域の実情を把握しているのが 消防団であるので、その情報を 常備消防へ提供する事を期待す る。
松浦市消防本部	水防対策（積土嚢等）、警戒、 避難誘導、避難広報	
対馬市消防本部	地域住民の安全確保	
五島市消防本部	避難誘導、巡視、広報	
壱岐市消防本部	土嚢積み・避難誘導・倒木落 石等撤去・道路網調査	
新上五島町消防本部		火災事案と同様に、常備の消防 職員には限りがあるため、自然 災害時には、消防団員の活躍が 期待される。
県央広域消防本部	警戒活動、避難誘導、応急救 護活動 情報収集、住民の安否確認等	消防団を中心とした地域防災の 充実・強化 各防災機関・団体との連携強化
島原広域消防本部	住民の避難誘導、検索活動 土嚢積み、警戒活動	人海戦術でのマンパワー活動

別表 3 3 自主防災組織の役割

○平時の災害（火災、救急、救助）

消防本部	自主防災組織の役割	課題や期待すること
長崎市消防局	火災予防対策、初期消火活動	防火防災訓練実施を働きかけても高齢化している地域では実施が困難であること。
佐世保市消防局	なし	
平戸市消防本部	常備消防への情報提供	常備消防への情報提供、初期消火
松浦市消防本部	消防に対する積極的な情報提供 住民に対しいち早く周知、避難誘導等の必要な初動対応	組織数の増強 組織活動の練度向上
対馬市消防本部	地域住民が協力して日頃の火災の防止や消火訓練、避難訓練を行うこと。	
五島市消防本部	消火活動、避難誘導、巡視、広報	
壱岐市消防本部	地域住民の安否確認及び避難誘導・防災機関への情報提供	
新上五島町消防本部	地域内の点検整理。応急手当の普及啓発。避難行動要支援者の把握。避難計画の作成。	署所から遠方地域が多いので、各地区で防災計画を立てていただき、自分の身は自分で守る意識を持っていただきたい。
県央広域消防本部	火災予防、初期消火、応急手当等	組織率の向上や活動の活性化
島原広域消防本部	初期消火	地域をよく知っている中での細やかな対応 現場の近くにいることでの迅速な対応

○自然災害

消防本部	自主防災組織の役割	課題や期待すること
長崎市消防局	地域防災力の向上	防火防災訓練実施を働きかけても高齢化している地域では実施が困難であること。
佐世保市消防局	住民の避難誘導や避難所の運営支援	
平戸市消防本部	常備消防への情報提供及び避難誘導等	常備消防への情報提供、初期消火
松浦市消防本部	住民同士が連携した避難行動の呼びかけ 災害弱者への手助け 避難状況や救助が必要な世帯等の情報提供	組織数の増強 組織活動の練度向上
対馬市消防本部	地域住民主体の自主防災組織	
五島市消防本部	避難誘導、巡視、広報	
壱岐市消防本部	地域住民の安否確認及び避難誘導・防災機関への情報提供	
新上五島町消防本部	地域住民の安否確認及び避難誘導・防災機関への情報提供	署所から遠方地域が多いので、各地区で防災計画を立てていただき、自分の身は自分で守る意識を持っていただきたい。
県央広域消防本部	地域の事前対策、避難誘導、応急救護等	組織率の向上や活動の活性化
島原広域消防本部	自助、共助	地域をよく知っている中での細やかな対応 現場の近くにいることでの迅速な対応

別表 3 4 自主防災組織への指導

	指導をする団体	指導の内容
長崎市消防局	各署係長及び最寄りの各小隊	防火防災訓練の実施
佐世保市消防局	婦人防火クラブ	支部ごとに年1回行う研修に本土へ出向してもらい体験訓練や防火研修を実施。
平戸市消防本部	行政、常備消防、防災士、消防団	避難誘導方法、消火栓の取り扱い等
松浦市消防本部	消防署	初期消火訓練、応急手当指導 講話
対馬市消防本部	消防本部	防災・救急に関する育成、指導
五島市消防本部	危機管理班	消火方法（バケツリレー）、避難誘導法 防災教育、炊き出し訓練
壱岐市消防本部	壱岐市危機管理課・壱岐市消防団	資器材等取扱
新上五島町消防本部	消防署	消火器、消火栓取り扱い、救命講習、防火講話
県央広域消防本部	消防署、消防団	防災に対する意識・知識・技術の習得
島原広域消防本部	市、消防団、消防署	初期消火、火災予防

アンケート

○今後の予防業務の能力向上策（別記１－１）

- ・WEBを活用した職員研修を実施することにより、集合することなく通常の勤務場所において研修を受講することができる環境の構築を考えている
- ・この環境を整備することで、立入検査時等にも活用でき、現地からの質疑に専任の予防担当者が直接画像等で確認することにより、誤認識及び指導の遅れを防止する。（佐世保市）

○消防指令業務に係る現状の課題（別記１－２）

- ・通信指令員の人材育成、感染症対策（佐世保市）
- ・システムに精通する職員は少なく、後任者への指導に苦慮している。・今後の更新経費及び維持管理経費の確保。（平戸市）
- ・更新費用等がかなりの負担である。・各出張所へ現場の地図等を送ることができない仕様になっている。（位置情報のみの送信は可能。）（松浦市）
- ・消防隊員が通信員を兼務するため、隊員の業務量増大による精神的・身体的な負担を生じる可能性がある。また、同事由による実働消防隊員数の制限、応援部隊の遅延が懸念される。（対馬市）
- ・導入予算の確保に苦慮している。全更新時（令和５年予定）に指令センター補助事業が継続しているか不明。（島原広域）

○消防指令業務の連携・協力に関する事項（別記１－３）

メリット

- ・経費削減。（長崎市）
- ・人員の確保（佐世保市）
- ・各消防本部が負担する維持費の減少。多言語・NET119等個別に契約しているシステムの一本化（平戸市）
- ・指令業務の一本化になれば、更新費用等が軽減できる。・通信員の専従化が可能。費用の軽減が図られる。（松浦市）
- ・消防指令センター共同運用を例にする場合、実働隊の増加が見込め、災害初期により有効な運営管理が可能になるが、本部に指令員を置かないことは現実的ではない。（対馬市）
- ・指令業務に割いていた人員を、警防や予防業務等に専念することができる。（壱岐市）
- ・通信指令業務を長崎県で一本化あるいは、連携することで維持管理に関する費用の軽減が期待される。（新上五島町）
- ・１本部当たり指令課員の削減（県央広域）
- ・人材に余裕ができる。コスト削減が期待できる。（島原広域）

デメリット

- ・指令台を改修整備して年数が浅い本部では費用対効果が見合わない可能性がある。(長崎市)
- ・非常招集時の参集時間。地理の不案内。(佐世保市)
- ・各本部で構築された出動体制には違いがあり、これらを一元化しなければ、通信指令業務を連携する必要性がない。(平戸市)
- ・一本化になれば、指令台購入の費用が負担になる。・土地勘の面に不安がある。職員派遣時の人員不足が予想される。(松浦市)
- ・離島であるため、通信機器及び通信網の整備等のインシヤルコスト及び通信網の多重化によるランニングコストの増大が想定される。(対馬市)
- ・災害発生場所の詳細な特定が難しくなる。(五島市)
- ・地理的知識のない指令員が場所を把握するのに時間を要し、出動その他の対応が遅れること。(壱岐市)
- ・地理に不案内の職員が緊急通報を受報すると、災害地点の決定が遅れ迅速な出動ができない。(新上五島町)
- ・指令システムの整備時期の違いにより、本部間の費用負担に不均衡が生じる。(県央広域)
- ・各本部運用方法の違い。通勤距離の増加及び召集の場合に参集が困難。(島原広域)

懸念事項

- ・施設整備費及び維持管理費の効率化が図れるのか、また整備費用の負担割合、整備時期、職員派遣等について検証が必要。(長崎市)
- ・指令システムとデジタル無線の連携(佐世保市)
- ・当本部では動態管理を行っていないため連携するとなると他の本部に合わせる必要がある。消防団の出動など細かい出動区分等の統一が必要である。人員の削減がどれほどになるのか検討を要する。(平戸市)
- ・通信指令員の専従化。場合によるが、費用負担増になる恐れがある。(松浦市)
- ・災害被害による通信網の途絶、地理不案内等による指令の遅延並びにこれによる通信員の精神的及び人事交流による経済的な負担。(対馬市)
- ・経費負担の増大が懸念される。(五島市)
- ・指令業務連携に伴い、人員の派遣となった場合の消防力低下。(壱岐市)
- ・各消防本部が、単独で多額の費用を費やし構築した通信指令システムを果して連携協力できるのか不透明である。(新上五島町)
- ・範囲が広範囲になることにより、同一地名の取違い、土地勘が無い為、災害場所の特定が困難な場合が考えられる。(島原広域)

○消防本部管轄を超えた救急搬送に係る現状の課題（別記2-1）

- ・防災ヘリに救急救命士資格を持った隊員が乗務していない場合、医療処置（気管挿管、輸液等）がなされた傷病者を搬送中管理することができない。そのため、別途医療処置の管理ができる者の同乗が必要となり、消防本部の管轄外へ救急救命士が同乗を求められる可能性がある。（長崎市）
- ・メディカルコントロール協議会が異なることによる齟齬が生じる可能性がある（活動記録票の違いや事後検証等）。（佐世保市）
- ・防災ヘリ、自衛隊ヘリは医師の手配に時間を要する（佐世保市）
- ・要請するドクターヘリ（県内・県外）により無線チャンネルが違うため、円滑な無線交信ができないことがある。（長崎県内Drヘリ：主運用波2 佐賀県Drヘリ：統制波2）等（平戸市）
- ・手続き依頼が不慣れであることから要請に時間を要す。（松浦市）
- ・長崎県、病院及び消防本部との体制が確立しているため、特になし。（対馬市）
- ・ドクターヘリ要請時は30分程度で到着するが、防災ヘリ、自衛隊ヘリ要請の際は最低1時間以上の時間を要する。（五島市）
- ・自衛隊ヘリによる搬送では、一言一句要請内容の確認・離島で処置困難だから依頼しても「生命に危険でないのに必要か？」などの問答があり、特に夜間帯は時間を要す。ドクターヘリ搬送における、内因性脳疾患の島内病院への一時搬入が必須であること。（杵岐市）
- ・当消防本部管内で処置困難な傷病者は、上記急患ヘリ、船舶での搬送が必要不可欠である。特に昼夜を問わず、搬送できるヘリコプターによる搬送は、町民の生命を守る要である。（新上五島町）

○消防本部管轄を超えた救急搬送の連携協力に関する事項（別記2-2）

メリット

- ・管内や近隣の医療機関では対応が困難な事例の対応が可能となる。（佐世保市）
- ・搬送時間の大幅な短縮（佐世保市、松浦市）。
- ・他本部救急隊の搬送（中継）協力により傷病者搬送が迅速である。（平戸市）
- ・搬送時間短縮となることで、傷病者の負担が軽減され、かつ、高次医療機関の診療を受けることができる。（対馬市）
- ・島内で処置不能な傷病者の、治療及び低障害（若しくは障害なし）での社会復帰。（杵岐市）
- ・ヘリで本土へ搬送することで、高度医療を町民へ提供できる。（新上五島町）

デメリット

- ・搬送先医療機関にヘリポートがない場合、他本部救急隊に搬送支援の負担をかけることになる。（平戸市）
- ・機関ごとで要請方法が異なり時間を要す。（松浦市）
- ・天候状況に左右され、過去においても不搬送となった事案がある。（対馬市）
- ・要請に時間を要する。（壱岐市）

懸念事項

- ・メディカルコントロール協議会が異なることによる齟齬が生じる可能性がある（活動記録票の違いや事後検証等）。（佐世保市）
- ・3次医療機関にはヘリポート敷地の確保が必要であると考え。（平戸市）
- ・ヘリ種類により時間的及び要請条件があり、災害派遣（自衛隊ヘリ）では、実施まで相当の時間を要することがあり、より緊急度の高い傷病者の生命危機を懸念する。（対馬市）
- ・特にドクヘリ現場要請時の、傷病者の関係者との連絡調整。（壱岐市）
- ・荒天時にはどうしても飛行できないこと。（新上五島町）

○はしご車の整備・運用に係る現状の課題（別記3-1）

- ・車両価格及び維持管理費の上昇（長崎市）
- ・維持管理経費が高額であること。オーバーホール経費（約4千万円）運用開始から7年目、5年目、年次点検費用（約50万円）、修繕経費、車検費用等（佐世保市）
- ・はしご車の導入以上に点検を含めた維持経費が大きいこと、予算の財源確保が難しい。（平戸市）
- ・はしご車は未整備。はしご車の運用にあつては、道路狭隘及び空地確保ができない等のため、安全走行及び部署位置の選定が困難である。また、専任オペレーターの教育並びに整備及び維持費の予算確保ができない。（対馬市）
- ・大型免許の取得が必要となる。（五島市）
- ・はしご車のオーバーホールは長期間にわたり、不在期間が長い。（県央広域）
- ・はしご車の更新・オーバーホール等は財政負担が大きい（県央広域）

○はしご車の共同整備・運用に関する事項（別記3-2）

メリット

- ・購入費及び維持管理費の削減（長崎市）
- ・高額な導入コスト、維持管理コストを案分して負担することで低廉化することができる。（佐世保市）
- ・共同整備・運用を行うことにより購入経費やメンテナンス（オーバーホール・梯体点検等）経費等を按分することができて経費節減となる。専任のはしご隊を運用することが可能となり、効果的なはしご隊活動が行える。（平戸市）
- ・経費削減、ランニングコストが抑えられる。（県央広域、島原広域）

デメリット

- ・はしご車の配備先（署）が変わる又は移転することで配備先から遠隔地となる中高層建物がでてくる。（佐世保市）
- ・現場到着が遅くなることが考えられる。他本部の地理や対象物の知識が低く、効果的な活動が期待できない。（平戸市）
- ・離島地域にある消防であるため、船舶の使用が必要となり容易に移動出来ない。（五島市）
- ・離島であり、有事の運用ができないので、共同整備は意味がない。（壱岐市）
- ・配置場所等により、現場到着時間が遅延する（県央広域、島原広域）
- ・中高層建築物が多い管轄所属であれば、警防計画等の把握が困難となる。（島原広域）

懸念事項

- ・費用按分方法、常置場所の選定、中高層建物の分布状況及び道路状況からの到着時間（長崎市）
- ・署所の適正配置化を前提としたはしご車の配備署所の選定。（佐世保市）
- ・按分方法やはしご車の配置場所等について関係機関と十分な協議が必要になる。（平戸市）
- ・狭隘な道路が多いため進入困難地域が多い。また、電線の地中化が進んでいないため、はしご車の部署が非常に困難な場合が多い。（五島市）
- ・高層建物が少なく更新順位が後回し、若しくは本土で更新された中古車両の配備。（壱岐市）
- ・メリット、デメリット含め、離島消防にとって共同整備・運用は不可能である。（対馬市、新上五島町）
- ・現場活動における管轄消防隊との円滑な連携活動。（島原広域）

ヒヤリングの概要

○離島

①連携協力・共同指令センター設置（別添1-1）

- ・経費負担が大きくなるのではないかと不安（五島市）
- ・現在の安価な指令システムで十分やれる（五島市）
- ・島の方言を共同指令センター職員は理解できないだろう（五島市）
- ・コストがかかり、人もとられてしまう。実際に共同運用した場合には、地理がわからないことや、方言の心配もある（対馬市）
- ・総務や警防の当直員が交替に入ることになるが、指令業務に手を取られ、担当業務が追いつかないという声がある（対馬市）
- ・共同指令センターに負担金を出すだけでなく、職員派遣で島内の消防職員が減らされるのはデメリットである（壱岐市）
- ・指令の共同運用については、地域を知らない人が指令員でいると、災害発生場所の特定ができるのか危惧される（上五島町）
- ・共同指令センターに一本化しても、こちらの本部からも人員を出さなければならないだろう。人的メリットが少ない（上五島町）
- ・指令システムは離島型。庁舎と同時に導入し、昨年更新したばかり（上五島町）

②連携協力・予防事務処理基準の共通化（別添1-2）

- ・予防事務審査基準については長崎県消防長会監修の「消防用設備等設置指導指針」が策定されており、主にこれで審査している。（各消防本部）
- ・毎年、各本部の予防事務担当者会議を開催して本指針の改正点について協議し、改正点があれば予防課長会議を経て改正し各本部に通知することになっており、常にアップデートが保たれている。（上五島町）

②広域化（別添1-3）

- ・出張所の数が多いので、財政的には減らしたいと話題に上るが、住民は残しておきたいという意見。広域化したら減らされるのではないかと懸念がある（五島市）
- ・単独消防では立ちいなくなったら、広域化、全県一本化を考える（五島市）
- ・大規模災害で他の消防本部に応援を求めても、3～4時間はかかる（五島市）。
- ・県内消防本部からの応援は、荒天時には期待できない。ほしい時に応援がもらえないのでは消防本部一本化の意味がない。（新上五島町）
- ・全県1消防本部になった場合、AI活用により台風等の災害危険予測地域へ進路から外れる地域の消防部隊を事前に移動配置し災害に備えることについては、離島にとって広域化のメリットと考えられるが、進路予測は外れることもある（五島市）

- ・ 全県 1 消防本部になった場合、AI 活用により台風等の災害危険予測地域へ進路から外れる地域の消防部隊を事前に移動配置し災害に備えることについては、周辺全てが被害を受ける可能性があるのでは難しいのではないか（上五島町）
- ・ 広域化のメリットがあれば異論はないが、メリットが見つからない（対馬市）
- ・ 現状の署所、人員を維持できれば良いが、広域化によって減らされるのではないかと懸念がある（対馬市）
- ・ メリットは何も感じない。消防庁の言うメリットは陸続きの場合の話だと思う（壱岐市）
- ・ 仮に広域化されると、人員や資機材もレベルの低いものが配置されてしまうのではないかと危惧する（壱岐市）
- ・ メリットが見えない。消防力の整備指針では救急隊は 2 万人で 1 台。地域事情を考慮しても当本部では 1～2 台になる。基準では現状より消防力が減ることになる（上五島町）

③ 予算・人員配置と市町当局の意向（別添 1－4）

- ・ 市当局は、消防には人員、予算面とも理解がある（五島市）
- ・ 消防車両等の購入にあたっては、年次計画を作成するが、例年ほぼ計画通り。市が予算を渋るといったようなことはない（対馬市）
- ・ 最低限の人員で回しているのだから、火災では常に非番員を投入する。（対馬市）
- ・ すべてが兼任のため、救助隊や救急隊の専任者が置けないことがあるが、逆にすべてを経験できるという点は良いことでもあると考えている（対馬市）
- ・ 近年、市の財政当局は消防に対して理解が出てきたと感じている（壱岐市）
- ・ 消防の予算について、市の財政当局から減らして欲しいとの要求は無い（壱岐市）
- ・ 人口減少によって、交付税が減少している（上五島町）
- ・ 人口は毎年 400 人程度流出している（壱岐市）
- ・ 役場職員と同様に、人口減少に伴う職員の適正化を図るよう町当局から言われるが、簡単には同意できない（上五島町）
- ・ 研修のための人員が困難。若い職員を救急研修に出したいが、警防力の確保のため後手に回っている（上五島町）
- ・ 役場職員は定員の適正化で 5 年ごとに見直し、減らされているので、それがいつ消防に来るか心配（上五島町）
- ・ 近年の大規模災害を踏まえて、人員維持という形で配慮はしてもらっていると思う（上五島町）

④非常時における本土からの応援（別添1－5）

- ・佐世保市や、他の長崎県内消防本部からの応援は、荒天時には期待できない。ほしい時に応援がもらえないので、一本化の意味がない（上五島町）
- ・台風の進路予測結果に応じた消防力の移動配置は、ピンポイントの予測ができるのであれば有効と思う（対馬市）

⑤連携協力・ICT活用による他本部との情報の共有化・職員教育（別添1－6）

- ・ICTによる情報共有については、最近 Zoom を使った研修も増えている。コロナの関係で使用が増えた。限界もあるが、普及はいいことだと思う（上五島町）
- ・五島市庁舎でテレビ会議は出来る（五島市）
- ・県でも設備を用意している（五島市）
- ・当消防本部でも ICT 活用による情報の共有化・職員教育は整備できれば可能（五島市）

○本土

①連携協力・共同指令センター設置（別添２－１）

- ・現在、大きな課題はなく特に必要性は感じていない。（長崎市）
- ・災害の規模に応じて、第１配備から第３配備までの体制をとる。災害で１１９番通報を受報できなかった事態は、近年発生していない（長崎市）
- ・県北３消防本部（佐世保市消防局、松浦市消防本部、平戸市消防本部）共同運用については、システムの違い（AVM相互乗り入れ、更新時期、メーカー）があるが、佐世保市消防局に合わせてもらえるなら松浦市、平戸市消防本部との共同運用も可能性があると思う。（佐世保市）
- ・指令台の共同運用が望ましいと考えているが、関係消防本部の整備時期が異なっており、タイミングを揃える必要がある。（平戸市）
- ・通信指令台は保守料が非常に高い。IP化の対応ができない、２～３年後に大きな費用負担が見込まれる（松浦市）
- ・指令台の更新、保守費用を考えると、指令台の共同運用が望ましいと考えている（松浦市）
- ・それぞれシステム更新時期が違うことや、財政など色々な問題がある（県央広域）
- ・指令システムは令和５年度に更新予定である。（島原広域）
- ・県央広域消防本部との共同運用については、問題点が多いと認識している。メーカーの違い、防災行政無線とのリンクの仕方、消防団への情報提供方法、トータル的な費用削減不明、南部と北部の言葉の違い（島原広域）

②連携協力・はしご車の共同運用（別添２－２）

- ・当本部でははしご車を４台保有している。隣接市は佐世保市、長崎市、島原市などだが、いずれも結構距離がある。管内が広いので、呼んでも時間がかかる。特殊車両の共同運用は考えていない。長崎県内の消防はどれも管轄面積が大きい（県央広域）

③広域化（別添２－３）

- ・現在、大きな課題はなく特に必要性は感じていない。（長崎市）
- ・受託にあたっては、職員を配置し基準財政需要額に見合った財政負担をしてもらっている（佐世保市）
- ・長崎県北部ブロック（佐世保市消防局、松浦市消防本部、平戸市消防本部）での話し合いを始めている（松浦市、平戸市）
- ・部隊運用は、原則消防署毎。一部、隣接署所が近いところは直近が出るよう指令システムに組み込んでいる（県央広域）
- ・消防本部の基本的な考えとしては、旧２市１０町、現３市で既に広域化の取り組みを進めている（県央広域）

④ 予算・人員配置と市町当局の意向（別添 2－4）

- ・ 少ない職員で階級定数があるため、昇任が止まってしまい昇任意欲が削がれる（松浦市）
- ・ 財政は人口減による交付税の減少等により、消防予算もひっ迫していくと考えられる。（松浦市）
- ・ 車両更新、築 45 年の出張所の更新ともに難しい（松浦市）
- ・ 緊急消防援助隊の派遣が続いて苦しかった（松浦市）
- ・ 人事異動は旧市町の管轄にかかわらず行っている（県央広域）
- ・ 将来人口が減少するという予測は認識している。将来の人口減に対する対応を、構成市から求められたことはない（島原広域）
- ・ 財政面の問題は特に大きなものはない。消防庁舎、消防自動車も順次更新している（島原広域）

○ヘリ搬送に係る共同指令センター設置と広域化（別添3）

①県消防防災ヘリ

- ・優先順位として、消防防災ヘリを選択する。悪天候や夜間で消防防災ヘリがフライトできない場合は、海上自衛隊に要請する(危機管理課)
- ・自衛隊への要請は県からの災害派遣要請であるので、要請の3原則遵守(緊急性、公共性、非代替性)が求められる(危機管理課)
- ・救急事故現場の救急隊から、傷病者の病院搬送のために消防防災ヘリを要請されたことはない。医師同乗による転院搬送業務を実施している(危機管理課)
- ・消防防災ヘリ搭乗隊員に救急救命士資格者はいない(危機管理課)
- ・現在、各消防本部から転院搬送要請を受けているが、時には要請の重複や連続もある。このような場合、共同指令センターがあれば要請が共同指令センターに一本化され、対応がスムーズになるので共同指令センターの設置は望ましいと考える(危機管理課)
- ・消防防災ヘリとドクターヘリと、どちらが飛ぶか調整して活動を開始することはない(県防災航空隊)
- ・隊長及び隊員は、全員救助経験者(県防災航空隊)

②ドクターヘリ

- ・ドクターヘリは傷病者を病院に収容したら、燃料があれば次の出場が可能である。運行管理室を通じて共同指令センターがドクターヘリの運行状況を把握し、現地の救急隊と連絡が取れればより効率の良い運用が可能になる。
- ・共同指令センター設置によるドクターヘリ運行上のメリットはあると思う。ドクターヘリの運行情報を共同指令センター1ヶ所に流せば済む。
- ・共同指令センターが各消防本部の救急事案をリアルタイムで把握し、かつドクターヘリと常時連絡が取れれば効率の良い運行が可能になる。
- ・現在ドクターヘリの要請を各消防本部の指令担当も行っているが、小規模本部においては専任制ではないため対応要領に差がある。共同指令センターになり、指令担当者の技量も均質化されればありがたい。
- ・交通事故等で多数傷病者発生事故の場合、長崎と佐賀のドクターヘリが要請されても、共同指令センターであれば情報の整理や後方支援などにスムーズに対応できるだろう。
- ・消防本部の境界付近で発生した救急事故にドクターヘリが出場した時、救急隊の他に支援隊が必要でも当該本部にはその余力がない場合がある。広域化していれば、直近の消防隊を支援隊として出場させることができる。